

平成17年度 第5回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成17年9月26日(月) 10時00分～19時20分

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所 2階 会議室

3 出席者

(1) 委 員

木本凱夫委員長、浦山益郎副委員長 大森尚子委員、木津龍平委員、芝崎裕也委員、
野口あゆみ委員、朴恵淑委員、福島礼子委員、山本亥栄委員

(2) 事務局

県土整備部

公共事業総合政策分野総括室長

都市政策分野総括室長

下水道室長

公共事業運営室長

都市基盤室長 他

津地方県民局下水道部

事業推進室長 他

紀北建設部

事業推進室長 他

農水商工部

観光・地域づくり分野総括室長

農山漁村室長 他

四日市農政商工部

農村基盤室長

松阪市

下水道建設課長

都市計画課長 他

一志町下水道課長 他

白山町上下水道課長 他

多気町上下水道課長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業運営室長)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、平成 17 年度第 5 回三重県公共事業評価審査委員会を開催させていただきます。本日、傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、事務局といたしましては入っていただきたいと思いますが、委員長、よろしゅうございますでしょうか。

(委員長)

いかがですか、皆さん。はい、どうぞ。

(傍聴者 入室)

(公共事業運営室長)

本日は 10 名の委員中、9 名の委員の方々にご出席をいただきました。過半数の出席となりますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第 6 条第 2 項に基づき本委員会が成立することを報告いたします。申し遅れましたけれども、私、委員会の事務局を担当しております県土整備部公共事業運営室長の平手でございます。本日の司会を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、会議に入らせていただく前に、お手元の委員会資料のご確認をお願いしたいと思います。資料は赤いインデックスを付けまして、15 資料用意させていただいております。そのうち資料 11 に青いインデックスで 1 - 1、20 - 1、21 - 2、114 - 1、115 - 2、116 - 2、117 - 2、118 - 2 の資料を添えさせていただいておりますが、ございますでしょうか。

それでは、資料 1 の議事次第に従いまして、早速会議に入らせていただきたいと思えます。まず、委員会の所掌事務と議事進行につきまして、事務局より説明させていただきます。

(事業評価 G L)

それでは、委員会の所掌事務と議事進行につきまして、簡単に説明させていただきます。委員会の所掌事務につきましては、赤いインデックスの資料 15 にございます三重県公共事業評価審査委員会条例の第 2 条に規定されておりまして、その第 1 号には、再評価につきまして事業の継続の適否についてご審査いただくことになっております。また、第 2 号には、事後評価につきまして事業の効果についてご審査いただくことになっております。ご審査の後には、再評価につきましては、継続または中止のご答申をいただきたいと思っておりますし、事後評価につきましては、今後計画する事業等へ反映させる内容につきましてご答申を頂戴したいと思っております。本日は事後評価の案件ございませんので、再評価のみご審査をいただきたいと思っております。第 2 条第 3 号は、再評価と事後評価に関する評価について、特にご審査をお願いするときに該当する規定でございまして、現在のところ第 3 号関連でご審査をお願いする案件はございません。

次に、委員の皆様にご審査をしていただく再評価の視点でございますが、赤いインデックスの資料 12、三重県公共事業再評価実施要綱の第 3 条に、事業主体が再評価を行う際の視点を 5 つ規定させていただいております。事業主体はこの 5 つの視点を再評価してまい

りますので、委員の皆様にはこの点について事業継続の適否をご判断いただくという観点からご審査をいただきまして、事業の継続または中止のいずれかについて、委員会としてご答申をいただきますようお願いいたします。

次に、お手元の資料について説明させていただきます。赤いインデックスの資料4平成17年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表をご覧ください。一番右側の列の審査箇所欄に丸印が付けてございます。本日は県事業であります1番の広域農道事業と20番の都市公園事業、それと前回再審議となりました21番の下水道事業と、市の事業でございます114番の都市公園事業、前回再審議となりました市と町の事業であります115、116、117、118番の下水道事業の計8箇所のご審査をお願いしたいと思います。

再評価を行った理由でございますが、再評価理由欄に と記載しておりますが、事業採択後一定期間を経過して継続中の事業が114番と116番、117番、118番でございます。 と記載しておりますが、過去に一度再評価を行った事業が1番と21番、115番でございます。 と記載しておりますが、社会経済情勢の急激な変化により再評価を行った事業が20番でございます。過去に一度再評価を行った事業につきましては、赤いインデックス資料7～10に再評価結果一覧表を添えさせていただきましたので、ご審査の際にお役立ていただければと思います。よろしゅうございましょうか。

次に、赤いインデックスの資料5、平成17年度三重県公共事業再評価審査対象箇所概要一覧表をご覧ください。この表には、本年度再評価をご審査いただくすべての箇所の残計画の概要を記載させていただいております。この中で、本日もご審査をお願いします箇所は、1ページの1番と、7ページの20番、21番、11ページの114番、12ページの115、116、117番、13ページの118番の計8箇所となっております。進捗率が114番の22.9%から1番の94.6%となっておりますので、ご審査の参考としていただければと思います。

次に、赤いインデックスの資料6、平成17年度三重県公共事業再評価箇所一覧表をご覧ください。この表には、本日もご審査をお願いします箇所の再評価結果の要約を記載してございますので、ご審査の際にお役立ていただければと思います。

次に、ご審査の順番でございますが、本日は前回再審議となりました21、115、116、117、118番の下水道事業を一括して説明させていただきます、その次に1番の広域農道事業、またその次に20番、114番の都市公園事業をそれぞれ説明させていただきますので、その都度ご審査をよろしくお願い申し上げます。

最後に委員会の運営上の取り決めでございますが、条例第8条で委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定めると規定されております。本委員会につきましては、赤いインデックスの資料13に委員会の運営要領が、赤いインデックスの資料14に傍聴要領が規定されておりますので、ご確認いただければと思います。なお、本日傍聴されていらっしゃる皆様におかれましては、お手元の傍聴要領をよくお読みいただきまして、円滑な委員会議事にご協力いただきますようお願い申し上げます。

説明にあたりましては、効率的な説明を促す観点から、これまでと同様、説明中に「リン」を用いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。なお、大変恐縮でございますが、20番の都市公園事業、熊野灘臨海公園につきましては、事業内容が多岐にわたりますことから、いつもより若干お時間を頂戴いたしまして、20分程度説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員会の所掌事務と議事進行につきましては、以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、今事務局より説明しましたとおり、熊野灘臨海公園につきまして、異例ではございますけれど、説明に20分ほど頂戴したいとこのことですが、よろしゅうございますでしょうか。

(委員長)

はい。今、事務局の方から所掌内容と今日の進行について。最後、特に熊野灘臨海公園のご説明が20分いただきたいということですが、いかがでしょう。よろしゅうございましょうか。はい。それでは、そのような進行でよろしく願いいたします。

(公共事業運営室長)

それでは、早速審査に入らせていただきますが、今日ちょっと私ども事務局の用意した資料とは別に松阪処理区流域下水道事業再評価にかかる説明概要というものがお手元の方に配布されておったかと思えます。申しわけございませんけれども、21-3の資料ということでお取り扱いの方、よろしく願いしたいと思います。

それでは、委員長、早速ご審査お願いします。

(委員長)

はい。では、ただ今から再評価対象事業の審査を行います。先ほど事務局からご説明がありましたように、まず前回再審議となりました21番、115番、116番、117番、118番の下水道事業を一括審査します。

なお、本日の終了予定時刻は、概ね17時を考えております。説明者の方々は簡潔明瞭に前回の委員会意見に絞ってご説明お願いいたします。どうぞ。

- 21番 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区) 松阪市、一志町、多気町、白山町
- 115番 松阪市関連公共下水道(松阪処理区) 松阪市
- 116番 一志町特定環境保全公共下水道(松阪処理区) 一志町
- 117番 白山町特定環境保全公共下水道(松阪処理区) 白山町
- 118番 多気町特定環境保全公共下水道(松阪処理区) 多気町

(下水道室長)

県土整備部下水道室長の中瀬でございます。前回に引き続きまして中勢沿岸流域下水道松阪処理区の説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

前回の委員会でご審議いただき再度説明を求められております次の4項目について説明させていただきます。1点目が、合併処理浄化方式との経済比較及び効果比較(合併処理浄化槽との併用処理方式を含む)、2点目が、コンクリート下水管の維持管理費。3点目が、計画処理人口予測の妥当性。4点目が、流域下水道事業については全体事業費の詳細な増額要因でございます。説明にあたりましては、お手元に配布させていただきました「松阪

処理区流域下水道事業再評価に係る説明概要」、ちょっと先ほど配らせていただいた 21 - 3 でございますが、それと資料ナンバー 21 - 2 の委員会資料に基づきまして説明させていただきます。

それでは、個々の項目について説明させていただきますが、合併処理浄化槽との経済比較につきましては、他の項目について説明させていただいた後、下水道の効果、必要性と併せて総括的に説明させていただきます。このため、まず 2 番目の項目でありますコンクリート下水管の維持管理についてご説明させていただきます。

汚水から発生する硫化水素によって、コンクリート管が腐食することについては、既に知られているとおりでございますが、他県におきましては腐食で開いた穴から管内に土砂が流入し、管の上部に空洞ができたため道路が陥没するといったような事故等も発生しております。これらコンクリート管の腐食については、圧送管の吐き出し口など汚水が急激に空気に触れる箇所や、汚水や汚泥が付着しやすい箇所において発生しやすいとされております。

このため、松阪処理区における流域下水道管渠においては、硫化水素の発生する可能性がある箇所で、セメントの代わりに腐食に強い樹脂を使ったレジンコンクリート管を使用している他、シールド工法における二次覆工に強化プラスチック複合管であります FRP M 管を使用するなど、腐食防止の対策を講じております。

補足説明資料の資料 1 の写真をご覧ください。毎年、流域管線の定期点検を実施しておりますが、この写真に示したとおり、現在まで私どもの流域下水道管渠において腐食箇所は確認されておりません。なお、市町村の公共下水道の管渠については、流域幹線に比べて管径が小さく、大部分が塩化ビニル管を使用していることから、腐食の影響は少ないものと考えられます。

管渠の維持管理費につきましては、平成 14 年 3 月の効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアルに基づく 1 m 当たりの年間維持管理費 80 円にデフレーターを考慮して、平成 2 年度価格として年間 1 m 当たり 78 円としております。この費用は、全国約 2,500 km の下水道管渠において清掃費、調査費、補修費の実績調査を行い算出されたものであります。この維持管理費には補修費も含まれており、また、管の腐食は局所的にのみ発生するものであると考えられることから、今回の再評価時点においてはこの実績調査に基づく値を採用しております。

次に、松阪処理区の計画処理人口についてご説明させていただきます。松阪処理区の計画処理人口につきましては、当該処理区のほか、同じく流域下水道で整備を進めております雲出川左岸処理区、志登茂川処理区、宮川流域宮川処理区、その他単独公共下水道などを含め、中南勢水域流域別下水道整備総合計画、略して中南勢流総と呼んでおりますが、この中南勢流総計画において全体計画を定めております。

資料 2 をご覧ください。中南勢流総における将来人口及び計画処理人口の変遷につきましては、この表のとおりでございます。下水道の整備には長い期間を要し、整備期間内には社会経済情勢の大きな変化も想定されることから、将来的に過大な投資とならず、最も効率的な下水道整備が進められるよう流総計画も適切な時期に見直しを行うことが必要となります。中南勢流総の当初計画は、昭和 49 年を基準年度、平成 5 年度を目標年度として策定しています。当時、人口は増加傾向にあり、好景気を反映して経済活動も活発であっ

たことから、昭和 31 年から 49 年の人口実績に基づき直線式を用いて 4 市町の将来人口を 251,168 人、松阪処理区の計画処理人口を 179,200 人と推計していました。

その後、第 1 回の見直し計画は昭和 60 年度を基準年度、目標年度を平成 17 年度として策定します。この見直し計画においても、将来人口を過去 20 年間の実績をもとに原則直線式により推計しています。しかし、経済活動は依然として好調を持続していたものの、少子高齢化により人口の伸びが鈍化するなどの社会情勢を踏まえ、目標年度における 4 市町の将来人口は、各市町の総合計画の合計よりも少なく、当初計画の目標年度である平成 5 年の推計人口よりも約 15% 少ない 214,200 人、計画処理人口は 194,600 人としています。

その後、平成 9 年度を基準年度、平成 27 年度を目標年度とする第 2 回見直しを行っております。これは伊勢湾の富栄養化対策として第 5 次総量規制で窒素、磷に関する水質基準が制定されることになったことが見直しの大きな要因であります。しかし、計画にはバブル経済が崩壊し、少子高齢化が急速に進展しているという社会経済情勢の大きな変化を反映しています。

資料 3 をご覧ください。第 2 回見直しでは、それまでの直線法ではなく、資料 3 にあるように年齢、階層別の人口構成をもとに生存率、出生率を用いて予測するコーホート要因法に社会増加数を考慮するという、より実際に近い方法で将来人口を推計しています。

資料 2 に戻っていただきまして、この結果、現在の事業計画では、平成 27 年度における 4 市町の人口を 205,000 人、松阪処理区の計画処理人口を 185,410 人としています。今年度 6 月に下水道法が改正されたのを受けて、国において閉鎖性水域である伊勢湾等広域重要水域に関する流総計画を、平成 19 年度までに見直すとの方針が示されていることから、県におきましてもまた見直しの方向にあります。このように、社会情勢の変化や環境基準など法規制の改正に応じて流総計画を見直すこととされており、この流総計画の見直しの中で計画処理人口についても適宜見直しを行うこととされており。

続きまして、松阪処理区の全体事業費の増加分についてご説明します。前回資料の 21 ページでございますが、このとき今回の再評価における建設事業費は、前回の再評価のときの 700 億円から約 903 億円と、約 200 億円増加していることを前回でご説明させていただきましたが、これは主として終末処理場の建設事業費の増加によるものでございます。

資料 4 をご覧いただきたいと思えます。この表に処理場の建設事業費の内訳を整理しております。処理場の全体事業費については、当初施設の建設実績もなかったことから、国土交通省、当時建設省でございますが、これの平成 8 年度版「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」というものに示された費用関数式により算出した施設建設費に用地費及び測量試験費等を加えて 340 億円としておりました。今回の再評価においては、平成 9 年度の供用開始から 7 年が経過し、各種処理施設の工事实績も増加していることから、既に整備済みの施設については各施設の建設費の実績値、今後整備する施設については実績に基づく推計値を積み上げまして、施設建設費を算出し、用地費及び測量試験費等を加えて処理場の全体事業費を約 536 億円としております。

ちなみに施設建設費の算出に用いた費用関数でございますが、平成 11 年度に流総指針の改正が行われておりまして、そのときにこの費用関数式も修正がなされております。この修正された費用関数式を用いて処理場の全体事業費を算出しますと、処理場の事業費は約 495 億円となり、今回積み上げた事業費との差は約 8% 弱であり、今回の積み上げによる

事業費は概ね妥当であると考えられます。以上のとおり、処理場の全体事業費の差は平成 8 年度当時の旧の費用関数と実績に基づく積み上げという算出方法の違いによるものでございます。

最後に、合併浄化槽方式との経済比較についてご説明します。前回資料の 34 ページに示させていただきましたが、今回の費用効果分析にあたっては、下水道の効果を生活環境の改善効果、それとトイレの水洗化効果、公共用水域の水質保全効果という 3 つの項目で算定しております。

このうちトイレの水洗化効果につきましては、合併浄化槽を代替案とし、現在価値比較法により費用効果分析を行っております。現在価値比較法では、事業着手から整備完了後 50 年を費用及び便益の算定期間としています。つまり、松阪処理区におきましては、県が事業に着手しました平成 2 年から事業が完了する平成 57 年に 50 年を加えた平成 107 年までが算定期間となります。この期間における施設建設費。これには、整備完了後 50 年を算定期間とするため、耐用年数経過後の改築分に要する費用も含まれますが、この施設建設費と維持管理費とを年度別費用として年度ごとに算出し、これに割引率を用いて平成 2 年度における価値、つまり現在価値に換算して、その総和を費用 C としています。

便益についても同期間において合併浄化槽で整備した場合の施設建設費、下水道と同様に耐用年数を考慮した改築費を含んでおりますが、この施設建設費と維持管理費を年度別費用として同様の方法で現在価値に換算し、その総和を便益 B としております。

現在価値については、前回資料の 34 ページに費用の総和として流域全体で 1,810 億円、合併処理浄化槽を代替案としたトイレの水洗化の便益の総和を 1,144 億円と算定しました。

資料 5 をご覧いただきたいと思えます。これに対して下水道で整備した場合と代替案である合併浄化槽で整備した場合に、実際に必要な事業費である年度別費用をグラフにしたものがこの資料でございます。ここで年度別費用は前回資料の 44 ページから 49 ページまでに示した総費用算定表及び 55 ページから 60 ページまでに示しました総便益額算定表の各市町流域の別事業費を合計したのですが、このグラフからわかるとおり、算定期間における総事業費は、合併浄化槽が 7,414 億円、下水道が 7,282 億円と、合併浄化槽の方がわずかに多くなります。また、下水道事業の場合、供用開始までの事業初期において、幹線管渠や処理場施設整備に集中的な投資が必要となるのに対して、合併処理浄化槽は単年度で設置が可能で、その効果も設置後すぐに発揮されることから、算定期間を通してほぼ均等な投資となります。

しかし、現在価値への換算には、年 4 % の割引率を考慮するため、算定期間後半における投資額は、現在価値に換算すると小さくなり、合併処理浄化槽を代替案とした便益の総和は小さく算出されます。逆に、下水道の初期投資額は現在価値に換算すると大きくなり、費用の総和は合併浄化槽を代替案とした便益の総和に比べて大きく算出されることとなります。また、便益の算出にあたっては、単年度に下水道整備された人口がそのまま合併浄化槽において整備され、整備完了後も下水道の場合と同じ年度となるものと仮定して算出しております。

資料 6 をご覧いただきたいと思えます。しかし、単年度における合併浄化槽の設置実績は、ここの資料にありますように、下水道の接続数の約 2 分の 1 となっており、すべての区域を合併浄化槽で整備するためには、現在の 2 倍程度のスピードで浄化槽を設置する必

要があり、現実的にはかなり困難であると考えられます。また、浄化槽の設置費用には、宅外の水路への排水施設として1m程度の配水管を見込んでおりますが、現実には農業用水への影響などから、宅外の配水管の工事にプラスアルファの費用が必要となる場合も多く見られます。さらに、合併浄化槽を設置するためには、車1台程度の面積が必要となるため、場所によっては設置する場所が確保できないとか、農業関係者との関係から設置が不可能になる場合も考えられています。

こういった場合もありますが、便益の費用においてはすべての区域において設置可能なものと仮定して算出しております。つまり、トイレの水洗化の便益を算定するにあたって、全域で設置が可能であると仮定した上で合併浄化槽を代替案としたものであり、実際に設置可能か否かの検討は行っておりません。

生活環境の改善効果につきましては、便益を家屋周辺の水路の蓋掛け費用及び清掃費として算出しています。前回の委員会では合併浄化槽を代替案とした場合、水路の覆蓋は必要ないのではないかというご意見もございましたが、資料7をご覧くださいと思います。資料7に県内の流域下水道処理場における放流水質と三重県庁の合併浄化槽の放流水質の実績を示しております。月4回の放流水質の調査や定期点検の実施等、個人設置の浄化槽に比べ適正に管理されていると考えられる県庁の浄化槽でさえ、放流水質のBODが年平均で15程度と、下水道の放流水質に比べて非常に悪いものとなっております。

資料8をご覧くださいと思います。国土交通省から出されております資料においても、下の段の水質のところでございますが、一般的な目標水質であるBOD20mg/lを達成している浄化槽は83%程度。また、BOD5mg/l以下では30%程度となります。また、浄化槽は家屋1戸の下水を処理することから、時間的な負荷変動が大きく、処理水質が非常に不安定になります。

資料を4枚はねていただきまして資料9をご覧くださいと思います。資料9に示したとおり、三重県で一番汚いとされる勢田川でもBODは4mg/l程度であり、15mg/lというとかなり汚い状況であると言えます。

資料10をご覧くださいと思います。また、資料10には合併浄化槽の法定検査の実施状況を示しております。浄化槽法第11条では、年に1回点検するよう規定しておりますが、この検査でさえその受検率は三重県で約35%、全国平均で35%しか実施されていません。つまり、性能が十分に発揮されていない浄化槽が非常に多いと言わざるを得ない状況であると言えます。さらに、多くの浄化槽の放流先である宅地周辺の水路は、通常流れがなく、放流水を希釈するような流量がない場合が多く、滞留した放流水が1週間程度で腐敗することも考えられます。このため、管路を通して汚水を処理場に集め、放流先の水質等を考慮して河川や海域に放流している下水道と同等の効果を発揮するためには、合併浄化槽の場合であっても臭気等の発生を防止し、生活環境を改善するため、水路に覆蓋を施工するべきであると考えられます。

続いて、水質改善効果についてでございますが、昭和45年の下水道法の改正において公共用水域の水質保全が下水道の目的として加えられましたが、現在下水道の使命として最も大きなものであると言えます。資料7をご覧くださいと思いますが、資料7にも示したとおり、流域下水道処理場の放流水質は、合併浄化槽に比べて非常に良好な水質が確保されております。また、閉鎖性水域である伊勢湾においては、赤潮の発生など水質汚濁

が年々進行していることから、汚濁の要因である窒素、磷まで除去する高度処理が必要となっております。

飛びまして、また資料 11 をご覧いただきたいと思います。資料 11 のとおり、昭和 45 年に水質汚濁防止法が制定されて以降、伊勢湾の水質保全を図るため、5 次に至る総量規制が実施されており、平成 14 年度の第 5 次総量規制から、それまでの COD に加えて窒素、磷についても総量規制基準が定められました。このため、流域下水道処理場においては、松阪を含む供用済みの 4 処理区及び現在建設中であります 2 つの処理場においても、それまでの標準活性汚泥法から A 2 O 法という高度処理方式に変更して施設整備をするとともに、高度処理により汚水を処理しております。

この総量規制につきましては、日排水量が 50m³以上の事業所を対象とするものであり、個人が設置する合併浄化槽には適用されないことから、個人が設置する合併浄化槽につきましては、窒素、磷の除去は義務付けられておりません。

資料 12 をご覧いただきたいと思います。現在では合併浄化槽においても、窒素だけでなく磷まで除去できる性能を有した製品が開発されておりますが、資料 12 に示させていただいたとおり、三重県における高度処理型浄化槽の設置割合は、平成 15 年度末で松阪処理区で 1.5%、県全体でも 1.4% という状況となっております。水質規制は公共用水域の汚濁の状況を勘案し、年とともに強化されており、下水道処理場の場合、施設の改善や運転方法の変更などにより、その都度基準に適合した放流水質が確保できるよう対応しております。しかし、合併浄化槽の場合、水質規制に対応するためには、新たな個人負担により施設を更新する必要があり、実際には速やかな対応が難しいというふうに考えられます。

また、資料 12 のとおり、現在県内に設置されている浄化槽の 7 割は単独浄化槽でありまして、浄化槽や住宅の耐用年数等を勘案すると、これらの単独浄化槽を水質改善効果の高い合併浄化槽に転換することでさえ、現実的には非常に困難であると考えられます。

このように、公共用水域の水質保全には、汚水を集中し一括して処理する下水道方式が最も効率的、効果的であると言えます。しかし、下水道は原則として下流から整備するため、整備完了までに長い期間を必要としたり、家屋が点在する地域においてはかえって費用がかかる場合もあります。このため、各市町村におきましては、経済比較や地域の特性などを勘案した上で、全域における生活排水処理を下水道、農業集落排水と合併処理浄化槽等のどの手法で整備すべきかを、三重県生活排水処理施設整備計画、通称生活排水アクションプログラムと呼んでおりますが、この中で位置づけております。また、アクションプログラムでは下水道計画区域として位置づけられている区域であっても、整備までに時間のかかる区域につきましては、暫定的に合併浄化槽で整備することも可能であるとしております。このように、1 日も早く県内全域で生活排水処理施設が整備されるよう、下水道、農集、合併処理浄化槽などを所管しております各部局が連携して、それぞれの事業を推進しております。

以上で、前回の委員会においていただきました意見につきまして、ご説明を終わらせていただきますが、トイレの水酸化など生活環境の改善とともに、下水道には公共用水域の水質を保全し、伊勢湾を再生し、子孫に残すというような大きな使命がございます。このため、関係部局と連携協力し、一層のコスト縮減に努めるなど、さらに効率的、計画的に下水道整備を進めていきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(委員長)

前回委員会の意見について、丁寧なご説明ありがとうございました。委員の方々、ただ今のご説明について質問頂戴いたしますが、どなたからでも。どうぞ。

(委員)

何点か質問させていただきます。まず、1番に資料1、下水道のメンテナンスの関係ですが、硫化水素によるコンクリート腐食対策のご説明をいただきましたが、下水道にダメージを与えるのは硫化水素だけと考えておいていいのでしょうか。

2点目が、メンテ費用。全国の例から算出して、1m当たり78円ですか。これは年間ですね。年間そのくらいかかるというお話ですが、これは十分それに準拠して考えていい安定した実績による数値ということなのかどうかということをお尋ねしておきたい。

それから、3点目としては、78円/mを前提にすると、松阪流域下水道が完成したときには、年間どれほどのメンテ費用ということになるのかを教えてください。メンテ関係についてはそんなところですね。

それから、大きな2つ目として資料4番、処理場の建設事業費であります。当初340億と想定しておったのが536億に、約1.75倍ぐらいに増えておりますが、この費用関数による推定というのは、随分杜撰なやり方に基づいて当初計画を定めるというのはびっくりしましたね。こんなおよそ200億も間違いが出るような。間違いと言っちゃいかんのか。見直してみたら200億も差がありますというのをのうのうと出してくるような、こういうひどい推定方法でやっておられるんですかね、三重県全体が。あるいは、この松阪だけがこういうやり方でやりになったのかどうか。費用関数方式というのは、どれほどの信頼度のものなのか。このデータだけから見ますと随分信頼性が低いように思えますけども、それについてきちんとご説明をいただきたい。

それから、大きな3つ目として、合併浄化槽方式の費用を、1回目のご説明のときの資料の34ページで、1,144億円とお出しになっておられますが、これはあくまで松阪流域下水道の全域を合併浄化槽でやった場合の値ですね。ということ、ちょっと確認させていただきたい。資料5の方の合併浄化槽で、平成2年から平成107年にわたって7,414億円というのも、これは多分全域をおやりいただいた場合の数値かと思えますけども、それをちょっと確認させていただきたい。

それから、資料6のところのご説明で、合併処理浄化槽の設置実績から見て、合併処理浄化槽の設置スピードというのは遅いというご説明でしたけど、これは公共下水道方式と同様に、ある地域については合併処理浄化槽方式でやるというようなことを条例で定めて、市民合意の上で条例で定めておやりになれば、もっとスピードが上がるんじゃないかと思えますけども、その辺いかがですか。

それから、資料7で三重県庁の浄化槽における放流水質が大変悪いと、流域下水道処理方式に比べて悪いというご説明をいただきましたけれど。まず1つは、では放流水質はどれだけを目標にしておやりいただいているのかということをご説明いただきたいということと、2点目に、三重県庁の浄化槽というのは、いつ、どういう方式のものを、メーカーさんはどこのものでやりになったのかということを開示していただきたいということ。そ

れから、三重県庁のものを現在最新の技術レベルのもので、合併浄化槽方式でやったという場合には、この放流水質はどのくらいになるのかということをお教えいただきたい。このデータだけで合併浄化槽方式が汚いよと言えるのかどうか。そこをきちんと説明をいただきたい。

まず、その当たりの説明をお願いします。

(委員長)

下水道事業。今のメモよろしいでしょうか。かなりたくさん質問いただきましたが、ご質問の確認はいらないですか。

(下水道室長)

まず、1点目の下水道管に与える影響というのが硫化水素だけかというご質問でしたが、下水道管につきましては、硫化水素で劣化する、腐食するということでは言われております。あと、三重県の方はまだまだ下水道自体が新しいわけですが、他県の事例等を見ますと、管の中に木の根っこが入り込んだり、そういった事例も見られます。そういったところも点検を含めて調査しているわけでございます。

それから、年間の維持管理費、先ほど80円と言いました。確かに年間の維持管理費でございまして、これにつきましては、先ほど説明でも言わせていただいたとおり、全国の市町村の2,500km下水道管の清掃費、調査費、補修費と、そういったものの実績調査をもとに算出されたものでございます。

それと、松阪処理区がすべて整備された場合の管渠の維持管理費でございますが、すべて整備されますと年間1億5,000万ほど要します。延長が1,925kmになります。流域下水道と市町村の管渠を含めて、それが年間80円で換算しますと1億5,000万円程度要するというところでございます。

次の処理場の建設費でございますが、我々としても当初概算事業費を算出する上で、施設、特に下水道は非常に施設が多岐多様にわたっておりまして、土木施設もあれば建築施設もある、機械設備もあれば電気設備もあると。こういったことから、処理場とかポンプ場につきましては費用関数等を用いております。これは全国的な事例を捉えて換算という形で国の方から出されているような資料でございまして、当然処理場のサンプルをもとに算出しているわけですが、年々サンプル数が増加してくればより精度が高くなっていくということでございます。三重県では、こういう形で算出していますが、これが一般的ではないのかなというふうには思っております。

合併浄化槽の費用でございますが、前回資料の1,144億円。これは処理区域内で仮にすべてを浄化槽で設置した場合のことで算出しておりますが、あくまで先ほどご説明しましたように現在価値比較法という形で算出したものでございます。

それとあと、条例等で定めれば浄化槽の整備スピードが上がるのではないかというご質問でしたが、これについては私どもの方、まだ検証とかその辺実態等は把握しておりませんので、その辺何とも申し上げることはございません。

県庁の浄化槽でございますが、ちょっと設置年度、メーカー名は今手元にはございません。基準としましては、浄化槽につきましては平均でBOD20以下というふうには思ってお

ります。一応、質問の回答は以上でございます。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

ありがとうございました。メンテ費用ですけど、現在1m当たり80円。これは年々増える傾向にありますか。

(下水道室)

当然延長が増えてくればそういうことですが、これは全体で割り戻してという形になっていますので、今のところだいたいこれぐらいで収まっています。

(委員)

いや、メーター単価の事を聞いております。

(下水道室)

メーター単価はこんなものです、今のところは。

(委員)

落ち着いていますか。

(下水道室)

はい。

(委員)

ただし、このメーター単価には、つくり直しの費用というのは入ってないですな。

(下水道室)

それは改築という形で別途建設費の方で考えております。

(委員)

それから、処理場の建設費、この費用関数云々というのですが、普通こんなやり方で県さんは、ほかの土木事業等についても予算をお立てになるのですか。

(下水道室)

ちょっとほかの事業はお答えしにくいんですけど、今回の場合当然700億というのを、先ほど説明いたしましたように費用関数からほぼ求めたような形になっていますけど、我々事業を進める段階でだいたい5年に一度認可計画という形で国の認可を得て事業を進めております。認可につきましては、ある程度5年先という形を見ながら、どんどん5年

後、5年後、5年後という形で施設整備を進めるとしてありまして、認可の中で別途その期間の事業費を認可という形で、その分にかかわる事業費がいくらですかという形で定めております。

それにつきまして、平成10年に松阪処理区も再評価を受けておりますけれども、そのとき当時の能力で39,900t/日という認可を受けておりました。事業費といたしまして639億、ほぼ640億という形で認可を受けております。今回の認可が47,500t/日という形で施設規模で受けてありまして、現在の事業費が640億という形でほぼ変わらないような事業費で、当時ちょっと700億というのは、全体事業費も見直して当時ご説明申し上げればよかったんですけども、計画を立てた当時のお金が700億で、そのまま費用関数も古かったということで、このようなちょっと差が出ておりますけど、ほかの事業も必ずしもこういう形でやっておるということではないと思うんですけども。

(委員)

費用関数方式で出す場合、ばらつきがものすごくあると思うんですね。これおそらく平均値の数字が何かを使ってやっていると思うのですが、ばらつきの上限あたりだとどうなるかというような、そういうことをこういう費用関数というような怪しげな統計数字をお使いになるのであれば、ばらつきを想定して最初に計画をお立てになるべきだと思います。そういうことをおやりになってないから、こういう間違いが出てくる。最初からとにかく下水道ありきで、公共下水道方式で突っ走るんだということで、とにかく費用算定はかなりラフでもいいわというふうにおやりになったというふうに思いたくなりますな。

おそらく今この場ではそれ以上のご回答は得られないと思いますから。こういう非常に大きな事業をおやりいただくときには、もうちょっときちとした数値を前提にして計画を推進するか、あるいは見直すか、決めていただきたいというふうに希望しておきます。

それから、合併浄化槽の設置スピードについての私の質問にお答えを頂いていない。設置スピードが遅いということについては、三重県の従来方式でのやり方での設置実績で持ってくるんじゃないなくて、全国あちこちで合併浄化槽方式を自治体がまとまって推進している所が出てきていますから、そういう所の推進スピードを持ってきて、どうだという言い方をしないといかんと思いますよ。こんなデータじゃ判定できませんな、良し悪しは。

それから、先ほどの県庁云々のものについても、もし最新のものでやったらどうだということを、データとしてお出しいただきたい。今の状態で従来方式の公共下水道で突っ走っていったいいのか、あるいは一部合併浄化槽を持ち込むのかという議論をしているのです。合併浄化槽の技術はどんどん進歩しているというふうに聞いていますから、最新のデータでご回答いただきたいと思います。

(下水道室)

下水道計画グループの永納と申します。今の委員のご質問につきまして、ちょっと補足的に説明をさせていただきます。費用関数につきましてですけれども、確かにおっしゃるとおり非常にラフという結果になっております。それにつきましては、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたように、高度処理という新しい方式で当該処理区についてはスタートしております。

費用関数につきましては、国等におきまして全国的な実績をかなり積み上げた上で関数値を設定されております。私ども実績がなかったものですから、それをもって当初の計画にしたと。先ほども説明しましたように、処理施設についての費用関数については、全国的に高度処理という方式がだんだん進んでまいりまして、関数値の見直しがされております。それで今回当てはめて計算をしてみますと、先ほども申しましたように、積み上げで出した費用との差が約8%ぐらいという程度になっております。

費用関数につきましては、当然流域幹線管渠等の整備につきましても費用関数式が示されております。それにつきましては、費用関数式で算出しましたものと、実績で出しました事業費がほぼニアリーということになってございますので、関数式の精度についてその時点でどうだったかということについては、委員のおっしゃるとおりかと思えますけれども、ある程度実績に基づいて定められた式であるということだけご説明をさせていただきたいと考えておるところでございます。

それと、浄化槽のスピードにつきましてですけれども、あくまでも今回資料としては、現状の実績と松阪市と同規模の県内市町村の実績等だけお示しをさせていただいております。ただ、今回の費用効果の分析にあたりましては、あくまでも下水道で整備されたものが、そのままそのスピードで合併浄化槽で整備をされるという仮定のもとに算定をさせていただいておりますので、委員が言われますように、合併浄化槽の整備スピードを上げる等々の方策は当然あるかと思えますけれども、現状としてお示しをさせていただいたと。それと、計算の中ではあくまでも下水道を整備するのと同様の速度で合併浄化槽で域内を整備するというところで計算をさせていただいております。

それと、今回の新しい浄化槽でやった場合、県庁の方はどうなるんだということについて、試算はさせていただいております。ただ、お示しをさせていただきましたように、窒素を取れる高度処理型というのは普及も進んでおるところでございますけれども、隣まで除去するという型式のものは、数年前新たに開発されて、まだ設置実績等も非常に少ない状況でございます。1%程度というふうには聞いております。現在ある浄化槽をすべて隣まで除去できるタイプに変更するという想定はしておりませんし、それをもってどれぐらいになるかというのは、ちょっと私どもとして試算する予定がないということで、ご回答させていただきたいと思えます。

(委員長)

委員、今の事務方の説明でよろしゅうございますか。

(委員)

いや、納得してない。

(委員長)

納得してないけれど、ご説明は伺ったということで。では、ほかの。どうぞ。

(委員)

関連の質問をしますけど、よろしく願います。費用関数についてですけれども、経

過からちょっと確認したいんですけど、最初に使われた費用関数というのは、当初計画が平成2年ですか。1年にやられて2年から事業をされているわけですから。そのときの費用関数を、例えば国が設定したものであれば、それはいつのものなのか。それから、今回採用した、それからその前に再評価をされていますね。再評価のときには、その費用関数はそのままだったのかどうか。

それと、最初に費用関数として採用するとき、おそらく今の、結果論かもわかりませんが、こういったものを使うときの精度というのを、やはり採用する側としては疑問視をして、検討されたと思うんですね。というのはどういうことかと言いますと、その時点で事例はどの程度であったのかとか、先ほど委員も言いましたように、幅があるとするならば、最低と最大がどうなのかとか、そういうことを検討されて、その次の平成10年度に再評価されたということですから、当然事業費が今後どうなっていくかということは、最大の関心事だと思うので、その時点で費用関数に対してどういう検討を加えたのかで、結果的にどうだったのか。そして、今回こういうことで使われた費用関数は、最新のいつのものなのか。それは当初とどう違うのか。どの部分がどういうふうに精度が上がったのかということ。そして、これからまだ事業続くわけですから、まださらに費用関数が変わる可能性があるのかないのか。ないとするならば、その理由はどういうことなのかということの説明をいただかないと、とても納得できませんですね。よろしくお願いします。

(下水道室)

費用関数につきましては、当初平成8年の流総指針を見ても、同じような形で費用関数が出ております。当初というか、建設当時からこの値をずっと使っております。幅についてというお話でございますけども、ちょっと我々全部のデータを持ち備えておりませんで、その幅を検証することができませんでしたので、流総指針に出ております平均値をとって、平均値という関数で出ておりますので、それをもって当時は全体事業費を算出しております。

費用関数が変わった要素としては、先ほど説明しましたように、処理場の処理方式でございます。処理方式と申しますか、平成11年度に今の費用関数になっておりますけども、そちらの方は比較的下水道が進んでまいりまして、新しい処理場がたくさんデータとして入ってきたと。我々、平成元年計画当時に使っておる関数につきましては、どうしても古い施設。どちらかと言いますと、政令市等古くから事業をやっておるデータが中心になっておるかと思っておりますので、どうしても今に比べると安く出るといふ要素があったとは思いますが、ちょっとデータをすべて持っておりませんので、その辺を詳しく幅があれば上を取るべきだとか、下を取るべきだという意見もございまして、持ち合わせておりませんので、その式を単純に使って費用を比べております。

変わった要素といたしましては、やっぱりデータが増えて新しいものが入ってきて、その分コストが上がっておるといふことかなとは推察されますけど、厳密にどの施設が上がったというようなことについての知見は持ち合わせておりません。

(委員長)

委員、いかがですか。どうぞ。

(下水道室)

すいません。それと、今の費用関数につきましては、先ほど申し上げましたように、現在の事業費は積み上げておりますので、我々も一通りの施設は現在つくっております。ですから、それをこれからつくる施設に単価で置き換えていくことができますので、概ね今積み上げた単価は実績に応じてつくっておるということで、さほど大きく変わらないとは考えております。

それと、現在の費用関数に比べても、先ほど説明しましたように8%程度費用関数に比べて積み上げが高くなっておりますけども、現在の費用関数もそういう形で出ておりますので、我々の積み上げもかなり精度は上がっておるというふうに考えております。

(委員)

それでは、もとに戻りまして、これは私の方で前回は質問したと思うんですけども、そうしますと、当初の計画から200億近く増額になった要因は何ですか。費用関数の問題じゃなくて、それは費用関数で計画をしたということが問題じゃなくて、計画した内容がどう変わったかではないのでしょうか。今のお話を伺うと、11年度に処理方式を変えた費用関数でやったところ、今の現状に合っているというお話ですから、処理方式が変わったからじゃないのですか。そうすると、処理方式が変わると、どういう部分でどういうふうに増額要因が出てきたかということの説明していただきたいんですけども。

(下水道室)

すいません。ちょっと言葉足らずだったんですけども、処理方式は変わってないんです。そのまま費用関数が変わっております。

(委員)

どういうことですかね。

(下水道室)

処理方式は同じなんですけど。

(委員)

当初からですか。

(下水道室)

はい。

(委員)

そうすると、こういうことでしょうか。当初の計画時点での費用関数については、実は事例はその前の古い処理方式の事例で関数をつくっていたにもかかわらず、それを採用して計画を立てたので差額が出てきたと。こういうことでしょうか。わかります。今の説明

をお伺いしますと、処理方式が最初から変わってないということですから、費用関数は処理方式が変わったから新しく最新のものに平成 11 年度に変わったと、私は今お聞きしたんですけども。

(下水道室)

そうではなくて、費用関数そのものが変わったということなんです。同じ処理方式なのに、費用関数そのものが変わってきたということです。ですから、以前の費用関数がかなり過少な形で出ておったということでございます。

(委員)

処理方式が変わっていないのに、費用関数が変わったというのはなぜですか。

(下水道室)

それは統計の取り方が変わってきたからだと思えますけども。

(委員)

統計の取り方。それはどういうデータの取り方。何が加わったんですか。

(下水道室)

これもちょっと国の方が出している関数ですので、中身までは詳しくわからないんですけども。

(委員)

そりゃそうですけども、今ここでお聞きしたいのは、いわゆる下水道事業に対する姿勢をお聞きしたいわけです。というのは、それだけ大きな差が出たのに、費用関数が変わっただけの理由で、「はい、これだけ増額になります」と言うだけではおかしいと思えますよ。それはだから、費用関数がなぜそういうふうになったかということ、当然事業主体が調べて、今後何が問題として残るかということ、徹底的に調べなきゃいかんと思えますけども。そして、その結果で我々に何か一般的な説明で納得できるようなもので答えていただければいいと思うんですけども。いかがですか。

(下水道室)

前回のデータがどのような形で出されておるかというのは、ちょっと本当に式を入れればポンと出てくるものですから、中身はわからないんですけど、今回の場合は積み上げておりますので、費用関数が変わったからこの金になったということではございません。資料 4 の方をご覧いただくとわかるんですけども、流総指針の 8 年版という形で費用関数が出ております。こちらの方の費用関数で $C = 463Q^{0.719} \times$ 云々というのがあるのですが、この頭の数字の方 463 と、参考という形で 11 年度版を見ていただきますと 1129.9 という形で、もう式そのものが全然変わってきておるということで、これが一番大きな原因なんです。

(委員)

いや。ですから、式がこれだけ変わったのはなぜなんですかということですが。なぜこんなに式が変わった。だから、データの取り方だったら、そのデータの取り方の何がどう変わったのですか。

(下水道室)

それはデータとして新しいものが入ってきたということだと思います。今回の採用値は積み上げでやっています。式は使っておりません。

(委員)

積み上げというのはどれですか。

(下水道室)

まん中の黄色い部分ですね。こちらの方は我々が独自に積み上げております。実績を積んでまいりましたので。

(委員)

そうすると、10年度の再評価のときも積み上げをされましたか。

(下水道室)

再評価のときは、この流総指針の値を使っております。

(委員)

なぜそのときは積み上げをしなかったんですか。

(下水道室)

そのときはまだ供用開始して間もなかったものですから、我々高度処理の実績がなかったものですから、それを全体を見直す知見がなかったということで、とりあえずそのままの形でお示しをいたしましたけども、先ほどの説明で申し上げましたけども、認可という形で別に自分で積み上げを行った今までのこれからつくる分、5年先までの分につきましては積み上げを行った値を示しております。全体を見通すことはとりあえずできなかったものですから、そのときはこのままの値を使っています。

(委員)

積み上げのタイミングというのは、処理場の場合どういうタイミングで積み上げをするのが適当なんですか。適切な積み上げの時期というのはいつなんですか。

(下水道室)

一通り施設の単価がわかれば、そういう形で早い時期にやらせていただくのがいいと思

います。ただ、高度処理につきまして、我々初めてで知見がございませんでしたので、こういう形になりました。

(委員長)

ちょっとご自身で下水道室も整理してください。何か食い違いがあるような感じで、Q & Aが。いいですか。はい、どうぞ。

(委員)

資料4に関するもので、積み上げ(今回採用)のところの金額が、平成8年度に比べると約1.7倍以上増えたことの一歩大きな要因として、今この式が出ているのですが、費用関数を見ますと、式そのものはほとんど変わっていないんですけども、その係数がかなり変わっていることに起因すると。そういうふうにしに読み取れないんですね。多分そうだろうと思うのですが。

まず、係数が463QのQのところを見ますと、それが1129という、約3倍近く上がったのは、ここのQのところの備考欄を見ると、計画処理能力というところに当たるものだと思うのですが、そこにやや私が矛盾を感じているのは、一番最初8年度には1日約13万tの処理能力を持っているものを、新しい計画には11万tとあって、1日2万t減らしていくものになっているのですが、ここの減らされているということは、結局縮減というか、減る要因になるはずなのに、それが増えていくという形になるとすれば、言えることは処理場の建設費がべらぼうに高くなったということでは説明しようがないんじゃないかと。それは、計画処理能力だけで、全部Qでされているようなものが、Cのところでの処理場建設費というふうな形になっている部分におそらく鍵があるんだろうと思うんですね。

私の質問は、1日の処理能力が2万t減っているにもかかわらず、どうしてこんなに増えていくんだろうと。そういう部分の説明がまずされていないと、この資料4に関する部分でこれだけ増えたんですよという説明にはまずならないんだろうと思うのですが、その辺の部分はどこを見ればいいのか、どういうふうに説明されるのか。そこを教えてくださいたいと思います。

(委員長)

すいません、関連して。まったく私も同じ意見なんです。基本形は何も変わってないですね、算定方法の。処理能力が2つに分割されて、その係数が大きくなった。「 $\times()$ 」というのはそんなに大した数字じゃないですから。例えば、11年度右から2つ目の列ですけども、なぜQが2つに分けられたのかどうか。なぜその係数が、今委員言われたように大きくなったのか。これはおそらく委員の質問とかかわってくると思うんですけども、おそらく先ほどの下水道室だと、全国の事例入れるとこのように係数が変わるんだと。2つに分けなきゃいけないんだということだと思うのですが、委員の意見をちょっとなぞったような形なんです。あの数字がどうして出てきたのかということが1つのポイントだと思います。

(下水道室)

かなりラフな関数なんですけども、一番初めのC = の後に出てくる数字が、これ標準法という形で費用関数出しております、その後の 90.144Q 云々というのが高度処理の分。それで、あとの分が償却の分という形で分かれて出されておるんですけども、なぜか最近の流総指針について標準法を、過去から実績のある標準法について係数が変わってきたということで、ちょっと我々も内容を理解しがたいところあるんですけども。

(委員長)

わかりました。1つだけ。資料には急速ろ過と書いてあるんですけども、これはそちらの下水道室のお言葉ですと高度処理ですね。

(下水道室)

A2O自体も高度処理になっています。

(委員長)

そこで、利根川とか淀川のような原水が相当汚れている所では高度処理法の導入はわかるんですが、ここの三重県でもそういう高度処理をせざるを得ないような原水ですか。高度処理を導入するという。

(下水道室)

窒素、燐につきましては、我々としてはA2Oが一番適しているかなと思って採用しています。

(委員長)

今までの通常の処理よりも高度処理の方が、それはお金かかったらいいんでしょうけど、そこまでする必要があるのかということなんですが、私の質問は。

(下水道室)

法的にはそういう問題はございませんけども。

(委員長)

でしょう。

(下水道室)

水質規制も窒素、燐にかかってきていますので。

(委員長)

あくまでも伊勢湾を睨むとという理解でよろしいですか。

(下水道室)

はい、そうですね。

(委員長)

はい、ありがとうございます。ごめんさい、どうぞ。

(委員)

具体的な補足説明される資料がないとすれば、多分次回に説明の資料を求めざるを得ないと思っているのは、この資料4が1つ鍵を握っているものだと思うんですね。見てみると、基本条件としては処理方式まったく変わらない。計画処理能力は2万t1日減る。それにもかかわらず費用関数のところで結局Cのところで200億円というのが増えてきていることになるのは、どうしても係数がこれだけ増えていく。指数が変わらないのは1つのマニュアルですから変わらないと思うのですが、ここで係数がこれだけ変わっていきますと、当然200億円で収まるのが不思議なほどなっているなと思うんですね。

だから、その辺の部分が、計画処理能力が減ったにもかかわらずベースが数倍に増えて、しかも同じような90.144Qとかもあれば、463Qだったのが1129.9Qになっていくもののだとか、同じものがあるとすればまた違うものが出てくるところへの、そのの意味を説明されなければ、おそらく200億円の増額というか、それに関しては説明ができないんだらうと思うのですが、資料があればお願いしたいと思います。

(下水道室)

今、我々が採用しています流総指針の方を前に映しています。細かくて見にくいかと思えますけども、そういう形で概算工事費を算出させるようになっておりますので、単純にグラフが変わってきたということでございます。それで、2万t減っているのに、お金が増えていくという話ですけども、2万t当然増やせばもっと増えるという形です。それは、たまたま今回が流量が2万t減りましたので、こういう形で事業費が変わっていますという形で出させて。まん中をちょっと抜いたような形で出しましたけども、特に大意はなくて、単純に費用関数でやればもっと大きくなるというふうに考えていただいて結構でございます。

(委員)

それは当然です。2万t減ってこれだけのものなの、同じようなもとの計画だとするともっと増えるということなんですが。この表が途中で変わっているという形で、左側がQの費用関数の計算の1つの方法だとすれば、右側のところで採用されているのは、何を採用されて、それがどういう形で、係数にこれだけ大きな3倍近いような膨らみを持たせているのは、どの辺のグラフを見えればいいのか。その説明をもうちょっと詳しくしてください。

(下水道室長)

先ほどから申しますように、費用関数の内訳については、ちょっとどの時点でどういう数字を積み上げて関数をつくったかというあたりは、私ども今手元に資料がございません。ただ、考えられることとしまして、当然処理場の費用関数、設計基準等は、以前から三重

県の場合今三十数%という低い下水道普及率ですけれども、これまでに整備をされてきておる全国的な処理場の標準的なパターン、それを活用しています。

それと、最近当然耐震構造等も処理場には求められておるといふようなことで、そのあたりで最近つくる下水道の処理場については、以前よりも価格が高騰しておると。それと併せて、昭和の終わりから平成にかけて非常に単価等も上昇しておるといふようなこともございまして、費用関数式をつくる時に、全国的な実績等を積み上げてきた場合により実態の価格に合うような形ということで費用関数が平成 11 年に見直されたのではないかと。私も詳細なご質問にお答えする資料を持っておりませんので、こういうお答えしかできないのですが、そういうこともあるかと。

ただ、以前高かったのが、どこの部分とどこの部分がどんなふうになって高くなったという部分については、今詳細な資料を持ち合わせておりませんが、今申しましたように、当然ライフラインということで阪神大震災等でもいろいろ言われていますので、最近耐震性については非常にアップするよとということも指導されておりますし、ちょうどその時点で、最近では価格については非常に落ち着いてきておりますけれども、建設費自体が上昇傾向にあったということも反映しまして、平成 8 年度の流総指針での費用関数式が 11 年度において見直されて、委員がおっしゃるように、標準法の係数が、係数だけで指数の部分はあれですけども、係数の部分が約 3 倍程度に逆に上がっているというあたりの原因はそういうことではないかということ判断をしますけれども。

ただ、古い費用関数のままでいつまでもすべての全国の下水道処理場なりを計画しておりますと、より実態に合った形でない形で全体計画がつくられるという可能性がございます。それで、今回私どももっと早い時期で積み上げ等というご指摘があったのは当然かと思えますけれども、今回この時点で見直しをさせていただいて、私どもの工事の実績価格も数多く積み上がってまいりましたので、それに基づいて全体の事業費を見直させていただいたと。その費用をとりあえず参考までに 11 年度に見直されました費用関数式でチェックをしますと、全国の平均的な値というか、それと比べても若干高い部分はありますけれども、概ね妥当ではないかということ判断をしておるといふ状況でございます。

詳細な資料はちょっと手持ちがございませんので、きちんとしたご説明はできないんですが、その程度かと思えます。すいません。

(委員長)

ちょっとお待ちください。そうですね。ちょっと論が整理できて表も出ましたので、委員どうぞ。

(委員)

私は確認ですけども、もう一度ちょっと教えていただきたいのは、この処理場の全体の施設設備の設計の完了した時期ですね。年度はいつだったのかということと、それから、今もお話がありましたが、この事業に対して初めて積み上げで計画を見直した時期はいつなのか。今年度なのかどうかということをお聞きしたいと思います。

(下水道室長)

お答えします。当該処理場、平成9年度末に供用開始しております。ただ、そのときには当然流入にかかります流入ポンプ棟とか、そのあたりは暫定施設ということで、とりあえず供用開始しておりますので、きちんとした整備はできておらない。それで、中継ポンプ場につきましても、いくつか全体の中で計画しておりますけども、その辺につきましても暫定的なマンホールポンプ等で、まず供用を急ごうということをやっております、全体的にきちんとワンサイクルというんですか、それが整備ができたというのは、前回再評価いただいた後になろうかと思えます。

それと、積み上げて全体事業費をいつきちんを見直したかということでございますけれども、先ほど申しましたように、松阪処理区につきましては事業認可ということで国の方に認可をいただいて、当面数年先までの事業費等ははじいております。その中では積み上げに基づいた見直しをしておりますけど、併せて全体にかかる見直しをさせていただいたのは、今回きちんとした格好でお示しするという形で積み上げをしております。その都度全体としてどのぐらいの事業費が概ね5年なり先にかかるかということは、事業計画の変更時点では見直しはさせていただいております。

(委員)

そうしますと、確認ですけども。平成9年度の供用開始までには、全体計画を積み上げができるような計画としては完了していなかった。事業の進め方としては、費用関数をもとに全体事業をつかみながら進めていたと。こういうことでしょうか。

(下水道室)

一応、そういうことでございます。

(委員長)

それでは、委員、どうぞ。

(委員)

今のお話は、結局、国の関数が実態に近づいてきたというか、今の積み上げの実績の数値、現実的な積み上げの数値の方に関数自体がうまく改良されてきたというか、そういう話なのかなというふうに、私は逆にお聞きしていたんですけども。

なぜそこに集中するかというと、 B/C が今回1.0いくつというか、かなり下水道事業の場合低い値がいつも出ていますよね。それで、 C の値がそんなに簡単に変動する。高々10年足らずの間に、こんなに安くできますと言って計画を始めたものが、10年たたない間に、実は1.7倍の工事費がかかっちゃうんですという話に簡単になるような工事であれば、 C の方の増加というのが今後どうなるものか、かなり不安要因が多いように、私は思います。その場合に B がほとんど変わらないのであれば、これ B/C が逆転して1行かないということは十分に考えられるような工事を、今県下全域で行っているのかなというような、そういう部分に関しての心配が大変強いという事業だと、私は思っています。

ただ、先ほどからいろいろいいところばかりご説明いただいて、努力には感服してたんですけど、下水道の場合、ここまでインフラの整備をしてしまって、今止めろと言うわ

けにはいかないこともよくわかりますし、個人個人のメンテナンスに依存する部分の多い様式に対して大変メリットのある方式だということも十分わかります。スケールメリットがあるということも十分わかります。ただ、それがもっと高密度に人口が集中しているような都市だと非常にメリットが高いはずですけども、三重県のようなパラパラと人が住んでいる所にやはりスケールメリットが出にくい。なのでやっぱりこういう話が大変出てくるんだと思うんですね。

今の計画範囲内で一生懸命このご説明をされると、これ以外の場所でさあ下水処理をどうしようかという話のときに、私は飯高町がやっていらっしゃるように、全戸に合併浄化槽を町負担で設置させるというような方式も、おそらく十分可能性があるかと、メリットがあると、個人的には思っているんですけども。その説明を今度大変しづらいような下水道方式の説明をなさっているように思いますので、ちょっとやっぱりメリット、デメリットを整理していただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

費用比較についてですけども、資料8にたくさん書いてあります。これは実際今費用を出す場合に、費用比較をする場合に、これは配慮して数値として表れているんでしょうか。いろいろなこれこれをして比較すべきだというような項目がいくつもありますけども、これは今現在費用比較の中で数字として配慮して勘案しているのかどうか、1つ質問させていただきたいと思います。

それから、Bを計算するときに、下水道の代替は合併浄化槽で行う。では、合併浄化槽のBを計算するときには、代替案というのはどういうふうに計算してみえるのか。それを教えてください。

(委員長)

資料がないと少し答えづらい内容もあるかと思いますが、とりあえず今のご質問、わかるところだけでも下水道室、ご説明お願いします。

(下水道室)

では、資料8の方からよろしいでしょうか。これは国土交通省から出た資料なんですけども、費用比較ですと につきましては、今回対象にはしてございません。これは雨水の分と、それから汚泥。汚泥については当然入っていますけども、どうしても浸水対策というのも下水道の大きな役割ですけども、今回は雨水だけということで、浸水については比較の対象にはしておりません。

それから、 の方の耐用年数というか、実際もつ年数につきましては、これは当然ながらこの中で考えております。

それから、合併の方の出すときのBはどうするんだという話ですけども、これはちょっと私の方で合併やったことないものですからちょっとわかりません。そんなところですか。ほかに何かありましたか。

(委員長)

委員、今お答えいただいて、もう1点何かあった。

(委員)

下水道の代替は合併浄化槽で代替されますよね。全域を合併浄化槽にする場合のBというのは試算されたことなかったでしたっけ。

(下水道室)

それはないですね。

(委員)

私の今からの話は、質問というよりは要望というか、要請なんですけれども。やっぱり数百億というお金が増えていくということに対しては、国のマニュアルあるいはそれからの社会的な変化や震災とかも考えて費用が上がっていくということは十分考えられると理解できます。しかし、あれだけ費用が上がっていったときに、もうちょっとこれがどういう形でこのケースが策定され、この指数が策定されやっていくのかというのは、当然検討すべきでありますし、説明責任を果たすべきではないかというふうに思っています。

結論を先に申しますと、200億円というのが上がってきているけれども、詳しいマニュアルの説明がされてないにしても、資料5のような形で、下水道と合併浄化槽を比較したときに、長いスパンで見たときには、費用のところマイナス、要するに費用対効果のところプラスに転じるような要素が見えるということや、伊勢湾があれだけ大変な水域において、浄化槽の場合に比べると下水道の場合がBOD、CODが、例えば倍から数倍以上水質を悪化することに歯止めをかけるような役割も期待されるんだというような形で、十分この事業を行う意味はあると思います。

ただ、私たち判断をする立場でものを申しますと、具体的な数値にはそれに見合った形での説明責任を果たすべき努力をしていただくのは当然だと思いますし、資料があるかないかということにおいても最大限の努力をして私たちに見せるというような、あるいは提供するという努力をしていただくのは当然かなと思っていまして。これはコメントですけども、これからも説明責任を果たす努力はしていただきたいなと思っております。

(委員長)

今のはコメントでよろしゅうございますね。どうぞ。

(委員)

私は資料5のところいろいろ教えていただきたいと思っています。まず、上のグラフで下水道で整備した場合の山がもう1つ上がっております。これは資料8に書いてあります耐用年数を考慮した形でこういう山になっているということで理解してよろしいのでしょうか。それぞれ耐用年数が個々に処理場、管渠、浄化槽というふうに年数が違うわけですが、それは相互にどのように簡単に計算をされてこういう山になっているのでしょうか。

(下水道室)

耐用年数ですけども、管渠の方が72年で見えております。それから、処理場施設につま

しては、土木建築部分。

(委員)

管渠は72年ですか。こちら法律では50年と。実態等を考慮して考えているんですね。

(下水道室)

はい。処理場施設につきましては、土木建築部分につきましては50年。それから、機械電気につきましては25年。それから、浄化槽につきましては26年と。これは入れ物の方と機械の方とありますので、それを一体にして26年という形で考えております。

(委員)

はい。そうすると、事業はずっと継続する以上、ずっとこの山が同じように来ると考えていいですね。

(下水道室)

そういうことでございます。

(委員)

もう1つお聞きしたいのは、合併浄化槽については、家庭に設置する際の費用をベースにしているというふうに書いていただいていますね。それは資料8のところに書いてあるのですが、資料8の費用比較についてのところに、「家庭に設置する際の費用をベースにしてこれは積み上げているんですよ」ということで解釈していいのですね。この合併浄化槽の場合の総費用の。

(下水道室)

そういうことではなくて、現状事業所においても浄化槽設置されていますので、その比率をもって、事業所についても浄化槽があるという形で比較をしております。

(委員)

でも、ベースは家庭に設置する場合の費用が大きな算定というか、基準になっているんですね。そういう大きな学校とか事業所もあります。

(下水道室)

はい。

(委員)

そうすると、それは家庭内の費用をベースにして合併浄化槽を考えていますよということですね。上の方の下水道の場合は、大きく建設費、用地費、改修費、維持費ということで、社会的に公共で行う金額を計算しているということですね。

(下水道室)

そうですね。

(委員)

そうすると、こういう事業を行う場合、家庭内で発生する個々の費用がありますね、いろいろ埋め戻しにかかる費用とか。

(下水道室)

浄化槽のことですか。

(委員)

下水道の方で。下水道を行う面で、合併浄化槽を変えていくとか、そういう家庭内で発生するようなちょっとした費用。それはこの中には算定されていない。

(下水道室)

そこまでは入っていないですね。

(委員)

ということですね。はい。それについてはあまり大きな費用としては考えられないというふうにお考えの上であまり関係がないというふうを考えていらっしゃるんですか。

(下水道室長)

ちょっと補足的に今のご意見にご説明させていただきます。ただ、下水道であっても、浄化槽であっても、当然宅内で水洗トイレに取り替えたりとか、宅内に配管したりとか、そういう費用はかかってまいります。そのあたりは今回両方とも入れておりません。浄化槽については、当然設置をしまして、それと先ほど申しましたように配水管僅かな部分と、基本的に槽を設置するという費用で比較をしております。

下水道の場合でも、当然宅内の配管ですとか、家をそれこそトレイ部分を改造したりとか、そういう費用が当然かかってまいりますけども、そのあたりは今回この中の積み上げでは見ておりませんし、浄化槽についてもそのあたりの費用は見ておらないと。基本的には同じような条件で算定をさせていただいているという部分がありますし、先ほど浄化槽の場合、特に郊外の方に行きますと、田んぼの農業用の水質等の関係で、宅外でもう少し下まで放流を持っていくようにというような条件を付けられたりしている所もあるようですけど、そのあたりについては今回のこの算定の中には含んでおりません。

(委員)

はい。個々の家庭でなかなかいろいろ事情があって、スピードが進んでいないというのはよくお聞きするのですが、結構費用負担が高いということで、なかなか高齢化のお家なんかでは進みにくいということがあると思うのですが、ほかに何かスピードが進まないという理由としてお考えになっていることはありますか。

(下水道室長)

これ私の私見ですけれども、1つには、家の建て替え等と非常に関係をしておりますので。例えば、「そういう時期が来るまでは浄化槽入れないよ」という方も非常に多いです、田舎の方に行きますと確かに高齢の世帯が多くて、あと「後継者もどうかかわらないので、今の段階では合併浄化槽にしないよ」というような話は、実際の問題としては聞いております。ただ、そういうところは個人の時々状況にある程度お任せしている部分がありますので、先ほどからもおっしゃって見えますように、何らかの方策で合併浄化槽なりを設置しなければならないような方策を行政としてとれば別かもしれませんが、今現状で個人に委ねている格好の中では、なかなか個人の都合の方が優先していくという部分があるかと思えます。

ただ、下水道の場合、設置して既に単独浄化槽等でトイレ自体は水洗化されているようなお宅については、若干家庭の風呂ですとか洗濯物の配管の部分というのは必要になってまいりますけど、その際の接続自体につきましては、単独浄化槽、合併浄化槽なりに入れ替えるという費用よりも随分安くも済みますし、それ以降の維持管理についても、費用の面は別ですけども、個人的に何回か自分でお願いして汚泥を引き抜いたりとか、そういう手間が省けるということで、接続についてはある程度促進されている。法的にも定められておりますので、進んでいく割合が大きいんじゃないかというふうには考えております。

(委員)

計画処理人口の件について質問です。合併後でも、旧松阪市の範囲でもいいんですけど、ここ2～3年の人口動向はどうなっていましたでしょうか。

(松阪市下水道建設課長)

松阪市の建設課長の中林でございます。松阪市、この17年1月1日に市町村合併を行いました。現在、約17万の人口がございます。

(委員)

ここ2～3年、増えているか減っているかということが知りたいのですが。

(松阪市下水道建設課長)

これは当然増えております。

(委員)

合併後だとどうなりますか。合併後の範囲では。

(松阪市下水道建設課長)

合併後、合併された人口比率はあるんですけど。合併後、ちょっと旧松阪市だけの数値はないのですが、平成17年1月1日の総数で170,555人。現在9月1日時点、9カ月たった9月1日時点で、170,723人。若干伸びておる状況なんですけど、ちょっと旧松阪市だけ

では資料が手元にありませんので。

(委員)

合併した松阪市の範囲、あるいは今回の流域プラス4公共下水の範囲で人口が増えているか、減っているかということを確認したかったのです。多分微増ないし現状維持ということ。そんな感じでしょうか。

(松阪市下水道建設課長)

正確にはちょっと把握できないのですが、そのような感じになろうかと思います。

(委員)

今回の資料2と前回の資料の18ページの対応関係を確認させていただきますと、第1回の見直しをやって、計画処理区域の人口が増えているということですので、平成8年の見直し時点になりますね。それで、第2回見直し、今日の資料2の第2回見直しが、平成9年が19万、平成27年が20.5万というふうになって、それに対応する全体計画は、平成15年の全体計画見直しという対応関係ですね。

それで質問は、これは19万が20万人に増えているということで、先ほどのように現状を見ると現状維持というふうに理解をすると、この計画処理人口は平成9年の国調だと思っんですけど、これを前提にした計算だけじゃなくて、直近のデータを反映して推計したらいかがという気がします。

理由は、前回処理人口19万から18万に見直して、1万人処理人口が減っている。これに対応して先ほどの資料4でしたっけ。処理人口が1万人減ることによって、資料4の処理能力が約1割減っているんです。日量13万t処理能力が11万tになっているんですね。だから、人口を正確に見直すと、処理場の規模を見直すことにつながって、相当費用削減が可能かなという気がするんですね。そういう意味で、この処理能力に反映するので、計画人口をもうちょっとちゃんと見直すといいのではないかなと。

具体的に言うと、平成2年から平成7年のやや松阪市がまだ増えている時代のコーホート生存率を前提にして推計していると、ちょっと過大になるのではないかなという気がするんです。なるべく直近の現実を反映したような数字で推計すると、この処理能力があまり過大にならなくて、処理場の建設費がもうちょっとセーブできるんじゃないかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

(下水道室長)

今の質問に対してお答えをさせていただきます。最初の説明でもご説明をさせていただきましたように、この松阪処理区の将来人口等については、中南勢水域流域別下水道整備総合計画と、この2条に定めています一応上位計画で全体を把握しております。それにつきましては、適宜見直していくということにしておりまして、今委員おっしゃいましたように、次回、来年度ぐらいから見直し。これは全国的に公共用水域の水質保全ということがありまして、下水道法が改正された絡みもあるのですが、そのあたりで見直していくという考えであります。

それと、処理場の全体建設費につきましては、当然そういうことも想定しておりまして、池を一遍に造るんじゃなくて、将来どれくらい水が入ってくるかをきちんと把握しながら、順次入ってきた水に対応できるような施設の大きさで、全体で例えば10系統あれば、徐々に1系統ずつ整備をしていくというような形の整備手法をとっておりますので、その時点時点で最も適当な将来人口をきちんと把握した上で施設建設を行って、将来において過大な投資にならないようにということでは当然整備を進めてまいります。これは現時点で今の推計値に基づいてはじいた人口なり建設費という考えですけれども。

(委員)

そうしますと、今回認める検討対象になっているコストは、過大かもしれない。要するに、将来見直したら変化するかもしれないことを前提に、要するに今の資料2の第2回見直しを前提にしたコストで認めてほしいという提案になっているわけですね。

(下水道室長)

そうですね。そういうことになっています。

(委員)

わかりました。

(下水道室長)

あと、これ以上に多くなっていくということは今のところは考えておらない、現時点で、というふうに考えています。

(委員)

それはちょっと。

(下水道室長)

先ほどの件でございますのであれですが。

(委員)

先ほどのように国の費用関数がどうなるかわからんというのと、積み上げ方式を将来ともののか、費用関数をまた使うのかというのはブラックボックスなので、今のように将来コストが上がらないというのは、今保証できないんじゃないですか。

(下水道室)

そういうことではなくて、当然人口が減ってくれば入ってくる水の量も減りますので、つくる池の数も減るかもわからないということで、建設費が下がるかもわからないということです。

(委員長)

処理場と幹線についてのご質問で。市町ですか。

(委員)

いや。財政というか、総費用の。

(委員長)

下水道室長への質問と。はい、お願いします。どうぞ。

(委員)

下水道整備、松阪流域下水道の総費用について伺うのですが。前回の資料の、ここでは2ページに平成2年度から平成51年度の全体事業費は約936億円となっておりますね。それから、同じ資料の27ページですね。27ページのこの表では、建設費プラス用地費が全部で2,982億5,100万円というふうになっております。それから、今日いただいた追加資料の資料5ですね。こちらには下水道で整備した場合の検討期間内における総費用は、平成2年から平成107年にかけての総費用が7,282億円となっておりまして、このグラフから見ると、平成57年度までの約50年間ですかね、もうちょっといきますか。平成元年から57年度まで。これは平均この棒グラフ、総平均見ると、毎年60億ちょっとかかるようですから、60億×57年と見ると、やはり3,400億ぐらいということになるのですが。事業計画書では936億円、それから、あとの方の数字では3,000億とか三千何百億とかいう数字になりますが。建設費、下水道整備を建設していく総費用としては、約3,000億円ということなんでしょうか。それとも、936億の方が正しいのでしょうか。

(下水道室長)

先ほどの936億というのは、これは流域下水道の、要するに県事業の費用ですので、この27ページの上段でいきますと、流域下水道松阪市、一志町、ずっと5段ぐらいありますけど、一番上段の流域下水道に相当する分でございます。それで、あと市町村の事業も含めて2,982億ということで、これが整備完了までに要する費用でございます。あと7,282億というのは、107年間の当然改築費とかそういったものがございますので、そういったものも見込んで7,282億円ということでございます。

(委員)

なるほど。では、その大きな開きのことはわかりました。それで、100年間で約7,282億ですか。これは8割方ぐらいが建設費で、あと2割ぐらいがメンテとか改修費とか。改修費が入るともうちょっと高いのか。この中におけるメンテ費用の比率というのは10%切っているぐらいですか。

(下水道室長)

維持管理費については、資料27ページのこの表の一番右端ですね。年間維持管理費として16億2,900万ということでございます。

(委員)

年間維持管理費としては16億かかるよと。ということは、100年だと1,600億ぐらいになるということですか。

(下水道室長)

管理費としてはそうですね。

(委員)

7,200億のうち、1,600億ぐらいが維持管理費で、2割ぐらいですな。あとの8割は建設費とか修理というか、下水道管の入れ替えですな。なるほど。そうすると、100年間7,282億、ざっと見ると年平均70億ぐらいずつかかっていくと。こういうことなわけですけども、そのうちの建設費は8割ぐらいとして、年間60億ぐらい。総ならししますと、総平均すると60億ぐらいこの松阪流域下水道4市町村合わせて費用がかかるということですが、その負担に財政はもちこたえられるのですか。市長あるいは総務経理部門の責任者はこれよしとしているわけですか。あるいは市議会は「うん」と言っているのですか、きちんと説明願います。

(委員長)

まず、今委員のおっしゃった年間負担額のチェックはよろしいでしょうか。今概算すれば70億というような計算でしたが。

(下水道室長)

年間でならずとそうですね。

(委員長)

財政的裏付けはいかなものかというご質問は。

(下水道室長)

現状としましてはそういう形で、遠い将来という話になってくると、状況というのはその辺変わってくるかとは思いますが。

(委員)

その遠い将来、将来が問題です。今、うろろうっと始めておいて、将来パンクしましたわ、ごめんなさいでは済まないと思います。

(下水道室長)

60億と言いましても、今の国の補助制度なり、そういった制度も活用しての話ですので、可能だと思います。

(委員)

国の方だっというパンクするかわからないような状況になってきていますからね。

(委員長)

今のご質問の肝要は、それぞれ県、市、町の財政当局者はこの数字を知ってのゴーサインが出たのかということです。

(下水道室長)

当然そういうことです。

(委員長)

ということだそうです。

(委員)

今、私の地元の伊賀市でも、公共下水道を始めないといけないというので検討を開始されているのですが、まだきちんと積み上げた数字じゃなくて、公共下水道事業団から提示されている予算で検討開始しているようですが、それでも建設費だけで1,200億ぐらいかかると言われておまして、それを何年がかりでやるのかよく聞いていませんが、仮に50年がかりでやるにしても、年間25億円ぐらい。多分、立ち上がり当初はもっともったかかるといえるから、伊賀市の今の逼迫している財政から言えばとてもじゃない、パンク、倒れるのは目に見えている。財政再建団体に落ちこめるのは目に見えているので、いろいろ私個人としては意見を申し上げておるんですが、行政も市議会の方ものんびりと構えていますけどね。

これはやはり行政さん、総力を上げて総費用を抑え込む。7,200億なんかじゃなくて、半分ぐらいを目標にするぐらいの勢いでやらないと、財政がパンクしますよ。

(委員長)

はい。ご意見として承ります。少し予定の時刻をオーバーしたんですけれども、大変申しわけないですが、市町からのご説明は午後に戻させていただきます。そして、今特に幹線と処理についての県事業についてのご質問、どうしても1点、2点というのは受け付けますけれども、原則意見は後刻とりまとめまして、この委員会終了後に委員会意見ご提示いたします。いかがでしょう。基幹事業についてぜひ伺っておきたいということございますでしょうか。

(委員)

公共下水道一点張りじゃなくて、もっと安く合併浄化槽方式を取り入れてやれる所はできるだけ合併浄化槽、安い方式でやるというような併用方式を広げて、この総費用を2割でも3割でも縮減する努力をされることを希望しております。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。ぜひこのところは確認しておきたいという内容ございません

ですか。はい。それでは、ここで一旦打ち切りまして、午後から再開いたします。午後は基本的に市町のご説明承ります。事務局、再開の時刻は何時に。

(公共事業運営室長)

1時で。

(委員長)

はい。それでは、再開1時でございます。またよろしくご参集ください。では、一旦休憩に入ります。

(休憩)

(委員長)

お待たせいたしました。委員会、再開いたします。では、午前中に続きまして、流域関連の市町の方からのご説明頂戴いたします。資料に従いまして、松阪市の方からご説明よろしくお願いたします。

(松阪市下水道建設課長)

それでは、松阪市の下水道建設課長をしております中林でございます。ひとつよろしくお願いたします。前回に引き続きまして説明ということの中で、まず松阪市はどのように下水道区域を設定したのかという点と、合併処理の場合の問題点。そういったものを含めて説明させていただきたいと思えます。松阪市の概要等は前回説明させていただきましたので、省略させていただきます。

松阪市の下水道区域の設定につきましては、特に家屋が密集しておりまして、非常に住環境衛生に深刻な問題を与えているという所、都市計画区域内の市街化区域、ここをまず改善しようということで、市街化区域の全域を下水道区域に当てはめております。また、調整区域の中でも流域の幹線が通るエリア、例えば今のスライドでの上の方、ちょうど松阪から左上の方へ上がっているのが白山へ向いての白山幹線、そして右上から下へ向いていくのが赤いルートなんですけど、多気町の方へ向いていく多気幹線。こういった幹線の近辺の連帯しておる集落を下水道区域という形に当てはめております。

そして、農業振興地域と言われる所ですね。ちょうどスライドでは緑の集落を色づけしてございますが、この農業振興地域内の農業集落とこちらにつきましては今の。このあたり、ちょうど松阪の阿坂地域、そういった所なんですけど、緑で囲んでおる所を農業振興地域の中で農業集落排水事業、そういったもので生活排水を処理していこうと。その他の地域につきましては、合併処理。ちょうど松阪市、下水道計画で動いておる所をこの図面でわかるようにつくっておりますが、このまだ山手の方に旧飯南町・飯高町という所も市町村合併によりまして松阪市になっております。ちょうどこの図面ではちょっと編集の都合で全域が入っておりませんけれども、その地域などは先ほどもありました今の市町村型の合併浄化槽ということで、飯南・飯高の振興局については進めておられるところでございます。

こういったエリア分けにつきましては、一応生活排水処理アクションプログラム、こういった中で検討されて引き続けております。また、下水道区域、非常に下水道事業期間がかかるということで、下水道が遅れる地域、整備が遅れる地域につきましては合併処理浄化槽を暫定的に施工していき、そして生活排水対策を早期に進めるように補助制度などを活用して努力しております。

これら農地が混在する郊外の集落では、合併浄化槽の放流水が優良農地であります農業用水へ流れ込むといった問題もあります。なかなか放流同意が個人の定期的な点検実施が低いという面や、また合併浄化槽の老朽化対策が怠っておるという面もあって、なかなか農地関係者の同意が得られない地域も多々ございます。早期に下水道整備をしてほしいという要望も各地域から上がってきておるところでございます。

先ほど言いました山間部となる飯南・飯高の振興局につきましては、合併浄化槽を実施しておりますけれども、何分にも私有地内へ公的な管理を持っていくと、個人の土地へ浄化槽を設置するということにつきましては、この後は維持管理の時期とか、または老朽化を判断する時期になったときに、たくさんの数の浄化槽を市が管理していくということになりまして、維持管理の業務量の増大とか、検査費用とか、また先ほど言いました老朽化の判断なども非常に困る時期が生じてくるのではないかとということが、現在課題として危惧されておるところでございます。

それと、下水道事業が既に約 22%ほどですけども普及が進んできた中で、周辺自治会、町内からは、側溝や排水路の臭いがしなくなった。害虫、いわゆる蚊とかそういった虫もいなくなった。また反面、高齢化でなかなか困っていた。というのは、側溝の清掃なんですけれども、出合でなかなか若い人も出てこないということで、側溝の掃除非常に困っていたんだけど、排水路が流れなくなった、下水道が整備されたお陰で喜んでおるんやという声もたくさん聞かれるようになってまいりました。

しかし、まだまだ浄化槽のケースも多ございます。これにつきましては、側溝や排水路に放流するということから、個人の維持管理状況によってはもう生のまま出てくるとか、いろんな話も聞きます。そして、滞留した水は当然夏場は腐敗してくる。衛生環境面でも満足が得られていない状況でございます。先日、私市内のNPO団体なんですけど、市街地、ちょうどこの色の塗ってある中に、神道川、愛宕川という河川が流れております。非常に水質の環境、目で見てわかるバロメーター的な排水路があるんですけども、愛宕川でございますけれども、川を美しくする会という方々と回った中で、ちょうど流域の整備がされてきたところ、非常に水がきれいになってきた。100%ではないですけども。この中で、市街地の中でコイやフナ、またメダカの群れがかなりたくさん確認されたということで、非常に喜ばしいことだと。下水道の推進をその場でも委ねられたわけでございます。

こういったことで、非常に下水道、松阪市としては適切な地域分け、エリア分けでもっと下水道整備を今後とも続けていきたいというふうに考えております。下水道整備は時間、費用は当然かかりますけれども、こうした経済性の観点だけではないに、こういった環境汚染、将来の子どもたちに託す環境衛生的なもの、こういったものが住民意識も非常に盛り上がってきておるところでございますので、その辺を考慮してなおざりにしてはいけないという考えで、松阪市の方は現在下水道整備の普及に努めているところでございます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。ご説明一括して頂戴して、質問もまた一括して行いますので、次、一志町お願いいたします。

(一志町下水道課長)

一志町下水道課長の後藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、一志町におきましては、生活排水処理施設整備につきましては、流域関連特定環境保全公共下水道事業を主といたしまして、地形的条件等により、流域下水道への接続が不適当な地区、その地区は農業集落排水事業、それと合併浄化槽、だいたい色の部分になるわけですが、この辺の整備を実施いたしております。生活排水処理アクションプログラムにおきましても、集合処理または単独処理の検討を行いまして、流域下水道幹線に接続できる事業効果の高い所は公共下水道で整備し、流域幹線から離れた下流部の集落につきましては、農業集落排水事業で整備し、個別処理が有利でございます郊外に点在する民家や小さな集落につきましては、合併浄化槽で整備すると位置づけております。

整備計画を進める中で、当町においては急速な宅地化が進んでまいりまして、宅地と農地が入り組んで合併浄化槽の放流水が用水路へ流れ込むと。それに対して放流同意が得にくく、中には放流先の用水路につきましては、かんがい時期が過ぎますと用水路は止めるのが通常でございますが、浄化槽の放流があるため、用水路への水を年中通さなければならぬということで、清掃の回数と維持管理が増えるため、用水路への放流に対する維持管理費用を毎年一般住宅の浄化槽では1万2,000円、それから事業所等で約3万8,000円も徴収している水利組合等もあって、住民の中には下水道を非常に要望する声が高まっておりますでございます。

また、今後整備を進める上流部分におきましては、井戸水を飲料水としている世帯が多くあって、浄化槽の放流水が水路から浸入して井戸水の中に入り、飲料用として使用することをためらって水道水に変更したというようなお家もあります。さらに、この上流部の方におきましては、用排水路の兼用水路が多く、水路の流量が全体的に少ないために、浄化槽の維持管理を徹底して行わないと、現状より水質が悪化して周辺の環境保全ができないといったような問題もございます。

これらのことから、一志町の住民としては、生活排水の処理方法が確実である公共下水道の整備を望んでおりまして、当町といたしましても現計画により一刻も早く下水道整備を推進いたしたいと思っております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。白山町、お願いいたします。

(白山町上下水道課長)

白山町上下水道課長の藤田でございます。白山町の居住地面積のうち、人家の点在している地域が12地区、337haでございます。これらの集落は山間地でございます、それぞれの集落が離れており、費用対効果を考えまして、この地域については合併浄化槽処理地域

ということになっております。また、これらの集落の外には中小河川がございまして、水道水を支出している河川、雲出川、大村川から遠く離れておることから、公共下水道による整備を行わず、合併浄化槽による個別処理を行うことになっておりまして、地域住民の方も十分理解をしております。町といたしましても、これらの地域への合併浄化槽の設置に対して促進を図る意味からも、補助金の制度を平成5年3月に創設いたしまして、これらの地域での合併浄化槽の普及を図っておるところでございます。

公共下水道整備を進めております694haにつきましては、平坦地が多く、下水管の布設工事も比較的容易でございますことから、整備計画地にはまた農地がたくさん広がっております。このため合併浄化槽では処理水の多くが農業用水路から農地に入ることになります。近年、合併浄化槽の処理機能は高まっておりまして、放流水もBODで20mg/l、また窒素では10、リンでは1mg/l以下まで処理できるという浄化槽も出てきておりますけれども、白山町において生産されております米につきましては、一志米というブランド名を付けまして、大阪市場などの消費地用に流通しております。県内でもスーパー等にも最近出回ってきておるところでございます。

また、ほかにキャベツやブロッコリーの野菜類につきましても、大阪市場の方へ定期的に流通をさせておりまして、その栽培については生産者に対して厳しく品質の管理が求められておりまして、1つの農家がだめになりますと、すべての生産された農家の地域の野菜類が全部見直されるというふうな厳しい品質管理が求められております。特に、稲作につきましても、窒素やリンが過剰流入いたしますと、茎の成長が著しく早くなるというふうなことから、倒伏したり早熟して食味が低下されると言われておるわけでございます。

佐田、中の村、上の村地区の下流に水道水の取水場がありましたために、白山町におきましては早急な水の処理が求められておりまして、特定環境保全公共下水道事業を実施し、平成9年に浄化センターを稼働させておりましたが、その放流水は現在の値でBOD1.4~2.9、またトータル窒素については1.0~9.5、またリンについては0.75~2.2まで下がっておるといふような状況でございます。

画面のご覧の写真につきましては、センター供用前と後の農業用水を取水している地域の写真でございまして、左側は供用を開始する前でございまして、河川の方が富栄養化によって藻がかなり繁殖しておる状況でございます。そして、また左につきましても、平成9年に浄化センターを稼働させまして、処理した水を放流しているところの写真でございます。ご覧のように、著しく水質は改善されているというふうに思われます。

こうしたことから、白山町におきます公共下水道事業の普及というのは、白山町の農業振興にも大きな影響を及ぼすというふうなことで、町民から下水道普及に対しては、大きな期待が寄せられておる所でございます。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。多気町、説明お願いいたします。

(多気町上下水道係長)

多気町上下水道課係長の藤田と言います。よろしく申し上げます。

多気町ですけども、この地図の上の方に松阪市と連結する櫛田川があるのですが、この

櫛田川沿いに流域の多気幹線というのがあります。そして、この図面で櫛田川から下に下がった所に佐奈川というのがあるのですが、これ沿いに佐奈川幹線という流域の幹線があります。当然この区域を公共下水道というふうな位置づけをさせていただいています。そして、この地図でグリーンの部分ですね、こちらの部分とこちらの部分。この下の部分、申しわけない、色が違うのですが、この部分もそうなんですけど、農業集落排水事業で位置づけをしております。そして、この地域につきましては、平成6年から事業を着手して、平成17年をもって5地区すべて完了するという状態です。そして、公共下水道につきましても、この色で黒く塗った部分、この部分につきましては、平成16年度完了しております。

そして、現在多気町としては全体集落が39あるのですが、このうちのあと残り12集落を残すのみという状態まで来ております。そして、この12集落のうち4地区につきましては、現在測量に着手したという状態になっております。

そして、浄化槽との検討なんですけど、ある字によってはどうしても浄化槽の排水が農業用水に乗るとというのが禁じられている字があります。そして、そういう字につきましては、当然別途家庭排水を排水路まで運ぶような工事を個人負担でしなければならないと。そういう状態の縛りのある字もあります。

それと、放流水質なんですけど、あくまで浄化槽ですとどうしても不安定になる要素があると。流量に応じてばらつきがありますので、どうしても不安定になると。それと、個人管理になりますと、実際これあった問題なんですけど、プロアー等が壊れてそのまま気づかずに流していると。そういうことで、近所の方からかなり臭いにおいがするという指摘がありまして、それでうちの方で調査したところ、浄化槽から白い水が流れていたと。これはあくまで管理上の問題と言ってしまうとそうなるのですが、かなり白くてかなり汚い水が流れたということで、それは個人さんに指導して直していただいたんですが、こういうような不安定な要素があるということもありますので、町としましては全体に維持管理が集中して安定する公共下水道をこれからも推進していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

(委員長)

ありがとうございます。今、流域関連市町から、それぞれの色塗り、処理方法の色塗りを含めてご説明いただきました。ご質問頂戴いたします。どなたからでも確認の。どうぞ。

(委員)

それぞれの市町村で資料つくっていただいているんですけど、大変見にくい。申しわけないけれども、もう少し統一して区域がわかるような資料にさせていただけたらなと、見ながら思いました。色分けなり、それぞれの仕分けなりがちょっとばらばら。よく似ているところもあつたりはするんですけど、ちょっとばらばらで大変資料が見にくいです。

それから、もう1つは、各市町村さんのエリア内に、つまりどれだけ人が住んでいる場所があるかというのを1つ書いていただかないと、山間部なので必要がないから空白部なのか、計画がただ単になくて人が実はいるんだよという区域なのかが全然わからない。その場の事情がよくわからないので、わかりにくいです。

要するに、人口としてどういう所に分布して人は住んでみえて、その中で整備が済んだ所はこのぐらいのエリア、計画がある所はこのぐらいのエリアと、それぞれの仕分けをしていただけるとなと思います。人が住んでいるけれども、計画は実際のところまだちょっと立っていないという場所もあるのかなのかということがわかりません。

それから、フレックスって何ですか。私、説明を聞き落としたのでしょうか。ちょっとどこにもフレックスというのが、市町村さんによってあったりなかったりなんですけども、これがよくわからなかったです。

それから、言葉の説明をもう一回お願いしたいのですが、整備済区域はわかります。その次の認可区域と計画区域とフレックスの説明を、もう少し噛み砕いてしていただけるとありがたいです。例えば、認可区域に入っている場合には、どの程度実現性があるのかなのか、具体的な計画があるのかなのかというぐらいの仕分けだと思えます。それと、その区域内で、例えば合併浄化槽の補助金を今出してみえるか出してみえないかというのをも併せてお願いできるとありがたいです。

(委員長)

図面がかなり見にくいということのご指摘です。それから、フレックスについては、県の下水道室の方からご説明をお願いします。それで、あとの人口の貼り付き方、合併に対して補助金を出している地区はどこかということ、各市町、お願いいたします。では、フレックスの施設について、県の下水道室、お願いできますか。代表してお願いいたします。

(下水道室長)

まず、フレックスプランという計画ですが、これにつきましては、下水道の全体計画区域内の中で、県の流域下水道の終末処理場から遠く離れた区域で下水道が整備するまで相当の年月を要するという所につきましては、暫定処理場を設置して、集めた汚水を処理しているというふうな制度でございます。

(下水道室)

それから、全体計画というのは、本当の全体の区域でございまして、松阪処理区においては6670.4haというのが全体計画でございます。それから、認可と申しますのは、我々今事業計画と読んでおりますけども、概ね5年から7年先を見込んで、そういうスパンで直近の計画を下水道法に基づきまして事業認可を受けてまいりますので、その計画でございます。現在、平成22年度までに2640.8haというのを認可を取得して事業を進めておるところでございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。3番目はもう合併浄化でしたっけ、委員。フレックスの説明と計画と実施の説明いただきました。

(委員)

あと人口があるのに何の計画にも入っていない部分があるのかなのか。

(委員長)

この絵では人口の濃密が見えないというご質問なんです。松阪市、お願いできますか。

(松阪市下水道建設課長)

松阪市でございます。下水道の全体に占める人口割合ということでよろしいですか。集落。集落ごとの人口ですか。

(委員)

平面的に地図がありますよね。人が住んでいる、要するに、例えば集落がある場所がこの中でどれだけの面積を占めているかが、まず示されていないものですから、集落があるにもかかわらず、どの区域にも属していない地域というのがあるのかないのかを教えていただきたい。

(松阪市下水道建設課長)

ございます。この着色いたしましたのは、概ねこの赤い区域は下水道区域として選定しておりまして、先ほど申しました市街化区域とかそういった所ですね。あと緑の所は今の農業振興地域の中で農業集落排水事業で設定していくと。それ以外の所は合併処理浄化槽という形でエリア分けをしておりますということです。

(委員)

そうすると、松阪市なら松阪市の全人口のうち、農業集落排水にも公共下水道事業の恩恵も受けない人口というのは、どのぐらいの割合いるものなんでしょうか。

(松阪市下水道建設課長)

ちょっと資料ないのですが、全域の中で今の生活排水処理をどのような形でしていくか、その手法はどうかという中で、公共下水道エリア、この中の処理人口。これは把握しております。それと、農業集落排水の中でも把握しております。それ以外の所が合併処理で行うということで、今ちょっと数字的にはすぐに出せないんですけども、そういう形で考えております。すべて生活排水処理をこの3つで賄うという形で考えておるわけです。

(委員)

基本的にはほとんどどちらかでカバーしているというふうなのが基本方針ですか。

(松阪市下水道建設課長)

そうですね。その3つの処理をすべてに当てはめるといふ形ですね。

(委員)

それはほかの町村さんでも同じでしょうか。

(松阪市下水道建設課長)

同じです。先ほどすみません。合併処理の補助金につきましては、今まで下水道法で言う認可区域ですね。下水道の認可区域。図面では概ね赤い区域の黒い所とちょっと濃い紫色の所ですね。ここが事業認可を受けておる区域でございます、それ以外の所で補助制度を活用していただいております。

(委員)

そうすると、計画区域は補助金を出してみえるということですね。計画区域内でも認可を受けてない区域は補助金を。

(松阪市下水道建設課長)

はい、出しております。

(委員)

ごめんなさい、ほかの町村さん。同じですか。ありがとうございます。

(委員長)

いかがでしょう。どうぞ。

(委員)

2つ質問させていただきます。1つ目は、公共下水道方式と合併浄化槽方式のそれぞれの市町村における比率ですね。人口比率でいいと思いますけど、どういうふうにどういう計画になっておるか。2つ目の質問は、公共下水道方式を取ったエリアと、合併浄化槽方式を取ったエリアの線引き。線引きと言いますか、どういうふうにしてこれを仕分けられたか。どういう標準指標に基づいて分けられたのか。それをお聞かせください。

(委員長)

比率はわかった所から順次どうぞ。どうぞ、白山町。

(白山町上下水道課長)

白山町ですけれど、白山町の全人口は16年4月1日現在で13,525人です。そのうち合併浄化槽で処理する人口が246人というふうな。比率はちょっと算定しておりませんが、現在調べたところ、そのような人口で合併浄化槽と公共下水道の人口比率ということになっております。

(委員)

合併浄化槽が246人。

(白山町上下水道課長)

はい、そうです。人口、以上です。

(多気町上下水道係長)

多気町ですけれども、多気町は16年現在で10,672人おりまして、農業集落排水事業も公共下水と見なしてよろしいですか。

(委員)

はい。

(多気町上下水道係長)

それでいきますと、公共下水が8,455人。農業集落排水が2,118人。そして、浄化槽が99人という内訳になっております。そして、浄化槽の人数は約9%程度になるかと思えます。

(委員)

0.9.

(多気町上下水道係長)

0.9ですね。

(一志町下水道課長)

一志町でございます。全体の中で農業集落排水事業の占める割合が、全体の人口約15,000人に対しまして213人で、農業集落で1.4%。それから、合併浄化槽が70人、0.4%ぐらいでございます。

(松阪市下水道建設課長)

松阪市でございますが、申しわけございません。今手元に資料がありませんので、すみません。

(委員長)

はい。それでは、下水道計画の線引きですけれども、例えば、松阪市がおっしゃった、原則都市計画の線引きに準じて、そして路線でしたっけ、幹線路線で拾い上げていくということですが、そのようなことを一志町の方から線引きと申しましょうか、線引きというのは都市計画の用語ですけど、計画区域の分け方、基本方針、ご説明をお願いします。

(一志町下水道課長)

一志町でございます。一志町におきましては、都市計画区域とかそういった設定全然ございません。無指定地域でございますので、あくまでも流域の幹線に有効的につなげる場所とか、そういった見方。地形的にどうしても幹線から離れて地形的にも下流の方に当たる、そういった場所を農業集落排水事業。ある程度集落の人数が固まれば農業集落排水事業。それ以外については、二十数戸の小さな集落。ましてやうちの場合一番下流に当たり

ますので、そういった所は合併浄化槽で対応しております。それと、今言いましたその3つのエリア以外の区域の中で点在する、本当にポツンポツンと山の裾の方に1軒建っていると、そういったお家については合併浄化槽で補助金を出ささせていただいて対応をいたしております。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

(白山町上下水道課長)

白山町でございますが、白山町も原則いわゆる人家が点在しておる地域、かつ管渠を延伸する場合に費用がかかって便益の方がなかなか見出せない。いわゆる白山町の場合ですと、点在する集落がかなりございます。その点から、白山町の市街化と思われる所から点在する管を引いていく管が4kmほどございまして、その間は全然集落も人家もございません。そういう所については合併浄化槽というふうなことで定義をしております。

(多気町上下水道係長)

多気町ですけども、一志町さんが言われたのとまったく同じ方式で考えております。

(委員長)

委員、松阪市を除く3町は特定環境保全事業ですが、それはよろしいですか。

(委員)

はい、わかります。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。確認事項、質問、ございましたらお願いいたします。

(委員)

それともう1つ、町村部の方は、管渠が引かれている所はできるだけ管渠につなぐということで。この管渠の設置費用、これは各町村も負担しているのですか、事業費は。負担しているんですね。

(松阪市下水道建設課長)

松阪市ですが、負担しております。皆、同じだろうと思います。

(委員長)

ご質問ございませんか。一志町に私の方から。単純な質問です。非常に農作物の品質管理云々ということで、下水排水というのを。それ白山でした、ごめんなさい。そうすると、白山、今進捗率何%でしたかね。

(白山町上下水道課長)

公共の方ですと 10%。

(委員長)

ここにあるんです、実は。

(白山町上下水道課長)

9.3 から 9.4 ぐらい。10%以下です。

(委員長)

それで、完工がだいたい平成 30 年代になるのですか。

(白山町上下水道課長)

そうです。

(委員長)

その間どうなんです。さっき非常に農作物への排水が影響あると言われたんですけど、今 17 年から三十何年。その間何か促進するというような方策をお考えですか。ずっと計画どおり年度まで待つというお考えですか。

(白山町上下水道課長)

先ほどもありましたけど、合併浄化槽で対処できる所については対処するというふうなことを考えております。

(委員長)

いえ。それを年度をどんどんどんどん早くすることなんです。つまり、まだ進捗率が少ない。でも、かつ農作物に対する被害は抑えたいという。そののところをどう処理されるのか。町としてどんどん積極的に進捗率を高める方策をお考えなのかということなんです。

(白山町上下水道課長)

白山町につきましては、来年 18 年 1 月に新市に合併する予定もあるんですけど、町の姿勢としては、当初計画では、平成 4 年に下水道計画をしたときには、毎年 5 億ぐらいのペースでどんどんと下水道を促進していこうということもあったんですけど、財政事情もございまして、3 億を落とさないというふうなことで、合併後についても新市の方へ 3 億ぐらいのペースでやっていこうというふうなことで思っております。

それで、先生ご心配していただいています、白山町の場合は一志米ということで、米がかなり流通しておるんですけど、これについては先ほど申し上げましたフレックス事業の方で一部対処しております。まだほんの一部ですけれども。

(委員長)

はい、ありがとうございました。多気町も何か独自の少しでも完工年度を早くしようとするような担保というんでしょうか、何か施策打ち出されていますか。

(多気町上下水道係長)

こういう言い方していいのかどうかかわからないですけど、どうしても年度調整の予算とかが県の方でもあると思うのですが、そういうふうな予算をうちの方積極的にいただいて、なるべく早く管渠を延ばすとか、そういうことはやっております。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

先ほどの農業集落排水のことでちょっとご質問したいことがあります。一志町でしたっけ、白山町か、ちょっとどちらか忘れてしまったんですけど、ある一定の地域だけ農業廃水を流さないでほしいと言っていた所があるとおっしゃっていましたよね。農業廃水じゃなくて、家庭。家庭の排水がそこを通らないようにするために、違うここで管を負担されてやっているという所がある。それはどうしてなんですか。

(一志町下水道課長)

一志町の場合、農業用の排水路へは、耕作者あるいは水利組合の方としては、本来宅地の雑排水というのは流してもらいたくないんです。ところが、もう農地と宅地が入り組んできて、家を建てられる方、どうしても農業用水路へ家の雑排水を放流しないわけには生活できないわけです。そこで、本来住宅とかそういったものがなければ、農業用の排水なんか冬場はもう止めるんです。ところが、宅地が貼り付いていますので、雑排水流れますと、少量ですが流れますと溜まるわけです。溜まると、先ほど言いましたようにBOD20以下と言えども、臭いとかそういうのが溜まってきますので、どうしても用水路へ水を1年中通さないといけなわけです。それに対して土砂が溜まったり、草もたくさん生えまですし、そういったことで水利組合としてはどうしても維持管理に手間がかかると。そういった理由で放流される方から維持管理費として費用をいただくということをされてみえるわけです。ところが、住民の方としてはそういった費用は公共下水道であれば一切不要であるということなんです。

(委員)

他の地域とかもそういった所ってあり得そうですね。宅地と農地があるのって。そういう要望みたいなものは、白山町さんとか多気町さんとかありそうですね。

(多気町上下水道係長)

そうです。多気町ですけども、これ全部の字がすべてではないのですが、一部の字においては、やっぱり用水に対して家庭雑排水を流すなという字の規約というか、そういうの

がありまして、その関係で個人さんが負担して本当の排水路へ個人で運ぶというふうな費用が別途かかってしまうというのが実際としてあります。

(委員)

住んでいる人が払うんですね。

(多気町上下水道係長)

そうです。

(委員)

そのときにそういったことというのは説明があるわけですよね、こういう規約があるのですか。

(多気町上下水道係長)

そうですね。正式な書いたものというの難しいかもしれませんが、字のルールというか、感情的な話もあるかと思うのですが、排水を農作物に影響を与えるというイメージがどうしてもあると思うんです。そういう観点から、流さずに本来の排水路へ個人で引けという話があるみたいです。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

よくある排水協力金というような形で、整備組合に払わなければいけないものですね。どうぞ。

(委員)

農業に対する合併浄化槽方式の放水の影響ですけども。合併浄化槽もかなり技術は進んでおって、BODだけじゃなくて燐とかの処理もできるようなものができてきておるようですが、最新の合併浄化槽方式が農業に与える影響なんていうのは、まだお調べになっていませんか。

(委員長)

各市町にですか。

(委員)

どちらさんでも結構ですが、お答えいただければ。

(委員長)

調べている所がございましたら、その内容を。調べてなければ、うちは調べてないで結

構ですが。

(多気町上下水道係長)

もう一度確認ですが、浄化槽の新しいタイプが出たという解釈でよろしいですか。

(委員)

合併浄化槽で一番最新のものですと、燐だとか、窒素。確か燐だと思いますけど、もクリーンにできると、除くことができるようなものを出しましたという話は聞いているんですけどね。そういう最新の最先端の合併浄化槽方式の放流水の農業に与える影響はどんなふうになるのかと。

(多気町上下水道係長)

多気町ですけども、字に対してそこまで詳しい話は、突っ込んだ話はないです。ただし、感覚的な話で、特に地元の人ですと家庭の雑排水が入ること自体がかなり抵抗があるというイメージがどうしてもあるような感じがします。

(委員)

家庭の雑排水がきれいになればいいわけでしょ。

(多気町上下水道係長)

そうですね。1つは、これ矛盾しているところはあるんですけども、既得権みたいな形で、一般的な風呂、流しの水が入っている分にはあまり言わないところあるんですが、まして浄化してトイレの水を流すという感覚は、どうも受け入れられにくいという要素があるみたいなんです。それで、どうしても抵抗を感じるようなところもあるみたいで。

(委員長)

あと、白山町、一志町、同じような感じだと理解してよろしいですか。

(委員)

もう1つ押し込みますと、いずれにしても税金を投入してやるわけですから、公共下水道のそれにしましても。農業に充てる税金と同じように公共下水道に充てる費用がかさめば、農業の方の助成金を落としていくよとかというような話も起こりえると思います。そういうときに、でもやっぱり気持ちが悪から入れるなとは言えないんじゃないでしょうか。もっと科学的に合理的にお考えをいただきたいと思います。

(委員長)

コメントでよろしいですか、今の扱い。はい。ほかにいかがですか。市町にご説明。どうぞ。

(委員)

管理についてご質問します。今まではつくるだけで、今もでしょうけれども精一杯だったと思うんですけど、管渠の進捗率がそこそこ上がってきていて、実際に供用開始された地域というのも、それぞれの町村さんでだいぶ市街地内というのが出てきているみたいなんです。それぞれの役場で下水道課が多分管理される。市内の下水道について管理をしていく直の担当になられると思うんですけども、具体的に管理の担当者は何人くらい見えますか。

(松阪市下水道建設課長)

松阪市でございます。具体的には施設の維持管理、これについては3名で施設係という形で対応しております。

(委員)

それは管渠の施設管理ということで考えてよろしいですか。

(松阪市下水道建設課長)

そうです、はい。

(一志町下水道課長)

一志町ですが、管渠の施設、それから1つフレックスの処理場を持っておりますので、合わせて2人でやっております。

(白山町上下水道課長)

白山町におきましても、4名職員がおるんですけども、2名が管渠のいわゆる建設に当たっておりまして、残り2名で維持、処理場の維持もやっております。

(多気町上下水道係長)

多気町ですけども、5人おるのですが、その中で2名を管理ということでやっております。

(委員)

それぞれの所が本当に2～3人で管理体制だというふうに今お聞きしたんですけども、管渠が増えていくとトラブルが多分そこそこ発生しているんじゃないかなというふうに思いますが、非常にピンポイントで私的な経験をこんな場でお話していいかわからないですけど、松阪市さんが管理してみえる公共管理部分の下水道の枝管のところにヘアクラックが実はあって、詰まっていて、新築のお家が流し始めて1カ月でパンクしたという経験が実はありまして、個人的に。そのときにやっぱり市の管理部分の枝管のトラブルだったものですから、役場の方が動いていただいたんですけど、そういうトラブルというのはかなり、私は非常に個人的な経験だけの話なんですけど、非常に稀有な経験をしたのか、それともそこそこ起きてしまっている事例なのかなというのがちょっと気になったものですから、先ほどの2～3人の方でみんな回してみえるので、ちょっとお聞かせていただいま

すか。

(松阪市下水道建設課長)

松阪市の状況でございますけど、先ほど言われましたように、今の管詰まり、そういったものについては早急に対応しなければならないということで、特に先ほど言いました3名の対応。それから、まだまだ下水道課内にはたくさん設計者もおりますので、一応応援体制も組んでやる形になります。

それで、先ほど言われました事例のように、簡易に詰まりが取れるケースとか、または開削、掘り起こして直さなければならないケースというのが当然出てまいります。こちらについては、急遽の対応をということで、一応年間で管詰まりの場合はいくぐらいという形で単価契約なりするなりして、業者をある程度事前に設けております。あまり今の段階では大きなトラブル、そういったものはないんですけれども、今後施設が増えるに従って、だんだんだんだん増えてくるだろうと。

それと、緊急な面とあとは老朽化という話は、今のところはございませんけれども、やはり動脈硬化的な形で出てくるケースというのは事前事前に詰まる前に清掃していこうかと。今後、そういう形をとらなければならないケースが出てくる可能性はありますけれども、今現在では月にまだそんなに何件もというケースには至っておりません。

(委員)

まだまだ老朽化というような話が出てくるようなケースでは、どこでもないと思うんですけども、その程度のトラブルというのは、今現在のどの程度起こっているものなのでしょうか。

(松阪市下水道建設課長)

今年、昨年ぐらいで、年間で言うと4～5件。月に1件もないだろうと思います。その程度でございます。

(委員)

それにかかっている費用というのはどれぐらいですか。つまり、掘り返してもう一回やり直すなり修理するなりというそれぞれの対応は、一応松阪市内の場合でしたら市さんがもたれるわけですね、管理区域の場合。その場合の費用というのはどれぐらいかかっているものですか。

(松阪市下水道建設課長)

いろいろケースはあろうかと思うのですが、ほとんど開削するまでに至らずに、清掃。水圧をかけたそういう清掃用具でもって抜けてしまうというのがほとんどなんですけど、あとは原因が特定できない場合は、カメラとかそういったものを通さなければならない。いろいろケースがございまして、標準的に言うと1件。ちょっと待ってください。

(委員)

ほかの所はいかがでしょうか。

(一志町下水道課長)

一志町ですが、今まで供用開始して10年間ぐらいになるわけですけど、これで今覚えあるだけで4件ぐらい管詰まりがあります。一志町の場合は飲食店とか工場とか、そういった特殊な施設が少なく一般住宅の方が多く、こういったケース少ないと思うんですけど、あったところは飲食店が集中している所のラーメン屋さんとか、そういった油物をよく使う所の管渠が一番多いですね。そこら辺は定期的に町の方でマンホールの蓋を開けて、目視で確認しながら汚れてくれば清掃しておると。ですので、ワンスパンぐらいで詰まりは解消できますので、費用も10万程度で収まるとは思うんですけど。夜間の場合も一般廃棄物業者さんと連絡取り合っ、夜でも緊急事態が発生すれば出ていただけるような体制はとっております。

(松阪市下水道建設課長)

先ほどすいません。資料がないので正確な額は言えないんですけど、ある程度詰まった原因が特定されておる場合、上から掘って最小限の費用でいく場合、10万ないし20万円の世界だろうと。いろいろなケースが考えられますけど、その程度だと考えております。

(委員長)

今の2つのご回答でよろしいですか。はい。どうぞ。

(委員)

確認のための質問です。一志町さん、白山町さんは津市と合併ですね。多気町さんは伊勢。

(多気町上下水道係長)

勢和です。

(委員)

今後、多気町さんで10年間。それ以外の方は20年以上事業が続くわけですけど、合併市になったときも同じような事業期間、同じような費用が保障というのでしょうか、そういうことが確実になっているのでしょうか。要するに、合併の建設計画等の中で、今日提案されている内容で実施ということが保障されているのかどうかというの確認です。

(一志町下水道課長)

一志町ですが、今合併協議会の中で協議をしている段階の中では、今度津市になる所については、流域下水道3つ抱えておまして、その中の松阪処理区は1つなんですけど、流域下水道それぞれについて現計画どおり合併後も進めるということで、調整はなされております。しかし、合併後3年程度をめどに、もう一度新市としての全体の・(テープ交換)

(白山町上下水道課長)

・・津市と合併するわけですが、一志町と白山町のみが松阪処理区の方へ流すことになるわけですがけれども、これについても過日も津市役所の下水道部長がやって来まして、現状認識というふうなことで視察がございまして、その中で既に合併のすり合わせの中で現状のまま新市へ移行していくというふうなすり合わせになっておりますけども、3年後見直しということもございましたので、再度確認を求めましたところ、「現状のまま。ダウンするわけにいかんわな」というふうなことで、下水道部長の方は言うておりまして、我々としてもこのペースで、さらに加速してもらえというふうな期待を持っております。処理場も案内をしまして、この処理場、これだけの効果上げておると。さらに効果を上げたい。そのためにはこのままペースを落としてもらいたくないというふうなことを言うておりまして、部長としても間違いはないというふうなことを聞いております。

(多気町上下水道係長)

多気町ですけども、勢和と合併するのですが、当然合併の方には建設計画に上げておりまして、町としましてもあと10年弱で終わると思いますので、このまま行く予定です。

(委員長)

よろしゅうございますか。どうぞ。

(委員)

白山のところにお聞きしたいのですが、白山のところはこれでいきますと一番B/Cが低くて1.1を切っているのですが、これはどういった理由で一番低いというふうにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

(白山町上下水道課長)

大きな原因は、いわゆる松阪処理区の供用開始が早くて、平成19年4月というふうなことになっておりますので、B/Cの経費、管渠の工事費の方がかなりかかりまして、供用開始ができていないために、多分こういうふうな状況になっておるといふふうに思います。

(委員長)

関連して、今、供用開始ができていないからB/Cが低いという。B/Cは計画値ではじくのではないのですか。

(下水道室長)

当初の説明でもご説明させていただきましたように、現在価値比較法ということで、投資しました費用すべて便益についても現在の価値に置き換えてくるということがあって、先行投資分について、他が出ませんと現在価値に置き換えた場合にベネフィットが小さく出てしまうというようなことがあって、先ほどのB/Cの率が低くなるという形でございます。委員長言われたように、使っていないものはカウントしてないとか、そういう意味で

はございません。計算の中でそんなふうになってくる。

(委員長)

了解です。伺いましたね、ごめんなさい。当初そんな話でした。ほかによろございますでしょうか。それでは、流域下水のご説明ありがとうございました。繰り返しになりますが、後刻意見書とりまとめましてご報告いたします。では、次のご説明の準備、よろしく願いいたします。

(公共事業運営室長)

説明者を下水道事業から農道事業の方に替わりますので、しばらくお待ちください。

1 番 北勢南部地区 鈴鹿市、亀山市

(委員長)

それでは、広域農道のご説明頂戴いたします。よろしく願いいたします。

(農山漁村室長)

農山漁村室長の中山でございます。どうかよろしく願いいたします。それでは、資料の1-1北勢南部という資料があると思えますけれども、それでご説明申し上げます。

ここに計画一般平面図示させていただきましたけれども、本広域農道地区は赤の上の部分の所ですけれども、ミルクロードの交差部分の所、広域農道のミルクロードですけれども、その四日市市六名町を起点といたしまして、亀山市の旧関町木崎に至る1号線のところへつながっておって、津関線が交わる所ですけれども、そこに至る県道市道区間5.4km点々の部分が県道と市道でございます。そこを含む全延長18kmの広域農道でございます。通称フラワーロードと言っております。

本地域は、三重県の中北部に位置し、鈴鹿市と旧関町を含む亀山市からなり、社会的、経済的にまとまりのある生活圏を形成いたしております。フラワーロード沿いには日本書紀、古事記といった民話伝説の時代から交通の要所でありまして、東海道の町並みを初めとして歴史的景観も多く残しております。ここに写真で示してございます椿神社とか東海自然歩道とか関宿等が近くでございます。また、小岐須溪谷とか、石水溪とか、右下でございますけど亀山市坂本の棚田といった鈴鹿山麓や鈴鹿川流域の水辺空間を中心とした豊かな自然環境にも恵まれている所でございます。

フラワーロード沿いの企業といたしまして、産業面でも自動車産業を中心とした製造業が盛んで、近年は亀山地域において液晶関連企業シャープ亀山工場でございますけれども、広域農道の隣でございます進出がめざましいなど、今後ますますの展望が望まれる地域でございます。

本広域農道の受益とする対象農地は5,105haであり、鈴鹿山麓に広がる丘陵地から鈴鹿川沿岸に広がる平野へと広がっております。鈴鹿川、中野川流域に広がる水田地帯では米・麦等が、また鈴鹿山麓に広がる畑作台地では花木・茶を中心に養鶏とか畜産とか野菜の産地を形成いたしております。

本地域 2 市、亀山市、鈴鹿市で、県の農業総生産額の 17%、右の所に書いてございますけれども 17% を占めておりまして、特に鈴鹿市では県内で第 1 位、東海 3 県でも 4 位となっております。中でも三重県が全国第 1 位の生産量を誇るさつき、つつじの大半を本地域で生産しているほか、茶についても本地域で県内の 44% を生産、畜産業においても採卵鶏では県内 34.5% の最大の地域であるなど、特徴を持った地域となっております。

このように、自然的経済的にも恵まれ、さらに地域農家の産地形成に対する意欲も盛んであります。本広域農道は、効率的に市場に輸送できる農道を整備いたしまして、流通輸送面でも生産コストを抑制するなど、地域農業の安定と活性化を図るものでございます。

本農道の路線配置につきましては、先ほども少しお話させていただきました北は四日市六名町の黒の部分で書いてあるのがミルクロード、広域農道でございます。それに結びつける、接続いたしまして、鈴鹿市伊船とか亀山市辺法寺町等を経由いたしまして、亀山市関町木崎で国道 1 号線、下の所で国道 1 号線に接続をいたしております。

本農道につきましては、全長 18 km の 2 車線の農道でございます。このうち 5.4 km につきましては、2 区間です。市道、県道、改修区間として事業化されておりまして、広域農道だけといたしましては 12.6 km でございます。青の部分が市道及び県道で、赤の部分が広域農道でございます。また、地域の主産物であります花木にちなみまして、フラワーロードの愛称をつけ、親しまれる道路づくりを進めているところでございます。

次、事業主体の再評価結果ということで、再評価を行った理由でございます。再評価後、これ 12 年のときに再評価を受けております。5 年が過ぎましたので、なお継続中ですがけれども、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条（3）に基づき再評価を行いました。

事業の進捗状況と今後の見込みです。事業につきましては、昭和 55 年に事業を着手いたしまして、先ほども申し上げましたように、平成 12 年度に一度再評価を受けております。平成 17 年以降の残事業は、跨道橋、高速道路を渡る橋でございます L = 88m と、その取り付け部の路体工事 34m、その前後の法面保護、舗装工事及び施工済みの橋梁の耐震化に伴う追加工事を残してあるのみでございます。跨道橋につきましては、平成 16 年度に 3 カ年の計画で日本道路公団と協定を締結し、工事を着手いたしております。その完成に合わせるように付帯工事も施工いたしまして、平成 18 年度、来年度には完了する見込みでございます。写真を見ていただけたらと思いますけれども、写真の赤線部が広域農道の跨道橋です。それで、下が東名阪でございます。第 2 名神取り付け道と東名阪の交差部をまたぐということになります。

また、表のところを見ていただいたらあれですけど、平成 16 年度までで事業量といたしましては 99%、それから事業費としては 95% の進捗となっております。残り少しでございます。既に四日市市六名町のミルクロード接続点より亀山市川崎町の国道 306 号線までの 6.5 km の区間と、亀山市小川町から白木町間の 1.7 km、計 8.2 km については、既に供用を開始いたしております。この点々の部分でございますけれども、その区間 8.2 km については既に供用開始しておりまして、供用開始率といたしましては 65% でございます。

前回再評価からの経緯でございます。前回の再評価時、平成 12 年度でございますけど、それにつきましては 13 年度、14 年度で跨道橋を実施、14 年度末で事業完了を計画する予定でございました。しかし、高速道との交差部において、土地所有者の協力が得られませんでした。粘り強く何回も何回も交渉いたしましたけれども、難しいということで、そこ

でやむを得ず土地収用法による用地修得を決断いたしました。本農道というんですか、農林水産部では土地収用法によるのは初めてなんですけども、それでしか解決できないということで、平成 14 年 5 月にその手続きに入りました。それで、法に基づく手続き、土地物件の調査中ですけれども、土地収用法にかかるということで、平成 15 年 7 月に土地所有者の了解がようやく得られまして、買収契約に至りました。そこで、再度日本道路公団と跨道橋工事施工に関する協議等を再開いたしまして、工事に関する協定を締結いたしまして、現在 18 年度の完成に向けて工事中になっております。

事業を巡る社会経済状況の変化でございます。平成 12 年度再評価からの全体計画の変更でございます。阪神大震災に伴う橋梁の耐震設計基準、設計震度でございますけど、平成 14 年度に見直されました。その結果、阪神大震災以前につくられた橋梁が 2 箇所ございますので、それについて耐震化工事が必要となりました。

周辺環境の変化でございます。亀山市において県のクリスタルバレー構想の核となる企業としてシャープ亀山工場が平成 16 年 1 月に稼働いたしました。さらに平成 19 年度の稼働を目指しまして 2 期工事も始まっているところでございます。そういう意味合いですますます発展が望まれることにより、その輸送路としての期待も高まっているところでございます。

事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等でございます。費用対効果分析。本農道により本地域に点在する花木、茶、養鶏をはじめとする各営農団地が連結され、営農作業の効率化、農作物の生産コストの低減が図られているところでございます。具体的には道路を整備することで輸送車両の大型化が進み、台数が減ることにより労働時間の短縮、燃料費の軽減の節減、そして農産物の荷傷み防止による品質の向上などがあります。これら各種効果により、生産性の向上が図られるとともに、写真に示させていただいております農業近代化施設、ライスセンターとかカントリーエレベーター等でございます、への搬入も容易となること。そして、消費地や卸売市場への輸送など、流通の面でも効率化が図られるところでございます。

さらに都市へのアクセスがよくなり、農村環境の改善はもちろんのこと、都市への農村の交流が見込めます。本農道が北端でミルクロードと、南端ではグリーンロードとも接続することから、広域的な地域の連携も期待できるとともに、北勢町の南北の幹線ルートとしてアクセス時間、経費等の節減効果が見込めます。本事業による経済効果は、図に示させていただいたように 1.62 となります。

次に地元の意向でございます。全線完成により、国道 1 号線、名阪国道を経て、大消費地である京阪神へのアクセスがスムーズになることにより、輸送時間の短縮、生産コストの低減につながるなどにより期待が高まっております。また、生活面、文化的な交流の促進につながることへの期待、特に亀山地域のシャープ亀山工場をはじめとする液晶関連企業の進出。この赤の部分、工業団地と書いてありますけども、そこにシャープ亀山工場があります。という意味で期待も高まっております。また、シャープ亀山工場などの稼働後、朝の通勤時に工業団地への車両で国道 1 号線の渋滞が激しくなっており、本農道が完成すると、北側から工業団地への新たな経路となることで、渋滞緩和につながることもなります。

コスト縮減の可能性や代替立案の可能性ということで、コスト縮減といたしまして、こ

の写真は他地区でございますけれども、伐採木や根株をチップいたしまして、法面緑化材としてコスト縮減 780 万円を図りたいと考えております。それから、環境対策でございます。第二名神高速道路にあたり、日本道路公団による環境調査において、第二名神道とフラワーロード部との交差点付近で猛禽類、オオタカの営巣が確認されました。そのため公団と共同で調査を実施いたしまして、営巣状況の確認に努めるとともに、春の営巣時期の重機を使う工事を休止する。3 月から 6 月でございますけれども、そういう中で影響がないように施工に努めております。代替案については、特にございません。

再評価の経緯でございます。平成 12 年度に答申されました再評価委員会の意見に対する対応ですけれども、「土地改良の経済効果」に基づく積算とともに、「費用便益分析マニュアル」により算定いたしております。詳細は別途のとおりでございます。

今後でございます。平成 16 年度で、先ほども申し上げましたように、事業量で 99%、工事費で 95%が進捗しております。残り跨道橋と取り付け部等を残すのみです。平成 18 年度には跨道橋を完成いたしまして、事業完了をさせたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。以上でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございました。広域農道の説明でございましたが、質問、確認頂戴いたします。どうぞ。

(委員)

もうほとんど事業が終わっているのに、速やかに終わってほしいと思うだけなんです。1 つお聞きしたいのは、費用対分析が当初は 1.10、1.08 だったのが、今回現時点の費用対分析が 1.62 というふうになっていますね。その主な理由というのは、どういうところにあったのでしょうか。

(農山漁村室長)

平成 12 年度に再評価を受けておまして、交通量等は同様の交通量で算定いたしております。それで、今回変わっておりますのは、単価の修正とかそういうのもやっているんですけど、大きなのは割引率というんですか。それが実は当初の 12 年度のときには、農水省の所管事業で 5.5%という割引を使っておったんですけども、それが農水省の方で他省庁と同じように 4.0%ということで見直されました。そういうことになりました。それと、ほかの私どもの事業以外についても 4.0%を使っておりますので、それが変更されたという大きな要因だと思います。

(委員)

では、割引率が変わったという大きなその 1 つの理由で 1.62 になったわけですか。

(農山漁村室長)

はい。あと単価とか多少のものはあるんですけども、単価が変わったとかそういうのは多少ありますが、大きなものについては割引率でございます。

(委員長)

ほかにいかがですか。どうぞ。

(委員)

確認の質問ですけども。ミルクロードというのは四日市インターから湯の山の方へ行く道ですか。

(農山漁村室)

旧大安町の方へ、北の方へ上っていったるのですが。

(委員)

ああ、そうですか。東名阪とはインターでは結ばれていないのですか。

(農山漁村室)

はい、直接は結ばれておりません。

(委員)

そうですか。そうか、東名阪よりは、むしろ東名阪とクロスするんですな、これ。

(農山漁村室長)

はい、クロスいたします。先ほどの丸の部分というんですか。

(委員)

なるほど。わかりました。この道路は、便益性の評価の中では、農業関係の営農時間の短縮ですか。これの効果が大きいようになっていますが。営農走行経費節減効果が157億円、一般交通のアクセス時間削減便益が39億円。圧倒的に農業関係での効果、交通時間、労働時間短縮便益が大きいと。こういうことになっていますが、そういうことでよろしいのですか。

(農山漁村室長)

はい、そうです。

(委員)

ああ、そうですか。あまりバイパス道路として一般の方が使えるような道ではないと。

(農山漁村室長)

写真でもお見せしましたが、現実問題はシャープの工場ができ上がってきておりますので、多分迂回の方がかなり出てくるんじゃないかと思えます、北勢の方からの車ですね。

(委員)

通勤。

(農山漁村室長)

はい。ここにシャープ工場があります。これの赤の部分、これが工業団地になっておりまして、フラワーロードは赤の部分になっておりますので、その関町、亀山市の所になりますので、まるっきり中の隣になってきますので、当初、例えば12年度のとときとかそういうときには想定あまりしてなかったんですけど、そういうことにおいても有効ではないかと考えます。

(委員)

あまりよくわからないですが、ミルクロード、あちらの方には人口あまり貼り付いてないのですか。もし貼り付いているとすれば、このバイパス効果は大きいと思いますがね。ミルクロード、四日市と大安町を結んでいるこの道路の沿線沿いにたくさんの人口、住民の方々が住んでいらっしゃるということであれば、亀山・関の方へ抜けてくる、あるいは名阪に接続する道路として随分。名阪への接続はあまりないのか。要するに、シャープ、この工業団地への通勤路としては相当メリットが大きいんじゃないかと。

(農山漁村室)

基本的には、ミルクロードにつきましても、このフラワーロードにつきましても、広域的な営農団地、大きな農地の広がりをもった受益地を中心に、農産物の輸送の効率化ということで事業化しておりますので、付随的に今おっしゃっていただいた人口が貼り付いているとか、そういう効果は当然出てくるとは思うのですが、事業目的としては、そういう通勤とかそういうものではなくて、あくまでも農業交通のための事業であるというふうに考えております。

(委員)

あともう2つほど、素人の質問ですが。1つは、橋脚の耐震化工事が必要だということですが、これは簡単にできるのかということと、2つ目はコスト削減でチップ材を、あれは吹付けるんですか。斜面にチップ材吹付ける。チップ材は、ちゃんと固着するんですか。雨で流されるといようなことはないのか。

(農山漁村室長)

1点目の橋脚ですけれども、橋脚の耐震化工事なんですけど、一応いろいろな工法があるんですけど、ここで採用していますのは橋台と上部工のところ突起物をつくりまして、それで要するに揺れのとときに落ちないようにするという工事と、もう1つは橋台とその間に橋脚があります。橋脚というのは地山に付いてない橋脚なんですけど、それが倒れないようにワイヤーみたいなものですね。引っぱって、要するに倒れないように、そういうふうな施工方法をとっております。

それから、チップ材ということで、これは本地区じゃなくて他の地区なんですけど、本

地区については来年度に実施する予定ですけど、山のところを切っていますと根株とかそういうふうなチップ材が、木が出てまいります。それで、それを処理するには産廃処理でしか処理できませんでして、実は非常に高価になります。その中で、できるだけ環境にも配慮して、そこでせっかく出てきておりますもので、右のところになりますけど、それを粉末状にして、それで種子等とか粘着材みたいなものとまぜて吹き付けを実施いたします。12年のときはなかったんですけど、14年ぐらいから、例えば志摩とか伊勢とか上野等でも、もちろん経済的になりますし、効果も出ておりますので、有効。左が実施した後の状況でございます。そういうことで効果があるし、経費の節減にもなるということで、本地区区についても実施していきたいと思っております。

(委員長)

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

今さらこういう質問もおかしいかもわかりませんが、標準断面についてちょっとお聞きします。広域農道の場合は、車道幅員が5 m以上ということだそうですが、この道路の計画で、なぜ3 m25の2倍ですか、6.5を採用したのでしょうか。

(農山漁村室)

農道の方も広域農道ならびに農免農道につきましては、道路構造令に基づいてその構造を決定するということになっておりまして、今回の広域農道の計画交通量が7,500台/日交通量見込んでおりまして、それから道路の規格を当てはめていきますと、道路構造令で3種2級という道路になります。その道路の一般的な規格でいきますと、この幅員、それから路肩になるという形でございます。

(委員長)

はい。いかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

今のご説明をお聞きしていると、要するに14年で終わるはずだった事業として12年に再評価を受けたと。ところがその後、用地をどうしても買収に応じられなかった箇所があって、空白があって、強制収用しようと思って手続きをしたら買収に応じたので工事を進めましたというのが、まず延びてしまった理由。そういう理解でよろしいですか。

(農山漁村室長)

そういうことでございます。

(委員)

今回の再評価にかかるはずじゃなかったのにかったということだと思っておりますけれども。

(農山漁村室長)

はい、実は。

(委員)

その間に先ほど質問が出ていた橋梁工事の耐震化の追加工事が必要となったというご説明でしたけれども。ということは、予定どおり14年で終わってれば、これは耐震をするタイミングを逸していたはずの橋梁を耐震化したということになるわけですか。

(農山漁村室長)

阪神大震災で例の起こりましたので、設計基準というんですか、それが変わりました。それで、14年でしたらちょうどぎりぎり実施するかしないかのときだと思います。それで、実施中であれば当然すると思いますし、もし実施しなければ後でまた実施するなり、何らかの検討ということになります。いずれにしろ、そういうふうな新たな基準に基づいたそういうのにしていく必要があると思います。

(委員)

そうすると、フラワーロード全長で前から工事をしてみえた所もあると思いますけど、橋梁なり橋台なりで、前の方にした所は要するにその時点では耐震というような格好の計算是されてない所もあるわけですか。

(農山漁村室長)

だから、対象になったのが2箇所ですもので、それについてやっていきたい。あまり橋が、ここは比較的平坦部分ですので、橋は少ないですけど。

(委員)

ということは、ないことはないわけですか。

(農山漁村室長)

だから、そのうちの2箇所部分ですか。実施した所を直すということ。

(委員)

耐震化のための追加工事というのは、フラワーロード、今回の範囲じゃなくて、全長のうちの前につくった部分についても追加が発生したということの増額ですか。

(農山漁村室長)

はい、そうです。

(委員)

わかりました。ありがとうございました。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

もう一度地図出していただきたいんですが。計画一般平面図というやつですね。ちょっと教えていただきたいんですけど。ちょっとライトを落としていただきたいです。わからないので。これだと見にくいかな。もっと大きいやつの方が見やすいんじゃないかと思えますけど。もっとわかりやすそうなやつありましたよね。

私も個人的にはもう本当にこれほとんど完成しているので、早々と完成するべきだなと思っているわけなんですけど、ちょっと教えていただきたいのは。ごめんなさい、これが第二名神ですか、計画されている。

(農山漁村室長)

そうです。

(委員)

この支線というか。

(農山漁村室長)

これ取り付け道です、名阪からの。

(委員)

取り付け道ですよ。これとフラワーロードとは全然リンクしないのですか。ここですよ。

(農山漁村室長)

その部分ですね。ちょっと写真で出します。この部分で、実は取り付け道路もそこへ重なってきますので。

(委員)

これがそうですか。

(農山漁村室長)

はい。

(農山漁村室)

ちょっと第二名神の関係だけ説明させていただきます。今、写真で写っているのが、東名阪道、現在通行されている所で橋梁がかかる部分です。それが今残り残工事という跨道橋の部分で、下の図の方でいくと、赤い線が青い実線と交わっている部分になります。そ

れで、左上の方から第二名神道の連絡道の方が東名阪道に取り付けまして、そこにジャンクションができるわけなんですけど、そのジャンクションのランプ自体が跨道橋の下へ入ってくる形になります。今、写真で山がむいてあるのが、実際第二名神のランプの工事のためにJHさんの方で工事をしていただいている部分で、東名阪の横にもう土が見えている所にちょうどランプ、取り付けの道路が取り付いている形でされます。

そして、もう1つうちの道路は破線の方で赤いフラワーと交差していますけども、こちらの方も立体交差で第二名神と交差するんですけども、こちらの方はうちの路体ができているので、その部分に第二名神さん側の方でボックスを入れていただいて、上を越えていく形で交差しています。

(委員)

ここはあくまでもジャンクションですから、当然進入はできないんですよね。こういう広域農道の場合は無理なんですよ。要するに、進入しようと思えばものすごく効率的にバイパス機能としては素晴らしいものになると思うんですけども、この場合はただ上を通過するだけですね。

(農山漁村室長)

そのとおりです。

(委員)

何か素人的な発想で申しわけないですが、すごくもったいないなと思うんですけど、交通アクセスとして考えた場合に。

(農山漁村室長)

どうしても亀山インターの所から入っていただかないと、高速道路で有料体系とかいろいろなっていますので、直接は結び付いてないです。

(委員)

システム的にはできそうな気がするんですけども、そういうわけにはいかないですね。それとあと、ここの渋滞緩和というか、アクセスの部分でお聞きしたかったのですが、ここの広域の地図が欲しかったんですけど。伊勢自動車道がこの下の方に地図上ではあるはずなんですけど、交通量が多い場合、伊勢自動車道の関ジャンクションと東名阪自動車道との、要するに渋滞緩和のために、多分国道1号線の旧関町のどのあたりなのかちょっとわからないですけど。

(農山漁村室長)

津関線が交わって1号線になりますね。そこへつながるようになります。

(委員)

こういうふうにならば芸濃関線が繋がってくるわけですね。で、芸濃インターの前

へ出てくると。

(農山漁村室長)

そうですね。

(委員)

なるほど。わかりました。ちょっとそこら辺が地図上で表していただいた方がよかったかなと思ったので。はい。

(委員長)

いかがですか、ほかに確認事項。どうぞ。

(委員)

今の関町のご説明なんですけれども、東名阪から関ドラへ下りてくるあたりから、芸濃の方へ行こうと思うと、危なっかしい信号のない交差点がある。あの辺に当たるのかなと今思ってお聞きしてたんですけど、フラワーから芸濃の方へ行く道が通るといふうなことになるのでしょうか。関のインターのあたりって、下道と上道と何か行き来がとてわかりにくくて、私がもたもたしてたりすると危ないときがあるんですけど。

(農山漁村室長)

津関線って、芸濃町通ってずっと行く道ございますね。それと、1号線ご存知だと思いますけど、そこへぶち当たって、今T字路になっているんですけど、それがまっすぐ抜けていくということになりますので、先ほど言われていた伊勢自動車道とかはちょっと場所が離れてきます。

(委員長)

いかがですか。これはまだ一番まん中の橋梁ができていないから何とも言えないのですが、これは竣工した後の物流調査というのはされるのでしょうか。つまり、当初計画で事業何とか効果でしたっけ。営農走行経費削減効果というのがあるんですけど、当初立てられた数値と、本当に全線供用開始になったときの、いわゆる実績というのでしょうか。そういうことは調査というのはあるのでしょうか。

(農山漁村室長)

いずれにいたしましても、事後評価ということで、事業を完了いたしまして5年たったら、この再評価委員会の方で受ける必要がございますので、調査しなければならないと考えております。それともう一つ、実は9月14日ですけども、既に部分開通しております所で交通量調査を実施いたしております。それで、7,000 どれだけに対して12,000 台ぐらいと、かなり通っているんじゃないかと思えます。

(委員長)

つくりっぱなしじゃなくて、今おっしゃったように、できるだけその後の調査、効果と
いうことを数字で表すようにご努力お願いしたいと思います。

(農山漁村室長)

わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

いかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

広域農道ってすごく便利によく走らせていただくんですけど、農業者じゃないのに。県
道に昇格するというケースがあるようにお聞きしています。ミルクロードなんかも今県道
ですよ。皆さん、ミルクロードとおっしゃるけど、今県道になっている。先ほどのご説
明の津関線がそのまま延長するんですというご説明だと、これは今フラワーロードという
名前で上がってきていますけど、将来的には津湯の山線とかという県道になるかなという
のも含んで計画されているんですか。そこまではいかないのですか。

(農山漁村室長)

あくまでも農道ということで今やっているわけですけども、この後市町村に移管をいた
します。それで、その中であと維持管理をしていくとか、交通量とか、いろんなやつを勘
案しながら、中にはそういうことで移管されていくというんですか、県道の方になってい
くのもあると思います。いずれにしろ大変便利な所に広域農道がどこもかも。例えば、南
勢町のサニーロードとか、あそこらについても大変便利な道路ということ。ほかもそう
なんですけど。という中で、交通量増えておりますので、そういうのもあると思います。け
ど、一応は今のところ農道でということ。

(委員長)

説明、大変ありがとうございました。委員会終了後、意見書まとめてご報告いたします。
ありがとうございました。

(農山漁村室長)

どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

(事業評価GL)

説明席の入れ替え作業を行いますので、しばらくお待ちください。よろしく願いま
す。

20番 熊野灘臨海公園 紀伊長島町、海山町

(委員長)

それでは、都市公園事業のご説明をお願いします。推進室からお話ありましたように、特別 20 分ですね。20 分で簡潔明瞭によくお願いいたします。

(都市基盤室長)

続きまして、都市公園事業でございますが、都市基盤室の井上と申します。よろしくお願い申し上げます。都市公園事業、本日 2 件ございまして、事業番号 20 番の、これは県の公園ですが、熊野灘臨海公園。あと後ほど 114 番ですが、松阪市管理の松阪市総合公園についてご審議いただくということでございます。

まず、県営の熊野灘臨海公園につきましては、平成 14 年度に再評価をいただいたところでございます。その再評価におきましては、総事業費を約 130 億円程度削減いたしまして、城の浜地区、片上池地区、大白地区、この 3 地区に重点的に集中的に投資していこうという基本計画の見直し案をご審議いただいたというところでございまして、そのときのご審議といたしましては、今後自然環境の専門家の意見をよく聞くことと、あと生態系の配慮を行うこと等ご意見をいただいた上で、事業継続のご了承をいただいたという経緯がございます。

今回、まだ前回評価から 3 年経過という時点でございますが、大白地区につきまして、主要な施設の新設を行いたいと考えておりまして、事業の見直し案についてご審議いただきたいというふうに考えております。具体的には地元検討会の意見を踏まえまして、大白地区西側においてスポーツ施設を整備するものというものでございます。大白地区東地区につきましては、自然を残した形での自然観察ゾーンという位置づけをさらに明確化することを併せまして、全体として大白地区の公園の機能の強化を図りたいという計画でございます。

詳細につきましては、資料に基づいて紀北建設部からご説明申し上げますが、大白地区につきましては、見直し案に基づいて今後事業を継続していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

(紀北建設部事業推進室長)

紀北建設部事業推進室の島崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。今回、再評価をお願いします箇所は、先ほどお話がありましたように、委員会資料 20 - 1 都市公園事業の熊野灘臨海公園事業でございます。

はじめに事業の概要を説明させていただきます。熊野灘臨海公園事業につきましては、平成 10 年度と平成 14 年度の過去 2 回の再評価を受けております。今回が 3 回目ということでございます。このときにご指導いただきまして、これだけの大規模な計画を長期的に見通すことは非常に困難でございます。このことから、再評価審議スパンであります 5 年をくりとして、適宜再評価をお願いしながら進めているところでございます。このことを踏まえまして、事業期間は昭和 45 年度の着手から今年度までの 35 年間と、今回提案させていただきます計画の 5 カ年を合わせまして 40 年間となっております。事業の規模といたしましては、紀伊長島町から海山町に至ります 6 地区、約 530ha の大規模な公園事業でございます。そして、現在は紀伊長島町におきます城の浜地区、片上池地区、海山町におきます大白地区。この 3 つの地区を先行的、重点的整備地区と設定をいたしまして、この

地区におきまして住民検討会を設立し、住民参画によって地域と一体となった整備を進めていく取組を行っているところでございます。

また、全体事業費といたしましては、約 175 億 1,000 万円。そのうち用地・補償費につきましては約 41 億 6,000 万円。それから、整備費としましては約 134 億 1,000 万円となっております。これらの事業費のうち 17 年度までに実施済みの額につきましては、約 151 億 1,000 万円となっております。このうち用地・補償費につきましては完了いたしております。全体の進捗率といたしましては、86%ということでございます。

全体の詳細な事業費内訳につきましては、資料の 3 ページに添付してございますのでご覧いただきたいと思っております。この表の赤色で着色しました列が、先ほど申し上げました全体事業費の内容でございます。その左側の青色で着色した列が、平成 18 年度から 22 年度の事業費となっております、この列の全体事業費が約 24 億 6,000 万円となっております。これが今回お示しいたします 5 力年の計画事業費となっております。

今回再評価をお願いする理由でございますが、先ほどの重点 3 地区の 1 つであります大白地区につきまして、施設の一部が見直しされることとなりました。これが三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条第 4 項の社会経済状況の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業ということで、ご審議を賜りたいと考えております。

まず、ここでお断りをしておきたいと思っております。再評価の視点に基づく説明をさせていただくことが本来ではございますが、大白地区以外につきましては、前回の再評価時と内容的に大きな変更はございません。また、時間的な制約もございまして、今回は大白地区の計画見直しに特化した説明をさせていただきまして、その他につきましては、再評価書などの資料の添付をもちまして説明の方は割愛させていただきますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。添付資料につきましてのご質問がございましたら、審議の際にお答えをいたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

スライドの右上でございますけれども、これは当公園の入口付近にございますテニスコートの夜間の利用状況でございます。左下の写真につきましては、同公園の海岸付近から入口方向を望んだ状況の写真でございます。では、早速、計画の見直しに至りました経緯と内容につきましてご説明申し上げます。

スライドの方をご覧くださいと思っております。平成 14 年度の前回再評価におきまして、継続の了承をいただきました計画の策定概要でございます。資料の方は 36 ページから 38 ページになります。策定は平成 12 年度から 13 年度にかけて行いました。ここで熊野灘臨海公園が位置します紀伊長島町及び海山町の住民が参加いたします住民検討会を組織いたしました。ここで地域資源を活用したソフトプログラムあるいはこれを実施いたしますハードの整備計画についての草案を作成いたしました。この草案を専門家が加わりました基本計画検討委員会の方でいろいろ検討いただきまして策定されましたのが基本計画でございます。

次に、平成 14 年度の再評価を経まして、再度住民検討会を組織するとともに、基本計画でまとめられました主要施設につきまして、概ね 5 年間を目標に優先的に実現化するための検討を行いました。これが平成 15 年、16 年度の取組でございます。スライドの方は 15 年、16 年度の住民検討会の様子でございます。なお、この住民検討会ならびに検討内容につきましては、資料の 39 ページ以降に添付してございますので、後ほどご覧いただきたい

いと思います。

次に、大白地区での住民検討会の検討内容でございます。スライドの方は基本計画時点の計画図でございます。海山町におきましては、以前から大白地区公園はスポーツ公園としての位置づけがございました。しかしながら、基本計画策定時の大白地区につきましては、近隣で他の開発計画誘致の気運が高まった状況にございまして、地域が求めますスポーツ施設はそこで整備すると考えておりました。そして、基本計画はその開発計画を考慮して計画されたものであるということが、前回の検討会から引き続き参加いただいております委員から伝えられました。さらに、開発計画誘致が白紙となりました現時点では、基本計画を見直していくことも可能ではないかという意見が述べられました。

このように、地域の社会情勢の変化によりまして、基本計画そのものの見直しを含めた検討が行われることとなりました。・(テープ交換)・野生動物の被害が深刻化している状況などの発言が委員からありまして、柵や檻のようなものまでつくって本当に整備が可能かどうかや、現在の地域住民のニーズあるいは集客という課題、自然環境の保全などにつきまして、熱心な議論が展開されました。

スライドをご覧ください。最終的には住民検討会のメンバー全員の賛同を得まして、公園西側をスポーツレクリエーションゾーン、東側につきましては基本計画に沿った形での淡水域や汽水域の自然を生かしました自然観察ゾーンとすることで決定をされました。

具体的には、基本計画では野草地、収穫園、芝生公園として計画されたゾーンにおきまして、見直しによりまして、ソフトボール場、野球場、多目的広場を整備するというものがございます。併せて整備コンセプトにつきましてもスポーツレクリエーションの要素が盛り込まれたものに変更となりました。また、ソフトプログラム面での検討につきましては、公園マップの作成や植物の保全などにつきまして、地元団体等にご協力いただける意思を確認してまいりました。さらに、スポーツレクリエーションの面では、体育協会やソフトボール協会などが年間を通してスポーツ教室や健康教室の開催にご協力をいただけることを確認しております。

スライドは、このスポーツレクリエーションゾーンの現在の状況でございます。右上の写真は入口付近から奥のソフトボール場の方を覗いた状況にございまして、写真上の赤く囲った部分につきましては、スポーツ施設の整備区域を表したものでございます。左下の写真につきましては、右上の逆方向のソフトボール場の方から入口の方を覗いた状況でございます。

この計画見直しに当たりましては、基本計画検討委員会の委員長であります大阪芸術大学服部教授、また同委員であります三重大学の安食先生に見直しを、こんなことの妥当性についてご意見をお伺いしております。両先生からは、「その時点での地域住民の多数意見により見直しを行うということであれば、プロセス的にも当初基本計画を押し切って実施するよりは、計画変更することはよいことである」とのご意見をいただいております。

また、自然環境、生態系の保全の面からでございますけど、この取組につきましては、三重大学生物資源学部の松村教授にご相談させていただいております。先生からは、「住民参画の手法で地域の願いでありますスポーツ施設を整備することは悪いことではない。これに環境の要素を盛り込んでいくことが重要である」ということ。さらに「ほかの手付かずの自然は残していくといった手法を望まれる」などのご意見をいただいております。先

生にも今後も引き続きご指導いただき、いただいた意見に対しましては真摯に受け止めて実施してまいりたいと考えております。

次に、計画見直しに伴う事業費の変更でございます。大白地区の総事業費といたしまして、果樹園や草地などの整備によります事業費は約 6 億 7,000 万円でございます。これが見直しによりましてスポーツレクリエーション施設整備に伴います事業費は約 10 億 4,000 万円となりまして、約 3 億 7,000 万円の増額が生じることとなります。

詳細な資料は 8 ページをご覧くださいと思います。この表は、左側が基本計画策定時の計画内容でございます。右側が今回の計画を見直した計画内容でございます。先ほど申し上げました事業費は、各々の工事費の列の合計の欄の値でございます。増額の内訳でございますが、果樹園からスポーツレクリエーションゾーン整備に伴います事業費の増は約 3 億 5,000 万円。その他施設の具体化の検討に伴いまして、藤ヶ谷池周辺整備で約 8,000 万円の増額。野外学習設備につきましては、6,000 万円の減額となっております。

この事業費に対します整備効果、検証結果をご説明いたします。資料の方は 13 ページからとなっております。今回の便益算定に当たりましては、直接利用価値と間接利用価値を計測しております。直接利用価値につきましては、アクセスに要する旅行費用を支払ってもでも訪問する価値があるということを前提にいたしました旅行費用法で算出いたしております。具体的には、公園利用者の公園までの移動費用や滞在時間費用を利用いたしまして、公園整備の価値を貨幣換算するものでございます。間接利用価値につきましては、公園の存在効果をそれと同様の効果を持つほかの市場財、サービスを用いて計測を行う代替法にて計測いたします。今回の場合、間接利用価値はトイレ機能のみが該当するものとして、災害など緊急時に用意する簡易トイレのリース代金をもって評価額としております。

また、費用につきましては、これまでに要しました用地補償費、整備費、維持管理費の合計に、今回提案いたします整備費と、今後 50 年間必要とされます維持管理費を加えたものを現在価値に置き換えて算出いたしております。

資料の 20 ページをご覧ください。大白地区につきましては、テニスコート利用者と芝生広場など園地の利用者につきまして、それぞれ滞在時間費用と移動時間費用を算定いたしております。利用者の設定につきましては、少し戻りますけれども、16 ページにまとめてございます。平成 16 年度まではその利用実績にて算定を行いました。今回の設定値であります平成 17 年度以降の欄につきましては、過去のデータの平均値を利用しております。

また、資料の方飛びまして申しわけございませんが、34 ページをご覧くださいと思います。今回提案の施設整備に伴います利用者の想定でございます。この表の大白地区の欄をご覧くださいと思います。まず、スポーツレクリエーション施設整備に伴います利用者としていたしまして、現有施設である町営グラウンド利用からの転換を 2 分の 1 と設定してありまして 8,155 人としております。また、ソフトプログラム実施に伴いますイベント等参加者を 920 人と想定いたしまして、施設整備後の 2010 年度からカウントしてあります。また、移動費用につきましては、マニュアルによる誘致圏域距離により、その距離から当公園までの費用を算定いたしております。

スライドの方をご覧くださいと思います。赤く囲いました大白地区でございます。その結果、直接利用価値といたしましては、移動費用便益は 28.6 億円、滞在時間費用便益は 80.6 億円。間接利用価値は 0.1 億円で、便益は 109.3 億円となります。費用につきまし

ては 54.8 億円となりまして、B / C の方は 1.99 と算定されました。

なお、今回、前回の再評価のときと同様に、利用実績に基づく費用対効果分析を行ったわけですが、併せて大規模公園費用対効果分析手法マニュアルに基づいた検証も行っております。こちらにつきましては、熊野灘臨海公園全体で B / C が 1.76 という結果が出ていますので、結果のみご報告をさせていただきます。

最後になりますが、今後住民検討会で決定されました当該計画につきましては、検討会で高まった気運の維持、向上を図り、整備メニューを着実に実現してまいりたいと考えております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。熊野灘臨海公園重点 3 地区のご説明でしたけれども、ご意見、ご確認事項頂戴いたします。どなたからでもどうぞ。どうぞ。

(委員)

計画内容がスポーツ系に変わっているのですが、個人的には前の案の方が魅力的かなという気もするのですが、何でこういうふうになったのか。まず、公園の性格についての質問です。この顔ぶれを見ると地元の方が中心という気がするのですが、要するに地域施設としてこういうものが欲しいという議論があったのか、あるいは広域的な集客を考えて、そこに遊びに来た人が海に行く場合もあるし、ここに来てスポーツする場合もあるので広域の集客を考え、プログラムとしてこういうスポーツ系の施設がいいという議論があったのか、その議論の経過をご説明していただきたい。

前回のこの委員会の注文は、自然環境保護の専門家の意見を聞いてくださいということだったのですが、具体的にはどういうふうに入選されて、その意見が反映されているのか、その 2 点をちょっと教えてください。

(紀北建設部事業推進室)

まず、委員会の住民検討会を平成 14 年度以降もご指導いただきましたように、再度設置しまして意見を伺おうということだったんですけども、大規模な都市公園的な検討というよりは、どちらかというと、地域の方々が欲しておる意見を中心に今回の住民検討会は組織されたものであるということになるかと思えます。

あと自然環境、生態系の保全という部分に関しては、まず今回の住民検討会の目的が、前回基本計画としてまとめられてきたものを、個々の施設につきましてももう少し具体化していくということで組織されたわけなんですけども、その検討内容の中にはもちろん自然環境の部分もわかり、地域の現時点でのニーズを把握していくという部分もわかり、併せて検討を行ってきたわけなんですけど、その部分では、今回の住民検討会ではまとめきれなかった部分を前回委員会の方で意見としていただいているように、これから実施設計の方に入っていきわけなんですけれども、その際に専門家の先生の話の踏まえながらまとめたいというふうを考えております。

(委員)

委員は非常にジェントルな形ですどいところを指摘したと思いますが、私はもうちょっと直接的に申し上げたいと思います。まず、この公園の目的は何ですかということなんです。この地域は都市公園の範疇には入るといっている形になってはいるのですが、その背後とか見てみますと、都市的な背景よりは、むしろきれいな自然をいかに生かすのかと、その自然を生かして地域活性化や地域住民へのレクリエーションだとか、そういったようなものプラスよそから来ている人々にとっても自然の素晴らしさと、その中から新しい健康的なものだとか、レクリエーションというようなものを合わせ持ったものであればいいんじゃないかなということで、今まで審議をしてきたんだと思うんですけども。

そういう目的が今回新しく見直されているものを見てみますと、ソフトボールと野球場、それから何のための目的かわからないんですけども、多目的公園という形になって、しかも3億7,000万でしょうか、そういうことで10億円というような形でのものやっていたいということなんです。まず私から見ると、このもともとの目的に照らし合わせたときに、今回見直されたところで、運動公園みたいに変えた目的はどこにあるんですかということをもう一度申し上げたいと思います。

それからもう1つ、検討委員会で話をして地域住民の意見を反映してこういうふうに変わったというんですけど、地域住民が住民検討会で全体何人のうち何人ぐらい入っていて、そこから出されている意見というものが、このスポーツ公園ということをやろうとしていたのか、あるいはその中にいるいくつかの専門家だと言われるような方々の意見が強かったのか、それはわかりませんが、私たちが前回のここで再評価のときの専門会の意見を聞くということは、スポーツ公園をするという形でのものを検討するのではなく、このきれいな自然というものをいかに保全していき、それからまた地域活性化につながるようなもののモデル事業としてのものを検討する、そういう専門家が必要なんだということや言ったと思うんですけども、どうやらこういうような計画だとすれば、私個人的には前に戻すべきではないかと、白紙に戻すべきではないかというふうな印象を拭えませんが、その2点に対する説明をゆっくりと聞かせてください。

(紀北建設部事業推進室)

まず、前回の再評価で継続の了承をいただきました際の、まずそのときの住民検討会のメンバーでございますけども、そちらは38ページの方に添付してございます。38ページの一番下の欄に、「自然じまんの検討会」という検討会名で8名の参加をいただきまとめられたものでございます。12年度の再評価を経まして、また再度住民検討会を組織したわけなんですけど、そちらの方が42ページにメンバーを添付させていただいておるんですけど、継続してメンバーの方にご参加いただいたのが約3名。そして、前回の検討会は商工会の代表の方とか漁業組合の代表の方とか、町の中の組織の代表者という印象が強いんですけど、今回の住民検討会、42ページの方になるのですが、今回のメンバーは地元、本当の地域の区長さんであったりとか、ソフトボール協会の会長さんであったりとか、旅館業を営んでいらっしゃる方であるとかが新たにメンバーに加わりまして、より地元色が強くなっているのではないかなと思います。

そして、前回の検討会で野草地、収穫園、芝生広場ということで、決定された内容であるんですけど、今回の検討会の皆さんのご意見を伺いますと、近隣では野生動物の被害が

深刻な状況になっているということで、例えば収穫園でございますけど、具体的に検討してきたわけなんですけども、本当にやろうと思えば檻などで周りだけじゃなく上も囲ってしまって、そういうことをしないとできないんじゃないかというような意見とか、人工的にこのようなものをつくっても周りにはいっぱい自然があると。この公園内の山間部でございますけども、それらに入ってしまうえば野性のヤマモモとか、そういったものが自生しているということで、人工的にそういう整備をしなくても、そういった所で学習してもらおうじゃないかというご意見と、特に検討会で言われたのが、集客という課題に対して、特に熱心にご議論いただいた結果ではないかと思っております。

(委員)

ちょっと時間をとらせて申しわけありませんが、メンバー構成の中の話、それからどういいう話が検討されたのかということ聞いてみますと、どうして前の自然をある程度配慮したような形から、ソフトボールなり野球場なり、そういったようなことに変わったのかというのがわかるような気がいたしました。要するに、メンバーのところの部分も大きな影響があったのではないかとことだろうと思うんですけども。

そこで、自然豊かな所だからこそ、例えば、野生動物の被害というものは、なにしろこの地域だけの問題じゃなくて、例えば亀山であっても、大きく人工的に変わったことによって、むしろそこは猿害があるというぐらいのものが新しく出ている所なんですね。だから、これは知恵比べでありまして、そういったところを考えると人工的なスポーツエリアをつくったことによって、そういったものが解消されるとはとても思っておりませんし、それから、こちらでいくつかの形で全部人工的な部分をやっている、例えば集客という部分で何を考えるのかと。地域住民が、例えば毎日この立派な施設に来て、どれだけの人が利用するのか、あるいは外からどれだけの人が利用するのかということは当然検討し、予想されるデータなり、そういったようなシミュレーションなりやったのではないかと思うんですけども、そういう予測のデータがあるならば、それを示していただきたいと思っています。

私が質問した2つの中で1つがまだ答えが出てないのですが、この目的は変わったんですかということです。見直しをされているというようなところで、目的が最初からの目的から変わったんですかということに対して説明がまだなされていませんが、お願いします。

(紀北建設部事業推進室)

まず、目的の部分でございますけども、この熊野灘臨海公園、3つの重点地区として前回継続を承認いただいたわけなんですけども、そのときに各地区におきまして整備コンセプトというものを設定いたしております。そちらの方が左側になりますけども、キッズファームということで、子どもたちが自然を育て、その中で子どもが育つ場所ということでございました。今回、この住民検討会の方におきましても、計画の見直しと併せまして、整備コンセプトにつきましてもスポーツという部分を入れまして、ご覧のように変更したと。整備コンセプトが変更されたということでございます。

(委員)

この事業は、熊野灘臨海公園、3つの地区がありまして、その全体の中で3つの地区が持っているそれぞれの目的というものがありまして、その中で大白地区の目的があったはずですし、それが今変わったという形で申し上げるんだとすれば、どのようなものからどのような形で変わっているのかと。変わった理由はどこにあるのかというのを、もう一度説明お願いしたいと思います。

(紀北建設部事業推進室)

まず、住民検討会で私どもがまず誘導して、計画を変更したものではないということだけご理解いただきたいところなんですけども、その背景を実は伺っておりまして、なぜ住民検討会でわずか3年の間に野草地収穫広場からスポーツレクリエーションという整備に変わったかという背景でございますけども、14年度の再評価を受ける前で平成12年度13年度に前回の基本計画のときの住民検討会が行われたわけなんですけども、そのときには、先ほどもちょっと説明の中であったんですけど、近隣でほかで開発の計画がそのとき存在していたと。そして、地域としてソフトボール場、野球場というのが、地域としてそのときも言い方がおかしいかわかりませんが欲しいという思いはあったと、地域としてでございますね。

そのソフトボール場、野球場に関しては、その当時予定されておりましたというか、計画されておりました開発の計画のところでは整備されるであろうということで、住民検討会の方々は思われておりまして、地域として野球場、ソフトボール場がそのとき必要でないという判断をしたわけではなくて、そのときも必要だったんだけど、ほかでそういう開発計画があったがために、この基本計画時点では大白という地区は自然環境豊かということで、特に昔はよかったというような思いから、野草地、収穫園といったそのような整備で決定されたということでございます。それが前の計画でございます。

14年の再評価を得まして、また再度住民検討会を組織することになったわけなんですけど、そのときには15年、16年のころでございますけど、近隣で予定されておったそういう計画がなくなったということで、その決められておった基本計画をゼロベースで見直していくことも可能ではないかということで意見が出まして、最終的にはこの公園に野球場、ソフトボールが欲しいということで、住民検討会の結論としてまとめられたということでございます。

(委員)

あまり長く喋るのは問題があると思いますので、これをもって最後にしますが、私自身は今の説明でまったく納得していません。答えがあるとすれば、目的が変わることがあるとすれば、ここに書かれているように、社会経済状況が変わったということで目的が変わるとことはあり得ると思うのですが、住民検討会というものは数人あるいは10人以内の者が目的を変えるなり、全体的なことを変える権限はまったくありません。それをどういう形でいい形で発展させていくのかという部分を考えて進めていくような役割はあるのかもしれませんが、目的そのものを変えるとか、そういうことは権限がないと私自身は思っています。

それから、最後で1つもう一度だけ聞きたいのですが、この都市公園の働きというよう

な部分で役割と機能を見ると、ここのマニュアルの一番最初に載っておりまして、都市公園の役割と機能というものは、住みやすさ、楽しさ、安全性など都市の魅力を演出するもので、1から5書かれています。これはどこに当てはまるものなのでしょうか。

(都市基盤室長)

今のご質問につきましては、特に今回のスポーツ施設をつくろうという話につきましては、主に4の健康レクリエーション空間を整備して、特にこの案におきましては、近隣住民の方にご利用いただいております。そこに重点を置いた計画になっております。都市公園につきましてはいろいろ種類ございますが、特にこの熊野灘臨海公園非常に大規模なものでございまして、もともとが近隣住民の方というよりは、やはり大都市圏も含めて広域から来ていただくというのが、もともとの昭和45年当時からはそういう形でレク都市ということで事業を進めてきたと。

ただ、一方でやはり近隣の方にもお使いいただくという利用のされ方もしておりまして、特にこの大白地区につきましては、当初はスポーツゾーンという位置づけで、既にテニスコートも整備されて運営をされておるという中で、14年度の見直しのときに、重点整備をしていくというときに、どちらかというキッズファームということで、教育的な機能を持たせてきたという状況でございます。

ただ、またここで県としてどういう公園をつくるかというのは当然県が考えるべき話なものですので、住民検討会で出たからどうのこうのという説明のしぶりは、ちょっと説明のしぶりとしてよろしくないのかなとは思いますが、ただ、キッズファームというコンセプトの中で、念頭に置くお客様、ユーザーの性格は、どちらかという今まではより広域的な所から来ていただいて自然に親しんでいただくというようなコンセプトから、どちらかという近隣の小学生の方ですとか中学生の方にご利用いただくと。ただ、一方で東半分につきましては、自然観察ゾーンということで、こちらは自然を残すという位置づけにしております、この中で全体として教育的な位置づけを若干強めて、一方で若干自然保護に対してのウエイトというものは軽くなっているというのは事実だと思っております、そういった形での今回の見直しということでございます。

(委員)

では、見直しによって、キッズファームに子どもがどのくらい増え、それから人々がどのくらい増える集客効果があると思われませんか。

(都市基盤室長)

それにつきましては、B/Cを算定する際の基礎データになっておりますので、そちらについては建設部の方からご説明いただけますか。

(紀北建設部事業推進室)

すいません。説明が不十分で申しわけございません。資料の34ページをご覧くださいのんですけど、まず、利用者の想定ということでございますけども、左側の地区名ということで、大白地区公園がございまして。上からテニスコート利用者、そして公園区域利用者、

そしてグラウンド利用者ということになるんですけど、テニスコート利用者、公園区域利用者につきましては、入り込み客の集計データが出ておりました、16年度までは実績によりまして、公園利用者を設定しております。備考に書かれているように、営業者数年平均値ということでございますけども、これが17年度以降将来にわたって平均値を採用しているということで、備考の方に書かせていただいております。

そして、グラウンドが整備されることによりましての利用者数の増ということでございますけども、こちらは8,155人ということで、現在あります海山町の町営グラウンド。こちらの使用実績から、そこから2分の1の利用者が転換することを想定した数字でございます。なお、新しくグラウンドができることによりましての、いわゆる掘り起こし分の数値につきましては、ちょっと見込みというものを立てることが困難ですので、まずは実績値に対しての転換量だけをここに、B/Cの算定につきましては反映させております。

(委員)

わかりやすく言えば、見直しをする前の草地だとか収穫園だとか芝生広場とか、そういうことをするときと比べると、グラウンドが整備されることによって年間8,000人ぐらいの人が増えるんだということになりますか。

(紀北建設部事業推進室)

前回のまず計画によりまして、野草地、収穫園という計画でございますけど、その際にもイベントを行うことによりまして、集客人数を前回も想定させていただいております。その人数につきましては、ちょっと手持ちの資料になるんですけども、約7,000人ということで想定しております。

(委員)

では、結局見直し前と後のメリットは何でしょう、そうなってきますと。ほとんど集客にかかわる部分から見ても、それから教育的な効果的な面から見ても、自然に触れ合えるチャンスを奪う、そういった運動公園のような形で見直されたときのメリットというか、地域の活性化につながるような集客効果による経済効果が上がるとか、あるいは教育効果が上がるとか、そういった間接的なメリットという面から見ても、それほど大きな差がないというふうに思われるんですけども。

(紀北建設部事業推進室)

それに関しましては、今回、B/Cの算定ということで、できるだけ過大な評価を行わないように設定させていただいた数字でございます。ソフトボール協会さんの方に聞き取り調査を行った結果でございますけども、当地区は自然豊かな地域であって、冬場でも暖かい気候の地区でございます。実際あったということでお聞きしておるんですけども、都会の方のいわゆる大学の野球チームなんか、こちらの方に合宿にきたいということがありまして、今そういう設備が整っていないということで、そういうことをお断りしたというような経緯もあるということで、野球場の施設が整えば、そういった部分での集客をしていく自信がとおりになるというようなお話もいただいているところで、実はそういっ

た今町営グラウンドで練習されている方の2分の1だけの転換量をB/Cの算定では使っておるんですけど、そういった部分の効果については、数字上はちょっと見込んでおりませんが、期待できるのではないかというふうには考えております。

(委員長)

すいません。今の数字だけちょっと確認させてください。7,000人というと、1日20人、365日。例えば、大白のテニスコート。春夏秋冬、あそこで6面か5面ですよ、あのテニスコート。20人本当に入っているのか。

(紀北建設部事業推進室)

テニスコート利用者は、また別でございます。

(委員長)

でも、7,000って書いてある。

(紀北建設部事業推進室)

そうです。7,000人というのが実数で管理等で集計している人数でございます。

(委員長)

365日は冬も含むので半分として、そうすると、日40人ずっと来ている。その数字は本当に信用できる。料金徴収していますよね、あのテニスコートは。それつき合わせました、人数と聴取料金。

(紀北建設部事業推進室)

ええ。そちらの管理の方からいただいた数字で算定しております。

(委員長)

はい、ありがとうございます。ほかに。どうぞ。

(委員)

これ紀州というか熊野灘に面した公園。熊野灘というと、海と山が近接しているという非常に日本でも珍しい、しかも野性味のある地域だと思うんですね。今ごろから言ってもうどうしようもないのかもしれないけど、これだけの大金を投じて、おそらく先ほどなたか説明されていましたが、当初の計画は外からたくさんのお客さんにも来ていただいて、地域の活性化の1つにしようという、かなり外を向いた計画だったんじゃないかというふうに思うんです。そのねらいから言うと、城の浜という、こちらはオートキャンプ場とかプールとか温浴施設とか、外からのお客さんにも魅力があると思うんです。この大白の方は、これはまったく内向きですな。野球場なんかあったって、先ほどどこかの大学の野球チームが来るかもしれないとおっしゃっていたけども、大学チームのためにこれだけ大金を投じてやることかというふうに思えるんですが。

本当にやるおつもりであれば、例えば植物園的なものをつくるとか、あるいは何がいいのか、蘭がいいのか、何がいいのか知りませんが、この温暖地域に適した魅力のある花園というか、花の植物園をつくるとか。あるいは、せっかく海に面した山岳地帯、山岳というか、山のある地帯だと思いますので、当然キャンプ場もあって、あるいは山の上へ登って行って熊野灘を展望するような施設をつくるとか、もうちょっと本当に山と海、自然を生かすような、そういうあれを、外の人に対して魅力のそれをつくるというのも考えられたんじゃないかなというふうに思うんですがね。

そういう案と、今おつくりになっているスポーツレクリエーションゾーンですか、それを対比させて、じゃあどっちを選ぶかということでおやりいただけたらよかったと思うんですけども。10名の検討委員会をつくられて、地元としての意見はかなり反映されたんだと思いますけども、外から見て紀伊長島のよさを生かすプランという、しかもせっかく国県から大量のお金をいただいているあれにしては、ちょっとマイナーなそれになっちゃったんじゃないかなというふうに、そんな感じを持ちます。もう計画が進んじゃってどうしようもないのですか、今ごろそんなことを申し上げても。

そういうまだ修正の余地があるのだったら。もう既に町営の野球場なんかあるんでしょ、紀伊長島。先ほど何かあるとおっしゃいましたね、海山町で。まあ野球場とかそんなものはどこだってつくれると思う。学校の校庭でも借りてやればいい。もうちょっとせっかくやるのだったら、この城の浜ともうまくリンクさせて、本当に紀伊長島へたくさんのお客さんをお呼びするようなアイデアを、本当に死に物狂いで考える必要があると思いますね。町の人だけの意見じゃなくて、外の意見もよくお聞きになった方がいいと思いますよ。

(委員)

今の話に関連するのですが、私の発言も委員の発言も同じだと思うのですが、要するにこの事業が広域的性格の強い施設なので、例えば名古屋近辺、大阪近辺にはないような特色ある公園にしてほしい。地域にも貢献するという役割は当然あると思います。もしそういうことを説得力を持たせるためには、海山町に公園計画があるかどうかわかりませんが、公園体系を示して、ここでやっぱり地域にもサービスするようなスポーツ公園があって然るべきなんだという資料を最低見せていただかないと唐突な感じですね。なかなか理解しにくい。それがあまり説得力ない。

今のお話のように、町営グラウンドとか町営野球場が別個にあるのだったら、別にこんな所に必要なのか。キッズは自転車で1時間ぐらい超えたらなかなか来れないので、既存の人口集積がどのあたりなのかという地図も必要です。なかなか利用しづらいだろうなと想像します。そうじゃないんだとか、やっぱり使いやすいんだとか、そういうことがわかるような資料を補強していただかないと、地域にも貢献できるような性格にしたということ自体がなかなか理解しにくい。その辺の補強を、今日もしできなければ、今後お願いします。

(紀北建設部事業推進室)

グラウンドは確かに銚子川という河原の河川敷の所に町営グラウンドはございます。しかしながら、公式グラウンドといいますか、ソフトボールには若干広いような、野球場には狭い

というようなグラウンドでございまして、ソフトボールをやると言いながらも、なかなか施設的にはまだ整備もされていないようなグラウンドですので、野球も含めて今回地元の方からどうしてもそういうニーズが高まったということで、海山町、長島含めまして、わりと人口のわりには野球、ソフトというのは非常に全国的なレベルでも高い地域でございまして、中日本大会、いわゆる東海3県よりもう少し大きなエリアだと思うんですけど、そういったところへも進出も近年やられておるようですし、そういう観点からどうしても欲しいという声が高まったということでございます。

(委員長)

似たようなことなんですが、大学の野球部を呼んでくると言われたんですが、尾鷲かどこかにそういうのはいませんか。僕、仕事で北陸の大学の合宿とすれ違ったことあるのですが、聞いたらこっちへ合宿に来ているんだという。申し上げたいのは、競合するんじゃないかなと、そういう大学なんて言われても。今まさしくおっしゃったように、近隣の施設のポイントとか人口とか、それを貼り付けないと、ここだけ切り取ってスポーツですよと言われても、本当に必要かどうかは判断できないと思うんですけども。

(紀北建設部事業推進室)

尾鷲といいますか、ちょうど海山と長島の間三浦地区というのがあります、長島なんですけども。そこには、そういうソフトボールとか野球の方が合宿にみえます。ただ、グラウンドがあまりないんです。冬の間はご存知のとおり、東紀州というのは雪がほとんど降りませんものですから、キャンプをするには最適な場所だということで、三浦地区のそういう旅館協会というんですか、観光協会も誘致に行ってもらえるようです。それで、各大学とか社会人の方にもお願いをして、優先的にこちらの方に来ていただく実績はあるんですけども、海山町の観光協会とか旅館協会については、まだ今後の話ですので、こういったことが進むのであれば、そういった力も今後入れていくかもわかりませんが、今のところはまだそこまでには至っていないというのが現状でございます。

(委員長)

たとえこのようなことを認めるにしても、今おっしゃっていただいたような資料がないと、切り取ってぱっと見せられても、何が何だかわからないということですね。それから、海山と紀伊長島、合併するんじゃないかったですかね。合併の中にまた2つつくるということになる、この話ですと。今言われた不十分ながらも合宿に見える球場があって。

(紀北建設部事業推進室)

長島には公式グラウンドというのは。

(委員長)

今言われた三浦かどうか、僕、街道ですれ違ったんですよ、半島の方へ上がっていくとき。確か北陸の何とかという大学で合宿に来たと言ってみえた。

(紀北建設部事業推進室)

合宿には長島に来ている学校もありますね。

(委員長)

どうぞ。質問事項、はい。

(委員)

私の場合は7ページのところなんですけど、このコンセプトが皆さんの意見から十歩譲るといたしましても、コンセプトがキッズファームというので、もう一度またキッズファームとなっております、キッズランドとなっていないんですね。その辺ファームとランドをどういうふうに融合させていくかというような具体的な提示がないままに、この部分だけが切り替わっているという印象を受けるのですが、今度説明していただくときには、もっとその辺をより具体的にさせていただかないと、ちょっと切り貼りすぎるなという感じがするんですが、いかがでしょうか。

(委員長)

では、もう1つの質問と併せて。どうぞ。

(委員)

関連してです。私もここのコンセプトを読んでいて、随分キッズに優しい土地柄なんだなと思ってたんですけども。利用者の実数が少しわかっていらっしゃるところがあるというふうに先ほど言ってみえたのですが、その中で15歳以下の子どもの利用率ってどのくらい実際あったのでしょうか。また、平成22年に完成する事業だというふうに予定は書かれていますけれど、平成22年に15歳以下の子どもがここを利用する可能性というのは、どうやって試算してみえるのでしょうか。でない、キッズという言葉、あまり簡単に使うべきじゃないと、私は思いますけれども。

(紀北建設部事業推進室)

利用者の年齢別の統計というのは、実際としてはおりません。できておりません。ただ、ランド利用者に関しましては、今現在町営ランドを使われている組織というのが海山町内ですけども、ソフトボールで8チーム、サッカーチームで1チーム、これが約40~50人というふうに聞いております。そして、公式野球、リトル、シニア合わせてそれも1チームございまして、40~50人。若干指導者の人数は含まれるかわりませんが、ほとんどそれはすべて子どもたちというふうにお考えいただいてもよろしいかと思えます。約8,155人という数字はすべて子どもたちというふうに置き換えてもよろしいかと思えます。

(委員長)

委員への回答は。

(紀北建設部事業推進室)

すいませんです。まず、先ほどの絵がこのような形で、今回見直しされた部分の拡大図でございますけども、見直し前の状況といたしますか、公園全体を捉えるとこのような状況になります。当然これが藤ヶ谷池という池でございます、こちらが大白池という池でございます。この部分に關しましてのいわゆるソフトプログラム。例えば、こちらのササユリの苗を植えるというようなイベントだとか、湿生植物の観察会だとか、こちらが汽水域になるんですけども、そちらでの渡り鳥の観察とか、そちらの方については基本計画を凝集したような形で、いわゆるゾーンを分けて、まったく自然環境をゼロにしているわけではなくて、トータルでのコンセプトというふうにお考えいただきたいと思えます。

(委員長)

ほかにご意見頂戴します。どうぞ。

(委員)

先ほど委員が発言していたところですがごく気になったものなんですけど、社会経済情勢によりこれで3度目の再評価をとということをおっしゃっていたんですけども、その社会経済情勢というのは結局何だったのですか、答えの方が。私のイメージかたいくと、これ熊野灘、これからもっと尾鷲とか熊野の方へ行く通り道でもあるので、例えばこの間世界遺産が登録された熊野古道に対する何かそういうものが出てくるとか、キッズというよりは、少子化も進んできておりますから、どちらかという、お年寄りにも優しい公園とかというイメージもあったんですけど、全く逆の方向のような気がして。その社会経済情勢でどの部分がそれに対応されていたのか。それを詳しく教えてもらいたいです。

(紀北建設部事業推進室)

すいません。説明が不足しておりまして、申しわけございません。こちらが計画の策定概要でございますけども、平成12年度から13年度に、この前回の果樹園等々の計画が決められたこととなっております。そして、地域の社会情勢の変化という部分なんですけど、平成12年というのが2000年でございます、そのころに紀勢町の方ですね、いわゆる芦浜原発というのが、三重県で長年議論されていた所なんですけども、それが中電の撤退を受けまして、芦浜の原発が事実上なくなったと。そして、この紀北地域で、海山町に当たると思うのですが、ちょうどこの基本計画の策定期間におきまして、芦浜でなくなった原発を独自に誘致していこうという動きがあったと聞いております。

これは住民検討会の委員の方々の意見でございますけども、その当時はその計画があったからこそ、地域としてはそういうグランド施設が欲しかったんですけども、その開発計画の中で、そういった整備も考えられていたということで、この基本計画策定時点においては大白については、特に自然環境面に配慮した計画となったということで聞いております。この15年、16年につきましては、その施設の具体化を進めていこうということであったんですけども、そのときに海山町では住民投票までいった話なんですけども、原発の話はなくなって、その計画は消えてしまったということで、何とかこの大白公園に・(テ-プ交換)・今回の計画を提案させていただいたということでございます。

(委員)

なるほど、よくわかりました。原発が白紙になったところの社会経済情勢なんですね。よくわかりました。ありがとうございます。あともう1つお伺いしたいんですけど、もうだいぶ工事の方も進められているようなので、どのような状況かちょっとわからないんですけど、公園の中のバリアフリーの状況というものは、もちろんそれらは考えられているのでしょうか。

ご存知だと思いますけど、その近くにありますオートキャンプ場なんですけど、そこバリアフリーの宿泊できるようになっているんですね。車椅子対応の宿泊できるものがあったりですか、そういう所があるので、そことリンクするのであれば、例えば先ほど言っていたテニスコートなども利用されると思いますし、野球場とかソフトボール場はどうかかわらないですけれども、そのテニスコートなどは特にそういった車椅子テニスには使われると思いますし、特にどうしても三重県内というのは障害者スポーツというのは津に固まりがちなんですよ。紀北の方というのはそういった整備がなかなかなくて、津まで出てこないとスポーツができないといった方も多いようなので、そういったところの配慮があればと思います。

(紀北建設部事業推進室)

こちらが先ほど話題となりましたオートキャンプ場の状況なんですけども、今までの施設につきましても当然改修ということも考えていかなければならないかなというふうにも思っておるんですけど。これが公園の鳥瞰図になるんですけど、ちょうど入口のこちらに老人ホームがございます。この方らも毎日のようにこちらに出てこられて散歩するようなこともお伺いしております。

特に、スポーツという部分だけでなく、公園全体で考えますと、観光レクリエーションという部分になると思うのですが、そちらにつきましても高齢者の方々や体にハンディをお持ちの方にとりましても、貴重な社会参加の機会であるとも思いますし、心身をリフレッシュするのにも絶好の機会になってくると思います。今後、進めていくにあたりましては、適所に休憩所をつくったり、あと足に優しい舗装材を用いたりするなど、いわゆるユニバーサルデザイン設計というものを取り入れて、取り組んでいきたいというふうには考えております。

(委員)

ありがとうございます。この間、国土交通省がユニバーサルデザイン大綱というちょっと法律にかかわるもののこれぐらいの冊子ができたんですけども、その中に、施設をつくるなどには、必ず当事者の意見を聞いてつくるようにしましょうというような項目が出てきているんですね。これ多分おそろくずっとこの形で法律ができていくのだと思いますので、ぜひどこまでできているかわからないですけども、せっかく近くに老人ホームもあることなので、スポーツだけじゃなくて例えば遊歩道みたいな所ありますよね。そういった所も行けるようにして、考えていただければと思います。

(委員長)

はい。それでは、ご説明頂戴いたしまして、ほかにございませんか。どうぞ。

(委員)

こちらの資料として書かれています3回のこの地区についての検討会の資料を先ほどから拝見していました。資料で拝見していると、1月15日に第1回があって、6月7日に2回目があって、12月2日に3回目があったということで、この3億7,000万にかかわる変更については、この委員会では3回の討議で変更が決まってきたと解釈していいのでしょうか。

(紀北建設部事業推進室)

そうです。3回でございます。1回1回の会議で非常に時間が空いておるといふうなご指摘を予想されるのですが、1回1回住民の方々からご意見を伺って、それをできるだけ具体的な絵にしてそれを図っていこうという取組で、非常にちょっと時間もかかってしまったというものでございます。結果としては、3回の住民検討会でこのような形でまとめられたということでございます。

(委員)

そうすると、第1回目の方で、もはやスポーツ公園として整備して行ってほしいという意見がありまして、7月のところではもう具体的にそういうものを基調としてやっていこうというふうになっておりますね。そうすると、この6カ月の間で、公の方でもかなりの議論というものがあつたわけですか、その内部の方でも。この委員会を踏まえての意見をどういふうに汲み上げていくかというのでも、何度も意見の討論というものがあつたわけですか。

(紀北建設部事業推進室)

公と言いますと。

(委員)

地区の委員会の意見を集める中で、ここのところでこの委員会については事務局としては整備グループとコンサルタントの会社が入っていますね。この事務局の方とかアドバイザーの方とでもまた何か再度意見の交換というものがあつたわけなんでしょうか。

(紀北建設部事業推進室)

事務局の方としましては、住民検討会のコーディネーターというか、そういった役割を担っておりまして、併せて具体案をまとめていくという形をとっておりますので、計画そのものをどうするこうするという意見は、もうすべて住民検討会の方でお願いしています。

(委員)

そうすると、ほとんど委員会がこういうふうな意見でこういう方針でやりましょうといったら、それがほとんどパーフェクトというふうに考えていいわけなんですね。

(都市基盤室長)

それは当然委員会で議論されたものが。ただ、県もコーディネーターということで、そのまま受け入れるんじゃないに、それが住民さんの意見があるいはこの委員会の意見をいかに反映させるかどうかという形で、県内部あるいはコンサルタントの専門的なところでの議論というのは、当然させていただいておるところでございます。

(委員)

ええ。その中にはどういうふうな中身があったのですか。

(都市基盤室長)

その中身としては、当然スポーツ施設という意見もございましたものですから。ただ、それが先ほどから出ておった広域的な議論で進めている公園の中で、ただの運動公園的な位置づけではないということで、仮に運動公園で行くのであれば、そういったものがどの程度の集客的なものを行けるのかどうかというようなものも当然検討されなければならないところでございますし、そういうスポーツで利用される方等への具体的な聞き取り等もさせていただかなければならないというところ。あと、ここの委員会の中でも果樹園的なものの否定的とは言いませんけども、そういうものに対するご意見が出ているという中で、やはり猿害的なものがどの程度出ておったのかとか、そういうのもやはり役場さん等を通じましていろいろな聞き取りの方はさせていただいております。

(委員)

はい。

(委員長)

また地元主体の事業で、評価のときにトラベルコスト法が使われた。その辺の論理もまた伺いたかったんですけども、ちょっと長時間になりましたので、ご説明大変ありがとうございました。委員会意見はまた後刻終了後まとめて報告申し上げます。大変ありがとうございました。

それでは、同じくもう1つの都市公園事業ですが、準備の方よろしく願いいたします。はい、ご説明お願いいたします。

114番 松阪市総合運動公園 松阪市

(松阪市建設部都市計画課長)

松阪市の建設部都市計画課長の杉山でございます。よろしく願いいたします。座らせていただいております。今回再評価をお願いいたしております箇所につきましては、都市公園事業ということで、松阪市総合運動公園でございます。

まず、総合公園の位置からご説明申し上げます。松阪市につきましては、本年1月1日に1市4町により合併をいたしております。伊勢湾から山側では奈良の県境ということ

で、非常に広い範囲になっております。当公園につきましては、松阪市東部に位置をしております。1級河川櫛田川が近くを流れておりまして、鳥羽松阪線、松阪環状線、御麻生園豊原線の県道が隣接し、松阪市山下町、安楽町、山添町の3町に跨って位置しております。現在、52.5haにつきまして、事業を推進しております。

続きまして、松阪市総合運動公園の概要について説明を申し上げます。当初の事業計画につきましては、平成3年度当時に陸上競技場、野球場、プール、体育館、テニスコートなど、非常に高規格なハイレベルな施設を計画することによりまして、市民のスポーツに対する意識も向上されるということから、平成7年度に松阪市総合運動公園として63.3haの範囲を都市計画決定をして、都市公園としての位置づけをさせていただいております。

現在の事業でございますが、進めておりますのはこのうちの52.5haでございます。平成7年度より事業着手いたしております。用地買収を中心に進めてまいりました。しかし、社会経済情勢の大きな変化もありまして、平成13年度に大型施設につきましては見直しを行いまして、陸上競技場を残して自然環境を生かしたジョギングコース、それからデイキャンプ場施設などを建設するという事で、52.5haの区域を総事業費97億1,000万円ですべて整備する計画に変更いたしております。

3ページをご覧くださいと思います。事業の目的と進捗状況につきましては、記載のとおりでございます。事業計画につきましては平成8年から18年、全体事業費は先ほど申しましたように97億1,000万円ということでございまして、現在までの整備状況につきましては、用地取得済面積28.8haと、一部松阪環状線からの進入道路の整備を15年に行っております。

主な施設といたしましては、陸上競技場、ソフトボール場2面、サッカー場をとることが出来る多目的広場、それと現況の竹林や里山の形状を利用した展望広場、健康遊具とニュースポーツ等の遊具を設置する広場、それから調整池、それと東屋、パーゴラなどの景観施設、トイレなどということで計画をいたしております。今回、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業ということで、平成8年から行いまして本年でちょうど10年目に当たるということでございまして、再評価をお願いしております。

4ページをご覧ください。全体事業費の内訳といたしましては、用地補償費が33億7,000万円。施設整備費が63億4,000万円。全体事業費につきましては97億1,000万円ということでございます。

それでは、平成8年から昨年度16年度までの整備状況と今後の計画ということで説明をさせていただきます。平成8年度から16年度までの整備状況につきましては、主に用地買収を行ってまいりました。平成16年度末におきまして28.8haの用地を用地費21億5,390万円ですべて取得しております。また、平成5年度に県道松阪環状線より当公園の進入路道路整備ということで、一部施工済みをお願いいたしております。現在までのトータルといたしまして約22億2,400万円ということで進捗をいたしております。

今後の整備計画につきまして説明させていただきます。7ページをご覧ください。この計画の中で最も費用を必要とする陸上競技場でございますが、現在非常に市の財政状況も厳しい状況でございます。また市民の方々が利用できる陸上競技場の建設から芝生公園、広場ということで施設整備の変更をしたいと考えております。このことによりまして、陸上競技場建設費約34億円が減額となりまして、総事業費が63億1,000万円ということで

予定をしていきたいということで考えております。

なお、このことにつきましては、社会情勢の状況、市の財政状況、大変厳しい状態となっております。また今後の高齢化社会を迎えるにあたりまして、健康増進、それから健康維持を目的として、自然環境を生かした手軽に利用できる施設整備が望まれているということから、市民の運動レクリエーションに対する要望、環境、自然の大切さ、高齢化社会に向けての健康ということで、そういう整備をしていきたいということで、現在の用地取得済であります26.5ha、この区域でございますが、平成17年度本年度より平成23年度までの7年間で施設整備を行いまして、一部供用ができるようにしたいと考えております。

7年間の施設整備につきまして、主なものについてご説明申し上げます。まず、陸上競技場でございますが、先ほどお話をさせていただいたように、市民の皆さんが手軽に利用できる芝生広場に変更していき整備をしていきたいということで考えております。それと、多目的広場の部分でございますが、この広場にサッカーコートとソフトボールができる多目的広場を計画しております。現在、松阪のサッカー協会に所属する団体数は、少年、中学、高校、社会、女子部ということで、46チームが登録しております。登録会員数が1,400名に上っております。松阪市の体育協会の中でも突出した競技人口となっております。現在市内で競技のできる可能なグラウンドとしては3箇所あるんですけども、公式な競技スペースが確保できるのは1箇所だけでありまして、ちょうど下水の処理場の所でございますが、数年後には利用できなくなるというようなことで、サッカー協会からもグラウンド整備につきましての切実な要望をいただいております。このような状況でございます。

次に、ニュースポーツ、遊具、それから健康増進器具の広場ということでございますが、ニュースポーツにつきましては、スケートボード、インラインスケートの施設を計画しております。松阪市内におきましてもたくさんの方のスケートボード愛好者がいるわけですが、現在スケートボード等を堂々と滑る場所がないということで、仕方なく公園の歩道とか駐車場で滑っているスケーターが多くて、歩行者への危険性とか騒音やごみ問題が現実になっている状態でございます。このようなことから、スケートボード代表者、インラインスケート代表者から市議会議長あてに建設に関する請願が出されておまして、市議会としてもこの請願を採択しております。

健康増進遊具の広場につきましては、これからの急激な高齢化社会に向けた中高年の健康維持、健康増進を目的とした遊具を設置していきたいと考えております。遊具の広場の施設ということで、ニュースポーツにつきましては、スケートボードのそういう施設、そこに掲示しておりますが健康器具、それからシルバー遊具ということで、こういうもので考えております。展望広場でございますが、展望広場につきましては、なるべく里山の形状を変更することのないような休憩施設を設置する程度でありまして、なるべく手を加えないで現在の状況を残していくように考えております。

本年から造成の基本となります調整池の建設工事につきましては、今年度から行うわけですが、あと駐車場、園路、修景施設、東屋、パーゴラ、便益施設であるトイレということで、計画を全体としていたしております。以上が現在用地済みであります26.5haの整備計画でございます。総額24億円の事業費をもって平成17年度より平成23年度までの7年間で施設整備を行いたいということで考えております。この区域以外の計画につきましては、自然環境を生かしたジョギングコース、デイキャンプ場を建設してお

り、52.5ha を平成 28 年完成を目指してやっていきたいということで考えておりますが、今後社会経済情勢も踏まえながら施設の計画については検討していきたいということで考えてございます。

次に、この事業費に対する整備効果の検証ということでございますが、資料 10 ページをお願いいたします。今回の費用便益にあたりましては、直接利用することによって生まれる直接利用価値で計測いたしております。10 ページをご覧ください。直接価値につきましては、利用者の移動費用、移動時間、滞在時間を貨幣換算して便益として計上いたしております。これは熊野灘の公園と同じようなことで利用価値を算出しております。費用につきましては、要した費用、用地費用、それから今回の提案事業計画に要する整備費と今後必要とされる用地補償費、整備費、それから 50 年間に必要とされる維持管理費を加えたものを費用といたしまして、現在価値に置き換えて算出いたしております。

今回提案の施設整備に伴います利用者の想定でございますが、市内に類似事例として中部台運動公園がございまして、利用の実績を参考にこの公園に当てはめて想定をしております。15 ページをご覧ください。中部台運動公園につきましては、年間利用者数は全体で 15 年度では 56 万人、16 年度では 61 万人でございますが、この部分の芝生広場 2 ha につきましてを参考の資料として使わせていただきます。この芝生広場につきましての利用者数でございますが、これは広場の利用申請分ということで、例えば遠足とか市のイベントとか企業のイベントとか、そういう申請が出ていた部分の利用者数だけをカウントしてございます。それが 2 ha 面積がございまして、この平均値をとりまして、年間 2.25 人 / m² ということで年間の利用者数を想定いたしております。

その結果、直接利用価値といたしまして、13 ページでございますが費用分析結果ということで、総便益費はトータルといたしまして 145 億 3,400 万円と計算されております。費用につきましては、14 ページにトータルとして載っておりますが、トータルといたしまして、費用につきましては 88 億 600 万ということでございまして、全体の費用便益効果ということで 1.65 ということで出ております。

冒頭にも述べましたように、市の総合運動公園につきましては、平成 3 年度に計画を始めただけでございますが、社会経済情勢元気な時代に計画されたものでございまして、この事業を進めるにあたりましては、平成 7 年度に都市計画決定手続きを行っております。この計画に 63.4ha の土地利用につきましては、公園以外の土地利用というような利用ができない法規制がかかっております関係もございまして、また、平成 8 年度より事業を開始し現在に至っているわけでございますが、松阪市においても大変財政事情が厳しいということから、各団体また要望や、これからの高齢化社会に対して有効に利用できる施設ということと、また現在の自然環境にも十分配慮した公園を行っていきたいと考えております。

以上で松阪市の総合運動公園につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。1 点、かなりこの図が変更されたようなご説明でしたけど、その図面はないのですか。何か運動トラックが芝生になるとか、ニュースポーツが入るとか。

(松阪市建設部都市計画課長)

当初計画決定いたしました区域については 63.3ha で。

(委員長)

いえいえ、当初計画ではなくて最終計画です。これは運動トラックが芝生になるとか、ニュースポーツはここに貼り付けるとかおっしゃった図面では。この絵ですか。

(松阪市建設部都市計画課長)

この絵です。

(委員長)

トラックは残すのですか。

(松阪市建設部都市計画課長)

このトラックにつきまして、一応この7年間。トラックは残さないです。一応この陸上競技場、この部分につきましては、当面は芝生広場で皆さんに供用したいということで考えております。

(委員長)

ですから、そういう図面はないのですかとさっきからお聞きしているんです。これは上から見るとトラックですので、ご説明とは違う。

(松阪市建設部都市計画課長)

失礼しました。これは変わった図面はございません。これが芝生になっておりますので、ちょっとこれは今の計画しておる図面とこの部分が変わってくるということでございます。失礼いたしました。

(委員長)

はい。どうぞ、ご質問、ご意見頂戴します。

(委員)

では、質問させていただきます。公園計画の資料はないのですか。その中でここがどういう位置づけかというのが知りたいのです。例えば、全体のマスタープラン。この資料で言うと6ページ、中部台公園とこれがどういう関係かというのと、この6ページ、先ほどの当初計画の絵がありましたけど、左の端に公園のようなものがあるが色が付けてないんですけど、それとの関係とか、その辺をちょっと補足してもらえますか。

(松阪市建設部都市計画課長)

マスタープランということで、全体の位置づけから申しますと、8ページには載ってお

りますが、ただちょっと全体的な絵ということでは、松阪市全図の絵がここには示されておりませんので。

(委員)

都市計画区域の中でいいですけど。

(松阪市建設部都市計画課長)

ちょっと今資料としては持ってないんですけど、大きな公園としては中部台の運動公園と、それからこの計画しております総合運動公園と、この2箇所が大きな公園です。

(委員)

そうすると、広域公園が2つ。

(松阪市建設部都市計画課長)

そうですね。

(委員)

住区基幹公園はたくさんあるわけですね。

(松阪市建設部都市計画課長)

そうでございます。カネボウ跡の所にありますが、そういう公園もございます。特に大きい公園につきましては、この2箇所ということで予定しております。

(委員)

新しくこの総合公園ができたときに、15ページで利用者数を想定されているんですけども、中部台公園並みに来るだろう。だから、面積で掛けているという考え方ですよ、単純に言うと。

(松阪市建設部都市計画課長)

中部台公園は年間たくさんの方が利用されます。50~60万人ということで。その中の芝生広場だけの2haにつきまして、公園の使用のときに出ている申請書がございます。それをトータルしますとだいたいこの数字になってくるということで、全体での中部台運動公園の利用者数ではなくて、2haに限ってそれを基礎データとして利用させていただいております。

(委員)

わかりました。それで、市外の人も来ているとはいえ、市民が中心だろうというふうに考えると、新しく2つ大きな公園ができるわけですね。松阪市民が合併後16万ぐらいでしたっけ。その中の何人が行かれるかわかりませんが、考えると半々に分かれるんじゃないかなという気がするのです。これだと中部台公園は今までどおり使っていて、

新しい公園もそれ並みに使っていただくという考え方になっていて、ちょっとおかしいという気がするんですけど、どうでしょう。

(松阪市建設部都市計画課長)

当然、中部台運動公園と、それからこれができることによって競合という部分が出てくると思いますが。ただ、この地域については飛地市街地とか、櫛田地区につきましては松阪市でも人口が一番増えている地区でございますし、これに隣接いたしました所には虹ヶ丘の住宅、それからこの沿線には松阪多気パイパスという広域的な道路もありまして、やはりそういうところから見ますと、広域的に利用される分は半分にはならない、中部台も減る可能性はありますけども、こちらの区域として利用される方も結構あるのかなと。

それと、12ページの単年度の需要算出。この範囲の部分で松阪市で利用する需要算出結果ということで、松阪市がやっぱり中心で割合的には74%ですか。それから、明和町近所で9.7%とか、その辺の需要割合ということで、ほぼ市内の方が中心に使われるというようなことで、広域的な部分もございしますが、そういうことで算出いたしております。

(委員)

だから、松阪市の東半分、南半分と言うのでしょうか、その辺の人が新しい所へ行って、中心部から西のあたりの方が中部台に行くとか、そんな感じになるのかなと考えられる。そうすると、ダブルカウントというか、1人の人があっちにも行き、こっちにも行きという計算になってないのかなという気がするのです。今考え方はわかりましたので、後で吟味させていただきます。

それからもう1点、97億円を63億円に費用を減額、事業費を圧縮するというので、中身としては陸上競技場が芝生になるだけなんですか。30億円の内訳が何なのかなというのをもうちょっと教えてください。

(松阪市建設部都市計画課長)

はい。陸上競技場がかなり大規模なものでございまして、第二種公認ということをしておりまして、概算事業費でいきますと34億ぐらいかかるということで、かなり莫大なお金がかかるということでございます。

(委員長)

ほかに続けてご質問頂戴します。どうぞ。

(委員)

先ほどの委員の意見とも少し似ているのですが、先ほどおっしゃった中部台運動公園とこの松阪市総合運動公園とはどういう棲み分けとどういうのか、どういう特色の差があるのかということ、もう少し教えていただけませんか。それから、私ちょっと松阪の方不慣れなので、中部台運動公園はこの地図でどこにあるのでしょうか。位置図のところのこの辺で教えていただいたらわかります。

(松阪市建設部都市計画課長)

今がここのポイントで、これが伊勢方面なんですけど、飯南、飯高の方に向かいます今ポイントを指しているところ辺でございます、場所的には。

(委員)

比較的近い所に2つ運動公園があると考えていいのですか。遠いのですか。

(松阪市建設部都市計画課長)

結構距離的には10kmぐらいはある。

(委員)

車で何分ぐらいの所。

(松阪市建設部都市計画課長)

車で15分、20分ぐらいかかりますかね。

(委員)

それでどういうことですか。

(松阪市建設部都市計画課長)

はい。中部台との違いということで、中部台につきましても運動公園ということで、名称は中部台運動公園となっております、その中には県営野球場、テニスコート、アスレチック、それから教養施設といたしまして天文台とか子どもの城がございまして、教養施設も含めてかなり利用されておるといのが現実でございまして、この場合につきましては高齢者とかそういうシルバー遊具であるとか、ニュースポーツであるとか、ちょっと違ったような色分けでは考えております。

(委員)

中部台運動公園では需要が満杯になっているというところもあるのですか。

(松阪市建設部都市計画課長)

そうですね。中部台運動公園については、もうだいたい施設的にはほぼ満足というか、敷地面積いっぱいに使われておりますので、新たなものと言ってそれほど大きなものは敷地を広げていかないとなかなかできないかなということは、そういう状況でございます。

(委員)

それでもう1つ運動公園は必ず必要だということになるわけですね。

(松阪市建設部都市計画課長)

そうですね。そういうことで、市の総合計画の中でもこの必要性ということもあつた

て、現在まで進めておるとい状況でございます。

(委員)

はい。

(委員長)

ほかにご質問頂戴しますが、どうぞ。

(委員)

これは運動公園ということになっておりまして、いろいろ縮減をしていただくというのは非常にありがたいことなんですけれども、では運動公園としての位置づけは何と何があれば運動公園になるのかということなんです。都市公園と運動公園の定義はあると思いますが、いらぬ部分を極力。いらぬということはあれですけれども、あまりこれだけは絶対必要だというようなことがない限り、自然をできるだけ残して緑豊かな公園というのはありがたいんですけれども、運動公園と言うからにはどのようなものがあったときに運動公園としてのものになるのかというのが1点と。

また、用地が既にも買収できたところは、もとの計画にある半分ぐらいのところまで今やっていますよね。今後、例えば適正サイズがどのようなものなのかということへの再考も必要かなということで、計画があるから、予算があるからというような形では、ここにも書かれているとおり、社会経済状況が非常に厳しいんだということがあるので、その辺の部分の柔軟な対応というものはどういうふうに考えていらっしゃるのか。その2点を言っていたいただければと思います。

(松阪市建設部都市計画課長)

おっしゃられるとおり運動公園ということで、どこに運動公園という性格があるかということでございまして、今の利用でございまして、多目的広場につきますサッカー場であるとか、ソフトボール場であるとか、その辺で利用させていただくということだけなんですけれども、市といたしましては、本来は陸上競技場を何とかしていきたいということでは考えてはおるのですが、今の段階としてやはりこれをやっていくというにはかなり厳しい財政状況にあるということで、当面はこれについてはよう手を付けていかないということで考えております。

それと、この区域に隣接しました、今はこれだけなんですけど、これが運動公園の計画なんですけど、ここに隣接いたしまして市で進めております、今もう利用しております最終処分場という施設がございます。この中には最終処分場の不燃物とかそういうものを今現在埋めていってあるわけございまして、これは地域としても使い勝手のいいようにということで、この辺につきます運動施設をとということで要望もされておまして、将来的にはこういうものと一体になった施設整備ということも考えておまして、そういう面で将来的には財政状況が好転するかどうかわかりませんが、そういうことも全体としては考えていきたいということで思っております。

(委員)

そうしたらちょっと整理をしてみますと、都市公園事業の中には、例えば熊野灘臨海公園みたいなものもあれば、松阪市総合運動公園というようなものもあれば、それは位置づけをどういうふうにするのかによるだけであって、都市公園事業としては変わりはないということだとすれば、別に運動公園といったからトラックを30億もかかってやるような必要はないんじゃないかなというふうに思っています、くれぐれも柔軟な対応を、地域住民のニーズがどこにあるのか、社会情勢はどうなっているのかというのを睨みつつ、ぜひともいい形での公園。みんなが愛されなければ意味がないと思いますし。だから、あまり名前にはこだわらず、本来の公園が持っている目的に忠実した形でのソフトをちゃんと考えていただければと思います。これは要望です。

(委員長)

はい、ほかに、そちら。どうぞ。

(委員)

6ページの図にあります計画平面図という、この今出ているのなんですけども、確認をしたいのですが、当初からある計画の52.5haというのは、この今色を塗ってある所が全域ですか。

(松阪市建設部都市計画課長)

はい、そうですね。

(委員)

52.5haについては、もう都市計画決定もされているということですか。

(松阪市建設部都市計画課長)

そうですね。63.3haということで、もう少し広い区域での計画決定ということで。これが52.5の所でございまして、63.3というのはこの部分も含めまして位置づけはさせていただいております。

(委員)

そのうちの用地買収が済んだのが、今計画のある26.5haだけなんですか。

(松阪市建設部都市計画課長)

この部分が26.5haということでございまして、この部分について用地買収を取得済みということでございます。

(委員)

だいたい半分だと思うんですけども、今指されたこちら側の26.5haを除いた部分というのは、都市計画決定はされているけども、用地買収にまだかかってないという場所になる

わけですか。

(松阪市建設部都市計画課長)

この部分でございますが、一応この部分につきましても先行買収ということで、既に土地開発公社資金を使いまして用地の方は取得済みでございます。

(委員)

この事業、説明をお聞きしていると全体像がとてもつかみにくくて、先ほどから全体の中でどういう位置づけなのかという質問がたくさん出ているのはそのせいだと思います。五十何 ha が事業規模で、用地の取得はそのうちのこれだけで、そのうちの計画があるのがこれだけだという、その辺の段階的な説明資料というのがなく、とてもわかりにくかったので、説明資料が不足しているように思います。

(松阪市建設部都市計画課長)

そうですね。おっしゃるように、今までの 52 についてということで、今までのところと、それから今後のこの 7 年間ということで限定いたしましたもので、この残りの部分について、あと 52.5 につきましては 28 年度までに計画ということで、完成を目指しておりますということで、ちょっとご説明は申し上げたんですけど、資料としては添付しておりませんので。

(委員)

今後 7 年はとりあえず先ほどのご説明でも芝生にしておくけれども、ゆくゆくは本当はしたいんだというようなこともおっしゃってみえたというような、その全体計画と減額せざるを得なかった部分とか、用地買収実際に済んでいるエリアの指摘だとか、ちょっと資料として欠けていたように思うんです。

もう 1 つはアクセスなんですけれども、一部供用予定の計画平面図の方を見せていただくと、周辺に向かって非常に大きな道路が通るように書いてあって、それがぶつっと切れているという絵になっていまして、これも都市の中でアクセスとして一体何を考えてみえるかがとても伝わりにくいと思います。

以前、この場でこの近くを通る道路の再評価って上がったことありませんでしたっけ。ありましたね。その道路の再評価のときに、実はこういう公園の計画があってというご説明が最後の方にちょろっと出てきて、「ああ、そうなんですか」というような話があったように思うんですけども、おそらく全体としては道路の計画も含めて上川町のあたりって今すごい道路の工事していますので、道路の計画も含めて多分いろいろな計画が平行して動いてみえるんだと思うのは思いますけれども、その辺のご説明がちょっとあまりにもなさすぎたというように思うのですが、いかがでしょう。

(松阪市建設部都市計画課長)

わかりました。申しわけございません。今、おっしゃられている所につきましては、42 号バイパスがこういうふうに通っておりまして、これからこちらに農道整備ということ

で、これに併設してこの県道へタッチする道路を県の方でやっていただいております、この再評価をしていただいたのかなと思っております。

それで、この公園につきましての進入路ということで、ここでちょっと途切れたような位置になっておりますが、この松阪環状線というのがここをこう走っております、ここを走るわけですが、これが今年度末に供用開始いたしております、この部分は既にうちの方で整備をいたしております、ここにつきましての進入路ということで、こちらに入る所を考えております。

また、今ご指摘のありました農道につきましては、これに隣接をしておるということで、この関係も利用できるかなと。あと、少しこちらから2本ほど、県道から。県道がこうございますが、これから入る線が2本ございまして、この1本、2本、3本、4本接している道路を利用したいということで、アクセス的にはかなり利用していただけるのではないかなということで考えております。

(委員長)

今言われた関連計画、進捗も含めてそういった資料があれば非常にありがたいということです。

(松阪市建設部都市計画課長)

わかりました。

(委員長)

委員、どうぞ。

(委員)

思いつきに2～3申し上げますけども、ご参考までに申し上げるわけですが、1つは、ジョギングをされる方が結構多くなっていますから、ジョギングコース、こんな立派なやつをつくらなくてもいいと思うのですが、芝生の周りをぐるぐるっと走るとか、入っている道路脇に走れるコースをつくるぐらいで、それぐらいだったら全然金はかからないと思いますから、お考えになられたらどうかと。

2つ目は、テニスコートですね。これ若い人に需要が高いのですが、テニスコートもそうお金はかからないと思いますから、どこかにつくれないのかねということと、3つ目は、ここ何か展望台というお話がありました。少し高いのですか、これ。台地になっているのですか。

(松阪市建設部都市計画課長)

この部分でございまして、かなり高く見晴らしができる所でございます。

(委員)

そうですね。そういういい所があるのでしたら、ここへご主人が何か運動、汗流しに来る。そうすると、奥さんが付いてきて、子どもさんを一緒に連れてきて遊ばせておけるよ

うな、子どもさん用の遊具施設ですね。そうご大層なものでなくてもいいと思うのですが、あるとお母さんが喜ばれるんじゃないかということ。それともう1つ、これはもうお考えいただいているかもしれませんが、桜の木とか、あるいは秋のもみじとかつつじのような植え込みをたくさんつくっていただいて、ご家族が弁当をお持ちになって、高台で眺めを楽しんで、それからスポーツ、汗を流すというような、そういうのもあるんじゃないかなと思いますので、ご参考までに申し上げておきます。

とにかく、せっかくお金を使っておやりになるので、できるだけ市民の皆さん方たくさんお集まりいただいて、喜んでお使いいただけるような公園に仕上げさせていただきたいと思えます。

(松阪市建設部都市計画課長)

わかりました。一応参考意見ということで、また計画の中でそういうものも含めて検討していきたいと思えます。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

すいません、1つだけ教えてください。9ページにある事業費の内訳なんですけれども、一部供用開始予定のところ。修景施設工の中の東屋とパーゴラはわかりますけど、シェルター4基というのは何をつくれるのですか。

(松阪市建設部都市計画課長)

シェルターというのは、東屋のちょっと大きなものということで考えておまして、それほど大掛かりなものということではなくて、そういうことで考えております。

(委員)

私、東海大地震の避難シェルターでも公園の中につくるのかなと思ったんですけど。はい、わかりました。

(委員長)

それは東屋とシェルターの使い分けというのは何かあるのでしょうか。

(松阪市建設部都市計画課長)

私もこれ一応概算の費用でございまして、どうかなということ、「東屋とシェルターとどう違うのや」ということでご指摘のようなことを聞いたんですけども、どうもはっきりしたその辺の違いというのはよくわからなかったんですけど、ちょっと規模の大きなものがシェルターということで定義しているみたいなのでございまして。ちょっと申しわけございませんが、そこまでの知識でございます。

(委員長)

それと細かい話で申しわけないですが、ニュースポーツイコールスケートボードと理解してよろしいのでしょうか。何かほかに新しいスポーツ。

(松阪市建設部都市計画課長)

今、要望でいただいておりますのがニュースポーツということで、スケートボード、それからインラインスケートという施設ということで、この2点をとりあえず考えていきたいなということで考えております。

(委員長)

はい。それから、老人健康でしたっけ。写真見せていただけますか。これ後で委員からフォローがあるかと思うのですが、これ動物園みたいで、もし私が将来おそらく10年後にここへ入っていくと、周りから見られて何か哀れな。

(松阪市建設部都市計画課長)

決してここで困うわけではございませんので、あくまでも参考意見で、ちょっとこういう施設ということで、参考に出させていただいたもので、ちょっとわかりやすいようにということで、大変。もう少しいいものを選ぶとよかったですけど、大変申しわけございません。

(委員長)

さっき委員言われたように、ジョギングとかウォーキングの中で何か施設をつくっていくとか。委員の方が詳しいと思いますので、そのあたり。あくまでイメージですね。これをつくるというのではないですね。

(松阪市建設部都市計画課長)

はい。

(委員長)

はい、わかりました。

(委員)

では、振られましたので、ご質問したいと思います。シルバー遊具、どちらかと言うと、シルバーはシルバーと分けてしまわずに、イメージ的にはみんなで一緒にという。これにあっただけでしたっけ。子ども用のというのもありますよね。そういう小さいお子さんからお年寄りまで、いわゆるユニバーサルデザインですよね。そういった形の公園になっていけば、お年寄りはこっち、子どもはこっちと分けるのではなくて、みんなでいられるような公園になっていけばいいかなと。それで、端々に例えばトイレであるとか、水飲み場であるとか、そういった所にもやっぱりそういったバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点を持ってやっていただければなと思います。

ぜひつくるときには必ず松阪にもそういった団体とかいろいろあると思いますし、前、森林公園でしたっけ、大変意見を取り入れて素晴らしい公園つくったというのありましたよね。ああいう形で意見取り入れて、つくりかけのころに皆さん見てもらって、歩いてもらったりとかしながら、せっかくこんな大きな公園ができるのですから、やっぱりつくってしまってから「ああしとけばよかった」というんじゃなくて、つくる前にぜひ地元の利用される人たちの意見を聞いていただければと思います。

(松阪市建設部都市計画課長)

はい。ありがとうございます。ご存知のように、カネボウ跡公園ということで、松阪市のちょうどインターから市内に入る所に新しい公園ができたわけなんですけど、そこにつきまちは、地域の利用者の方の声というのがかなり反映させていただいた。それから、福祉関係の方の意見も取り入れて、設計するときと、施工した後でまた見ていただいてということで、かなりそういうことでは喜ばれておるということでございまして、そういう組織的なものもございまして、そういう意見も聞きながら進めていきたいなということで考えております。

(委員)

お願いします。せっかくいい事例で公園つくった所があるので、そういったところをぜひ取り入れてお願いします。

(委員長)

ほかにご意見いかがでしょう。ようございますか。それでは、用地買収で力尽きずに、今度上物もぜひイメージを膨らませて頑張っていたきたいと思います。

それでは、午前中に審議しました流域下水道、そして関連市町の事業、そして広域農道事業、それから都市公園事業ですけれども、今から休憩を挟みまして意見書作成したいと思います。委員の方々、それでようございますか。はい。では、意見とりまとめの後の再開を。

(公共事業運営室長)

目標 18 時でお願いできますでしょうか。

(委員長)

はい。では、意見書とりまとめて、目標 18 時ということで、一旦休憩いたします。

(休 憩)

(委員長)

お待たせしました。2 時間もたちまして申しわけございません。相当強い意見の調整と、それから我々の判断基準を明確にするため、かなりの時間を要しました。ただ今、意見書をまとめましたので、読み上げさせていただきます。座ってご無礼いたします。

意見書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成17年6月1日に開催した平成17年度第1回三重県公共事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）において、県より下水道事業5箇所及び広域農道事業1箇所及び都市公園事業2箇所の審査依頼を受けた。

下水道事業に関しては、同年8月31日に開催した第4回委員会及び同年9月26日に開催した第5回委員会において、県及び市及び町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

また、広域農道事業及び都市公園事業に関しては、同第5回委員会において、県及び市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 下水道事業

- 21番 中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）〔三重県の事業〕
- 115番 松阪市関連公共下水道事業（松阪処理区）〔松阪市の事業〕
- 116番 一志町特定環境保全公共下水道事業（松阪処理区）〔一志町の事業〕
- 117番 白山町特定環境保全公共下水道事業（松阪処理区）〔白山町の事業〕
- 118番 多気町特定環境保全公共下水道事業（松阪処理区）〔多気町の事業〕

21番については、平成2年度に事業着手し平成10年度に一度再評価を行いその後おおむね7年を経過して継続中の事業である。

115番については、平成2年度に事業着手し平成11年度に一度再評価を行いその後おおむね6年を経過して継続中の事業である。

116番については、平成8年度に事業着手しおおむね10年を経過して継続中の事業である。

117番については、平成13年度に事業着手しおおむね5年を経過して継続中の事業である。

118番については、平成9年度に事業着手しおおむね9年を経過して継続中の事業である。

これらの事業は、116番の再評価を行うにあたり、この事業と一体的に整備している21番とともに、ほかに21番と一体的に整備している115番、117番、118番の事業と併せて再評価を行ったものである。

平成17年8月31日に開催した第4回委員会において審査を行った結果、次の点について説明が不十分であったため、これらを説明できる資料の提出を待つて再審議としたところである。

一、合併処理浄化方式との経済比較及び効果比較（合併処理浄化槽との併用処理方式を含む）

一、コンクリート下水管の維持管理費。

一、計画処理人口予測の妥当性。

一、21番については、全体事業費の詳細な増額要因。

同年9月26日に開催した第5回委員会において審査を行った結果、21番、115番、116番、117番、118番については事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

ただし、県に対し次の点について本年度中に説明を求めるものである。

一、全体事業費の増額要因について

県は、前回の再評価時には、国の示す費用関数を使って処理場の建設事業費を算出していたが、今回、積み上げたところ当該費用が著しく増額となり、その理由として費用関数の要因の変化によるものとの説明があった。しかしながら、前回再評価からわずか7年しかたっていないにもかかわらず、当該費用がおおむね200億円も増額になることは、県の計画の甘さを指摘せざるを得ないものと判断される。このため、次の点について詳細な説明をされたい。

（1）費用関数の考え方とその要因の変わった点

（2）処理場の既築部分と残計画部分をあわせた建設事業費内訳

（3）最近のデータを使った人口推計

一、合併処理浄化槽との経済比較等について

県は、水質について三重県庁の浄化槽の実績と下水道の実績を比較して下水道の浄化能力が優れているため、将来にわたって下水道を整備する旨説明があった。しかしながら、今日では浄化槽の技術が進んでおり、将来を想像すれば、更に当該技術革新が予想される。したがって、今後は、最新技術を応用した浄化槽を基に現在の水質並びに費用を推測して下水道と比較するよう求めるものである。

なお、下水道と浄化槽の比較に当たっては、下水道のメリットのみならず、デメリットも含めて説明されたい。

合併処理浄化槽の設置スピードについては、他の先進的な自治体の状況を参考に県、市、町で最大限努力できる取り組みを考えるよう求めるものである。

一、資料の作成について

今後は、人口分布や家屋等の配置が判るような図面などを添付するとともに、資料の様

式や塗色を統一するなど県民にわかりやすい資料の作成に努められたい。

(2) 広域農道事業

1 番 北勢南部地区〔三重県の事業〕

1 番については、昭和 55 年度に事業着手し平成 12 年度に一度再評価を行いその後おおむね 5 年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(3) 都市公園事業

20 番 熊野灘臨海公園〔三重県の事業〕

114 番 松阪市総合運動公園〔松阪市の事業〕

20 番については、昭和 45 年度に事業着手し平成 10 年度と平成 14 年度と 2 回再評価を行いその後おおむね 3 年を経過して事業内容の大幅な変更が必要と判断したため 3 回目の再評価を行った継続中の事業である。

114 番については、平成 8 年度に事業着手しその後おおむね 10 年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、20 番については、前回委員会意見を踏まえた検討内容になっていないように思われた。したがって、次の点について説明できる資料の提出を待って再審議とする。

- 一、熊野灘臨海公園の整備目的の明確化
- 一、熊野灘臨海公園の整備目的における大白地区の位置づけ
- 一、大白地区の公園整備にかかるコンセプト変更の客観的な理由
- 一、大白地区のグラウンドにかかる具体的な利用計画及び利用者年齢構成の見通し
- 一、地元のスポーツ施設の整備実態と今後の整備計画

114 番については、次の点について、資料及び説明が不足していた。したがって、これを説明できる資料の提出を待って再審議とする。

- 一、地元自治体の公園計画における本公園と競合公園との位置関係及び利用計画上の役割
- 一、競合公園を含めた利用者の見通し
- 一、全体計画図と比較できる今後の進捗計画図
- 一、周辺の道路網と進入路の関係

委員の方々、以上でございますが、よろございますでしょうか。はい。それをもってはこれを意見書としまして、知事に答申いたします。審議会意見書、ここまでまとめました。

事務局、その他ございますでしょうか。

(公共事業運営室長)

事務局の方から事務連絡だけさせていただきます。

(事業評価 G L)

はい、事務局です。本日は大変長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。次回は 10 月 26 日水曜日、同じこの場所でございますが、開催する予定でございます。お忙しいとは存じますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

(委員長)

関係者の皆様、ありがとうございました。閉会いたします。